

令和6年第1回定例会

東吾妻町議会議録

令和6年 3月4日 開会

令和6年 3月18日 閉会

東吾妻町議会

令和六年第一回〔三月〕定例会

東吾妻町議会議録

令和6年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○議長挨拶	5
○表彰状伝達	5
○町長挨拶	6
○開会及び開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○議員派遣の件について	8
○諮問第1号の上程、説明、採決	9
○議案第14号の上程、説明、議案調査	10
○議案第15号の上程、説明、議案調査	12
○議案第16号の上程、説明、議案調査	13
○議案第17号の上程、説明、議案調査	13
○議案第18号の上程、説明、議案調査	15
○議案第19号の上程、説明、議案調査	17
○議案第20号の上程、説明、議案調査	18
○議案第21号の上程、説明、議案調査	19
○議案第22号の上程、説明、議案調査	21
○議案第23号の上程、説明、議案調査	22
○議案第24号の上程、説明、議案調査	24

○議案第 25 号の上程、説明、議案調査	25
○議案第 26 号の上程、説明、議案調査	27
○議案第 27 号の上程、説明、議案調査	28
○議案第 28 号の上程、説明、議案調査	30
○議案第 29 号の上程、説明、議案調査	31
○議案第 30 号の上程、説明、議案調査	32
○議案第 31 号の上程、説明、議案調査	33
○議案第 32 号の上程、説明、議案調査	34
○議案第 33 号の上程、説明、議案調査	35
○議案第 34 号の上程、説明、議案調査	36
○議案第 35 号の上程、説明、議案調査	38
○議案第 36 号の上程、説明、議案調査	40
○発委第 1 号の上程、説明、議案調査	41
○議案第 1 号の上程、説明、議案調査	41
○延会について	75
○延会の宣告	75

第 2 号 (3月5日)

○議事日程	77
○本日の会議に付した事件	77
○出席議員	77
○欠席議員	78
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	78
○職務のため出席した者	78
○開議の宣告	79
○議事日程の報告	79
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	79
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	83
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	85
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託	90

○議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託	91
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託	95
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	99
○議案第 9 号の上程、説明、議案調査	101
○議案第 10 号の上程、説明、議案調査	115
○議案第 11 号の上程、説明、議案調査	117
○議案第 12 号の上程、説明、議案調査	118
○議案第 13 号の上程、説明、議案調査	120
○議案第 42 号の上程、説明、議案調査	121
○議案第 37 号の上程、説明、議案調査	123
○議案第 38 号の上程、説明、議案調査	124
○議案第 39 号及び議案第 40 号の上程、説明、議案調査	125
○議案第 41 号の上程、説明、議案調査	126
○陳情書の処理について	128
○散会の宣告	128

第 3 号 (3月15日)

○議事日程	131
○本日の会議に付した事件	133
○出席議員	133
○欠席議員	133
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	133
○職務のため出席した者	133
○開議の宣告	135
○議事日程の報告	135
○議案第 14 号の質疑、自由討議、討論、採決	135
○議案第 15 号の質疑、自由討議、討論、採決	136
○議案第 16 号の質疑、自由討議、討論、採決	136
○議案第 17 号の質疑、自由討議、討論、採決	137
○議案第 18 号の質疑、自由討議、討論、採決	138

○議案第 19 号の質疑、自由討議、討論、採決	138
○議案第 20 号の質疑、自由討議、討論、採決	139
○議案第 21 号の質疑、自由討議、討論、採決	140
○議案第 22 号の質疑、自由討議、討論、採決	140
○議案第 23 号の質疑、自由討議、討論、採決	141
○議案第 24 号の質疑、自由討議、討論、採決	142
○議案第 25 号の質疑、自由討議、討論、採決	142
○議案第 26 号の質疑、自由討議、討論、採決	143
○議案第 27 号の質疑、自由討議、討論、採決	144
○議案第 28 号の質疑、自由討議、討論、採決	144
○議案第 29 号の質疑、自由討議、討論、採決	145
○議案第 30 号の質疑、自由討議、討論、採決	146
○議案第 31 号の質疑、自由討議、討論、採決	146
○議案第 32 号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第 33 号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第 34 号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第 35 号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○議案第 36 号の質疑、自由討議、討論、採決	150
○発委第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	151
○議案第 1 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	151
○議案第 2 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	153
○議案第 3 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	154
○議案第 4 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	155
○議案第 5 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	156
○議案第 6 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	157
○議案第 7 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	159
○議案第 8 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	161
○議案第 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	162
○議案第 10 号の質疑、自由討議、討論、採決	163
○議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決	164

○議案第 1 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	164
○議案第 1 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	165
○議案第 4 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	166
○議案第 3 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	167
○議案第 3 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	167
○議案第 3 9 号及び議案第 4 0 号の質疑、自由討議、討論、採決	168
○議案第 4 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	169
○陳情書の委員会審査報告	170
○委員会報告について	170
○閉会中の継続審査（調査）事件について	172
○町政一般質問	173
竹 淵 博 行 君	173
齋 藤 貴 史 君	181
○延会について	188
○延会の宣告	188

第 4 号 （3月18日）

○議事日程	189
○本日の会議に付した事件	189
○出席議員	189
○欠席議員	189
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	189
○職務のため出席した者	190
○開議の宣告	191
○議事日程の報告	191
○町政一般質問	191
重 野 能 之 君	191
渡 一 美 君	196
里 見 武 男 君	201
○町長挨拶	211

○議長挨拶	212
○閉会の宣告	212
○署名議員	213

令和6年3月4日(月曜日)

(第 1 号)

令和6年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第1号)

令和6年3月4日(月)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議員派遣の件について
- 第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第6 議案第14号 東吾妻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第15号 東吾妻町消防団条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第16号 東吾妻町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第17号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第18号 東吾妻町温川キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第19号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第20号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第21号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第22号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第23号 社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会の助成に関する条例について
- 第16 議案第24号 東吾妻町農業集落排水事業減債基金条例及び東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例を廃止する条例について
- 第17 議案第25号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第26号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 第19 議案第27号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第28号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第29号 東吾妻町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第30号 東吾妻町保育認定基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第31号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第32号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第33号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第34号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定教育型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第35号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第36号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例について
- 第29 発委第1号 東吾妻町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
- 第30 議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計予算
- 第31 議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第32 議案第3号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第33 議案第4号 令和6年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第34 議案第5号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第35 議案第6号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計予算
- 第36 議案第7号 令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計予算
- 第37 議案第8号 令和6年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第38 議案第9号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号）
- 第39 議案第10号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第40 議案第11号 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 第41 議案第12号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 第42 議案第13号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 第43 議案第42号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第9号）
- 第44 議案第37号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第45 議案第38号 吾妻広域町村圏振興整備組合理約の変更について
- 第46 議案第39号 町道路線の廃止について
- 第47 議案第40号 町道路線の認定について
- 第48 議案第41号 財産の無償貸付けについて
- 第49 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	佐藤 聡一 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳樹 君	8番	里見 武男 君
9番	小林 光一 君	10番	重野 能之 君
11番	竹 淵 博行 君	12番	樹下 啓示 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	石村 文明 君
教 育 長	山野 邦明 君	総務課長	関 和夫 君
企画課長	水出 悟 君	まちづくり 推進課長	酒井 文彰 君
保健福祉課長	小池 さつき 君	町民課長	寺嶋 正春 君
税務課長	堀込 恒弘 君	農林課長	角田 良信 君
建設課長	福原 治彦 君	上下水道課長	高橋 篤 君
会計課長兼 会計管理者	武井 幸二 君	学校教育課長	谷 直樹 君

職務のため出席した者

議会事務局長 西 山 孝 弘

議会事務局任
主 田 中 康 夫

議会事務局佐 西 卷 雅 子
議 補

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

まだまだ寒い日が続いておりますが、日々、春の訪れが感じられる季節となりました。

さて、本日ここに令和6年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集いただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、人事案件や各種条例の改正をはじめ、令和6年度予算案、令和5年度補正予算案、そして、その他多くの重要案件が提案される予定となっております。

議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって審議に臨まれることをお願いしたいと思います。

長い会期が予定されております。町長をはじめ執行部各位におかれましても、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶としたいと思います。

なお、今定例会におきましても新型コロナウイルスの感染拡大予防として、傍聴者の皆様にも手指のアルコール消毒をお願いいたします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

◎表彰状伝達

○議長（佐藤聡一君） では、表彰状の伝達を行います。

群馬県町村議会議長会表彰の受賞者が1月19日に開催されました理事会において承認され、2月20日に開催された群馬県町村議会議長会定例総会において、その報告がございました。

当議会におきましても、須崎幸一前議長と樹下啓示議員が町村議会議長と副議長として4年以上在職され、その功労を認められ、受賞となりました。

表彰状をお預かりしておりますので、伝達を行いたいと思います。事務局長が名前を呼びましたら、演壇の前にお進みください。

○議会事務局長（西山孝弘君） 樹下啓示議員、演壇の前にお進みください。

（12番 樹下啓示君 登壇）

○議長（佐藤聡一君） 表彰状、東吾妻町議会、樹下啓示殿。

あなたは、議会副議長として、よくその職責を遂行され、地方自治の振興・発展に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

令和6年2月20日、群馬県町村議会議長会会長、石内國雄。代読です。

大変おめでとうございます。

(表彰状授与) (拍手)

○議長(佐藤聡一君) 以上で表彰状の伝達を終わります。

◎町長挨拶

○議長(佐藤聡一君) 開会に当たり町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) おはようございます。

令和6年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月を迎え、ようやく春の息吹を感じる季節となりました。議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中ご出席をいただきまして、心より厚く御礼を申し上げます。

また、先ほどは、須崎幸一前議長と樹下啓示議員が、長年の議員活動の功績により、群馬県町村議会議長会表彰の伝達が行われました。心から敬意を表するとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。誠にありがとうございます。

能登半島地震の発生から2か月以上が経過し、被災地においては徐々にライフラインの復旧が進められている中、断水などで厳しい避難生活を余儀なくされている方々が大勢いらっしゃいます。町からは、職員1名、社会教育課の須田泰友主事を石川県かほく市に派遣いたしまして、家屋の被害認定調査の支援をしております。また、吾妻郡においても、今後、災害廃棄物の受入れを行っていく予定であります。

本定例会では、人事案件1件、条例関係23件、予算関係14件、その他5件、合わせて43件を提案させていただきます。慎重審議の上、全てを原案のとおりご議決くださるようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） ただいまより令和6年第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時06分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、9番、小林光一議員、10番、重野能之議員、11番、竹淵博行議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、会期は15日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、3月5日正午までといたしますので、よろしくお願

いたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明快に分からない場合または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理をしないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどご覧いただき、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

なお、2月20日に開催された群馬県町村議会議長会定例総会における宣言並びに決議も併せて添付してありますので、ご参考にしてください。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る1月31日に開催されました議会主催の3月議会の予算決算特別委員会に向けての議員研修会について、2月14日に開催されました吾妻郡町村議会議長会主催の議員研修会について、8番、里見武男議員より報告願います。

8番、里見武男議員。

（8番 里見武男君 登壇）

○8番（里見武男君） 皆さん、おはようございます。

去る1月31日に301会議室において議員研修会を開催いたしました。また、その報告をいたします。

当日は、午前と午後の2回に分けて研修会を実施しました。午前の部では、10時から12時まで第一法規株式会社販売促進第二部、三輪康平先生による条例、法令の読み方の講義と

予算・決算書の読み方のビデオ上映を鑑賞いたしました。条例、法令の読み方については、条例の基礎について、条例の制定・改廃について、改め文、新旧対照表、毎年改正される条例についての講義を受講いたしました。

続いて、議員向け予算書、決算書の読み方のビデオを鑑賞いたしました。自治体の財政運営の基本原則と予算原則、予算編成から決算まで、予算書の読み方、決算書の読み方についてビデオを拝聴いたしました。

午後の部では、一般社団法人地方公共団体政策支援機構の上席研究員の長内紳悟先生によるデジタルDXによる政策形成をテーマに講義を受講いたしました。受講内容としては、政策と対策の違い、EBPMとは、政策の事前評価と事後評価、エピソードとエビデンス、自治機関と執行機関の違い、DXとは、改善・改革・変革の違い、事実と意見の違い、ビジョンとは、計画と戦略の違い、自然増減と社会増減、最後に、町の様々なデータ分析について講義を受講し、いろいろな分野での意義深い講義となり、大変勉強になりました。今後の議会活動に生かしていきたいと思っております。

次に、去る2月14日に中之条ツインプラザで実施されました吾妻郡町村議会議員研修会についての研修報告ですが、長内紳悟先生による町村議会デジタル化に向けて、第33次地方制度調査会答申を踏まえてのテーマで講演を受講しました。受講内容は、1月31日に301会議室で開催されました議員研修会とほぼ同じ内容ですので、割愛いたします。

以上、議員研修会の報告といたします。

○議長（佐藤聡一君） 以上で里見武男議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 諮問第1号について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町では5名が人権擁護委員として委嘱されておりますが、令和6年6月30日をもって1名の委員が任期満了となることから、前橋地方法務局長より、公認候補の推薦依頼がありました。人権擁護委員候補者は、地域住民の中から人格・識見に優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を推薦することとされており、今回、五町田在住の横田弘美さんに打診をしたところ、候補者としての内諾を得られました。

横田さんは、昭和60年3月、前橋高等看護学院を卒業後、病院勤務を経て、平成21年4月から令和元年6月まで東吾妻町すこやかセンター福寿草にも看護師として勤務されておりました。

町といたしましては、人権擁護委員候補者の基準条件を満たし、適任者と考えておりますので、推薦に当たり、議会の御意見を賜りたく、諮問申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第6、議案第14号 東吾妻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 東吾妻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

る条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う条例改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（関 和夫君） お世話になります。

今回の改正案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律における改正に伴いまして、この番号法の別表第2が削除されました。この改正に伴いまして、番号法の第9条第2項、こちらは独自利用事務であります、及び第19条第11号、こちらは地方公共団体内の他機関への提供となります。この規定により委任を受けて制定されている条例、いわゆる独自利用条例と言いますが、この番号法の別表第2が引用されており、今回、条例改正をお願いするものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条は根拠法であります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の略称を「番号法」から「番号利用法」と改め、引用条文の号ずれを修正するものでございます。

第2条は用語の定義で、第2号、個人情報ファイル、第5号、特定個人情報ファイル、第6号、個人番号利用事務、第9号、特定個人番号利用事務、第10号、利用特定個人情報を追加しております。

第4条につきましては、個人情報の利用範囲について、第1項から第4項まで、字句等の改正を行うものでございます。

4ページをご覧いただきまして、こちら第5条につきましては、特定個人情報の提供について、字句等の修正を行っております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第7、議案第15号 東吾妻町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、消防庁が策定をいたしました非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員に支給する年額報酬の一部改正を行い、消防団員の処遇改善を図るための改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（関 和夫君） それでは、新旧対照表をご覧ください。

第15条、費用弁償の規定でございますが、別表内の年額の費用弁償について、班長を4万9,500円、ラッパ係を3万8,500円、消防団員を3万6,500円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

また、改正前の第3号の規定でございますが、教育、訓練及び巡視出動につきましては、現行では消防団活動事業補助金で対応しておりますので、今回削除するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第8、議案第16号 東吾妻町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、防災行政無線屋外子局の位置変更に伴う条例改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（関 和夫君） それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条関係のこちら別表でございますが、屋外拡声子局の5号、7号、18号について、それぞれ所在地番号を変更するものでございます。こちらは、旧岩島第一小学校の解体、原町保育所の移転、また、道路改良によりそれぞれ屋外子局を移設したことに伴う変更でございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第9、議案第17号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を申し上げます。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第17号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、あづま森林公園キャンプ場の設置目的を明確化するとともに、施設名称の適正化及び料金体系の一部見直しを行うことで、利用者の利便性を高め、観光振興に寄与することを目的として一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(酒井文彰君) 議案第17号の詳細説明を申し上げます。

本改正の要点といたしましては、設置目的の明確化、施設名称の明瞭化、そして料金設定の一部見直しの3点が主なものとなります。

それでは、新旧対照表をお開きください。

まず、第1条、見出しについて、改正前では「趣旨」となっていたものを「設置」に改めます。改正前は、設置目的の主たる記載がございましたが、目的を明確化するため、青少年の健全育成、町民の福祉向上、地域の活性化、観光振興という4つの柱を明記したものでございます。

次に、第2条では、見出しについて、改正前は「設置」であったものを「名称及び位置」に改めております。また、1項の下線部、単に「森林公園」と表記していたものを「森林公園キャンプ場」としてあります。また、設置位置につきましても、他の例規に照らし、代表地番のみの記載といたしました。

第3条では、施設名称をより分かりやすいものにするため、「簡易宿泊施設」から「バンガロー・ロッジ」に改めます。

第4条は、第2条同様に施設名称の改めとなります。

次に、第5条別表関係ですが、改正前の簡易宿泊施設6人用、8人用という表記をバンガロー6人用、8人用にそれぞれ改めます。

なお、これまでバンガロー・ロッジには日帰りの設定がありましたが、近年におきましては実際の利用はなく、影響も少ないため、運営効率化のためにも削除としています。

裏面をお願いいたします。

ここでは施設の呼称をロッジ（50人用）とした上で、料金体系の見直しを行うものです。具体的には、これまで1棟1泊8万円の設定であったものを改正後は基本料金を3万円とし、これに利用者1人当たり1,000円を加算していく方式に変更するものです。現状では10人から20人という比較的少人数での利用においても一律に8万円が適用されているため、利用を見合わせる団体も少なからずあり、利用促進に支障が出る面もございました。今回の改正により、少人数で利用する際に、これまでよりも安価な料金での利用が可能となります。利便性を向上させることで利用を促進し、施設の有効活用と収益性の改善につなげてまいりたいと考えております。

なお、本条例の施行は、令和6年4月1日としております。

改正内容の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、議案第18号 東吾妻町温川キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町温川キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、温川キャンプ場の設置目的を明確化するとともに、施設の定義について適正な表記に改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 議案第18号の詳細説明を申し上げます。

本改正の要点といたしましては、あづま森林公園キャンプ場同様、設置目的の明確化、施設名称の明瞭化、その他字句の修正が主なものとなります。

新旧対照表をお願いいたします。

まず第1条、見出しにつきまして、改正前では「趣旨」となっていたものを「設置」に改めます。

改正前第2条、設置には、町民の親睦と融和を図りという一文がございましたが、改正後はあづまキャンプ場同様に、第1条に青少年の健全育成、町民の福祉向上、地域の活性化、観光振興という設置目的を明記いたしました。

次に、第2条では、見出しを改正前の「設置」から改正後、「名称及び位置」に改めます。また、改正前の第2条に記載があった設置趣旨につきましては、第1条に明記いたしましたので、ここでは単に名称及び位置の表記のみとしております。

なお、位置につきましては、改正前の下線部、「先」の文字を削除し、代表地番のみの表記としております。

第3条では、見出しを改正前の「施設」から改正後「定義」に改めるとともに、単に「キャンプ場」とある表記を「温川キャンプ場」に改めることで、どのキャンプ場を指しているのかを明確にしたものでございます。

以下、第4条、6条、7条、裏面に移りまして、第8条、9条につきましても同様の表記としております。

なお、第8条中の平仮名表記の「き損」を他の例規にも照らしまして、漢字表記の「毀損」に改めております。

本条例の施行は、令和6年4月1日としております。

改正内容の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、議案第19号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、町村内における観光周遊性と利便性向上を目的として新たに整備した観光駐車場について、本条例中に追加するための一部改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 議案第19号の詳細説明を申し上げます。

お手数ですが、差し替えで配付させていただいた議案書のほうをお願いいたします。

本改正は、令和4年度から5年度にかけて新たに整備した観光駐車場について、条例に追加するものでございます。

新旧対照表をお開きください。

右側の改正前、第3条におきまして、7つの観光駐車場設置の記載がございますが、左側、改正後におきまして、新たに3つの駐車場を追加いたします。1件目は、3行目の横谷駐車場、2件目は、下から2行目の箱島湧水観光駐車場、そして3件目が最下段の仙人窟駐車場でございます。

これらの駐車場は、町内における観光の周遊性や観光客の利便性を向上させるために整備したものでございます。また、今回の改正に際しまして、表中の駐車場設置位置の地番表記につきましても、他の条例に照らし、適切な地番表記を用いた上で、代表地番のみの表記に改めるものでございます。

なお、差し替え前の誤植があった箇所についてですが、下から4行目に須賀尾滝ノ沢不動滝駐車場の地番表記が、正しくは国有林の「あ林小班」であるものを差し替え前は、国有林

「A林小班」と、誤変換によりましてアルファベット表記になっていたものでございます。この部分につきましては新旧に変更はなく、もともとの平仮名表記が正しいものとなりますので、差し替えをさせていただいた次第です。

なお、本条例の施行は、令和6年4月1日としております。

説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第12、議案第20号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

中小企業等の経営環境が依然として厳しい状況下において、小口資金の返済負担の軽減を図るため、制度の1年間の延長を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 議案第20号の詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、経済情勢が依然として厳しいことを勘案し、群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正に合わせまして、群馬県及び信用保証協会と連携し、中小企業者の経営安定化を図ることを目的に、借換え制度の期間を1年間延長するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第8条の2、既往債務の借換ですが、借換えの申込期限について、改正前では下線部、「令和6年3月31日まで」と定められているものを改正後、「令和7年3月31日までの1年間延長を行うものがございます。

県とも連携し、借換え期間を延長することにより、中小企業者を支援していくための改正となります。

なお、本条例の施行は令和6年4月1日としております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第13、議案第21号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

主な内容は、今後3年間の介護保険料の決定及び制度改正に伴う保険料率の改正でございます。介護保険料率については、これまでの所得段階9段階から13段階へと多段階化されます。介護保険料については、今後3年間で必要な介護サービスの需要と供給のバランスを検討、協議を重ねた結果、保険料基準額を据置きとさせていただくものがございます。

なお、この状況につきましては、2月14日に開催をされました町の介護保険事業運営協議会において説明申し上げ、ご理解、ご承認をいただいたところでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） それでは、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、ただいま町長からの提案のとおり、令和6年4月から令和8年度まで、3年間の介護保険料と保険料率を定めるものでございます。

改定に伴いましては、今年度、町の介護保険事業運営協議会を組織いたしまして、第9期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定を進めてまいりました。去る3月1日には、協議会から町への報告を受けたところでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正箇所は、第2条の保険料率の改正でございます。

保険料は、政令で定める基準に従い条例で定めることになっており、その政令がこちらにあります政令第38条第1項でございます。今回の改正では、保険料の見直しがなされ、所得基準がこれまでの9段階から13段階へと多段階化されました。

別紙でお配りいたしました資料の1、65歳以上の方の介護保険料（年額案）をご覧ください。この対象者等の内容を分かりやすく段階ごとに、対象となる方、調整率、第9期の年額保険料を一覧にさせていただきました。

条例第2条第1項第1号の政令第38条第1項第1号に掲げる者とは、第1段階の生活保護受給者や老齢福祉年金受給者などの方が該当いたします。以下、それぞれの号に該当する段階となりまして、第10段階から第13段階が新設された段階ですが、高所得者の標準乗率を引き上げる改正となっております。

保険料の基準額となるのが、資料1では第5段階の少し黒くなっていると思いますが、網かけ部分でございまして、年額6万8,400円で、今期、第8期から据置きとさせていただきました。この基準額を基にいたしまして、所得段階に応じた調整率を掛けて、各段階の年額保険料を算出いたします。

なお、低所得者の負担軽減を図るための特例措置といたしまして、第1から第3段階の調整率につきまして、条例第2条第2項のほうに、新旧対照表のほうに記載がございしますが、第1段階の調整率を0.285とし、1万9,500円とし、第3項では第2段階の調整率を0.485とし、3万3,200円、第4項で第3段階の調整率を0.685とし、4万6,900円にするものでございます。

資料1の欄外、非常に小さい字でございしますが、米印に記載しております低所得者に対しましては、標準乗率がより引き下げられ、負担が軽減されることとなります。介護保険の財

源は法令で定められておりまして、65歳以上の第1号被保険者は、保険給付費などの介護サービス費用が賄えるよう負担しなければなりません、この負担割合は23%となります。また、国からの調整交付金は5%を基準に市町村間の格差是正のため調整がなされ、第9期は平均6.29%の交付を見込んでおります。

裏面の資料2をご覧ください。

この基準額算出の根拠が、この資料に第9期介護保険料基準月額算定（第8期比）でございます。第9期の3年間で必要な介護サービスの総費用がC欄にあります。少し網がけになっておりますが、そちらの合計額54億5,399万2,025円と見込んでおります。D欄が65歳以上の保険料負担額です。C欄の合計額の原則23%となりまして、その額にE欄の調整交付金相当額を加え、G欄の調整交付金見込額を差し引いたものがH欄の保険料収納基準額となります。

そして、その下の段です。保険料の抑制のため、J欄の介護保険支払準備基金から1億1,000万円を取り崩しまして、L欄の保険者機能強化推進交付金をさらに充当いたします。そしてその結果がM欄の保険料収納必要額でございまして、10億6,898万4,568円となります。その額を予定保険料収納率と補正後の被保険者見込み数を加味いたしまして、保険料を算出します。そうしますと、基準年額は6万8,400円、月額にして5,700円で据置きということになります。

こちらの基金の取崩し、3年間で1億1,000万円というふうに計算しておりますが、そちらにつきましては、第8期において、コロナ禍の影響で介護保険利用率が伸びなかった分の積み増し等がございました。結果、現在積立額が1億6,700万円ほどある中で、保険料上昇の抑制を図るための有効活用という観点から、運営協議会でもご判断をいただいたところでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第14、議案第22号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、生活保護受給者であって保護を停止されている者については、福祉医療費の支給対象とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） それでは、説明をさせていただきます。

新旧対照表のほうをご覧ください。

町長が申し上げたとおりでございますが、第2条第2項第1号では、生活保護受給者は、生活保護の医療扶助で負担されるため、福祉医療費から除外をされる規定となっております。しかしながら、まれに臨時的収入があった等で一時的に保護を停止される場合等がございます。その期間中に限っては福祉医療費の支給の対象とすることを追記するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで、傍聴者の方に申し上げます。携帯の電源を切るかマナーモードにさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 続いて、日程第15、議案第23号 社会福祉法人東吾妻町社会福祉協

議会の助成に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第23号 社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会の助成に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本年4月1日から特別養護老人ホームいわびつ荘の指定管理者となる東吾妻町社会福祉協議会の経営の安定と事業の円滑な運営を図るため、助成する場合の手続について基本的な事項を条例として定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(小池さつき君) それでは、説明をさせていただきます。

条文のほうをご覧ください。

第1条に、今回の制定に至った根拠法令、社会福祉法第58条第1項とございます。その条文には、国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができるとございます。これに基づきまして、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会に対して助成する場合の手続等について、基本的な事項を新たに条例として定めるものでございます。

この条例による助成の一部であり、最大の目的といたしましては、通常よりも有利な条件で貸付金の支出が可能となるということでございまして、第2条のほうに、助成の範囲として明記をさせていただきました。

具体的な内容といたしましては、先般、ご議決を賜りました社会福祉協議会がいわびつ荘の指定管理者として本年4月から管理することに伴い、介護サービス事業の開始時に介護報酬が入金されるまでの一時的に資金が不足する場合の運営資金につきまして、通常よりも有利な条件で貸付けを行い、円滑な運営及び老人・介護福祉に対する支援につなげたいということでございます。

財源は、福祉事業に役立てるために指定された寄附金等を積み立ててまいりました福祉事業基金といたしまして、この基金の範囲内において、無利息でもって貸付けを行いたいと考えております。

それら事務的な内容や様式等も含む助成に係る詳細につきましては、第7条に記載のとおり、規則に委任する形で同時に制度設計を勧めているところでございます。

この条例の施行につきましては、令和6年4月1日とさせていただきたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第16、議案第24号 東吾妻町農業集落排水事業減債基金条例及び東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 東吾妻町農業集落排水事業減債基金条例及び東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

農業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業につきましては、令和6年4月1日より公営企業会計の下水道事業会計に移行いたします。これに伴い、減債基金条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、議案第24号につきましてご説明をさせていただきます。

町長の提案理由にあったとおりでございますけれども、農業集落排水事業減債基金及び浄化槽市町村整備推進事業減債基金につきましては、経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合等に、不足額を埋めるための財源に充てるときなどに積み立てておく基金でございましたが、農業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業は令和6年度より公営企業会計の下水道事業会計に移行することに伴い、廃止をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第25号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第17、議案第25号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第25号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案につきましては、字句等の一部改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の条例につきましては、条例中の字句等の一部改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

最初に3条中の「町長」を「地方公営企業法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」と改めるものでございます。以降42条まで、条文中の「町長」とあるものは「管理者」と改めるものといたします。これは、地方公営企業法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令第8条の2による改正になります。

それから、7条の見出し文及び第2項並びに第3項中の施行を、個人に関するところがございますので、「施行」から「施工」に改めるものでございます。

それから、2ページから3ページの改正前の9条、工事費の算出方法、第1項、町長が施行する給水装置工事の工事費、それから第10条、工事費の予納、第11条、工事費の分納、第12条、給水装置所有権の移転の時期の条文中、工事費が完納になったときとし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまで、それから第13条、工事費未納の場合の措置とありますが、利用者の方の給水装置につきましては、町は給水装置工事を施工はいたしておりません。昔は給水装置を町が施工していた時期があったかもしれませんが、現在は町が工事費を収めていただいて、町が工事を施工するということを行ってございませんので、改正後の第9条は、第6条に規定する費用とします。

それから、第10条、工事費の保証期間等、給水装置の工事の完成後2年以内にその給水装置が当該工事の瑕疵に起因して破損したときは、当該工事を施工した指定給水装置工事事業者がこれを補修するものとし、その費用は、当該指定給水装置工事事業者の負担とします。

それから11条、給水装置の変更等の工事、管理者は、配水管の移転その他の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。第2項として、前項の工事に要する費用は、原因者の負担とします。

それから12条、第三者の異議についての責任ですが、給水装置の工事に関し利害関係その他の者から異議があるときは、工事申込書の責任とします。

10条、11条、12条、これが繰り上がりますので、第13条、第14条は削除するものとします。

それから、6ページをお願いいたします。

第35条2項の下から2行目、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。これは、国で整備法が公布され、関係省庁の所管変更に伴う改正によるものでございます。

施行につきましては、令和6年4月1日とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩を取ります。

再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（佐藤聡一君） ここで、保健福祉課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） すみません、先ほどの議案第22号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明の中で、新旧対照表の私が第2条第2項第1号をご覧くださいというふうに申し上げましたが、こちら第3条の間違いでございました。ここに訂正をしておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

◎議案第26号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） では、日程第18、議案第26号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第26号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、東吾妻町簡易水道事業が公営企業会計に移行することに伴う字句等の一部改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(高橋 篤君) お世話になります。

それでは、議案第26号についてご説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、条例中の字句等の一部改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

最初に、第2条でございますけれども、給水区域でございます。第1項第1号、東吾妻町簡易水道地区とあるものを、この1号、(1)を削除し、東吾妻町簡易水道地区とします。

それから、3条からずっと42条まであるわけですがけれども、先ほど説明をいたしました水道事業の給水条例と同じでございますので、そういうことでお願いしたいと思っております。

説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第27号の上程、説明、議案調査

○議長(佐藤聡一君) 日程第19、議案第27号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第27号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月に公布をされました。これに伴い、水道法も一部改正されたことにより、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(高橋 篤君) お世話になります。

それでは、議案第27号の条例の改正について説明をさせていただきます。

先ほど町長の提案理由にもございましたとおり、生活衛生等の関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年に公布されました。これに伴い、水道法も一部改正をされました。これに伴っての一部改正でございます。

この法令の内容でございますけれども、水道整備管理行政のうち、水質、または衛生に関する事務に関する権限が厚生労働大臣から環境大臣に移管され、また、水道整備管理行政のうち、水質、または衛生に関する事務以外のものに関する権限を厚生労働大臣から国土交通大臣に移管をされるなどとなるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項第6号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」と改めるものでございます。

施行は、令和6年4月1日からとなります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第28号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第20、議案第28号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第28号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、報酬及び費用弁償の支給対象となる委員の追加を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） お世話になります。

それでは、詳細につきましてご説明させていただきます。

本議案につきましては、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例に、令和6年度から始まりますコミュニティスクールの関係でございまして、小学校及びこども園で5つ、中学校1つの設置を予定しております。学校運営協議会の委員及び地域学校協働活動推進員を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表の修正後の欄をご覧いただきたいと思います。

第1条関係の別表に学校運営協議会委員報酬額を月額7,700円、地域学校協働活動推進員報酬額を月額2,200円を追加するものでございます。

改め文では、附則にございましており、本条例は、令和6年4月1日からの施行を予定しております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第29号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第21、議案第29号 東吾妻町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第29号 東吾妻町立認定こども園条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令等の整備による町条例の一部改正になります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） 詳細についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましており、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備により、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことによる条項番号の改正でございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第6条、入園資格及び第7条、事業の中にあります項を削除し、修正するものです。

なお、改め文の附則にございますとおり、施行期日を公布の日からの施行を予定しております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

す。

◎議案第30号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第22、議案第30号 東吾妻町保育認定基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第30号 東吾妻町保育認定基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、子ども・子育て支援法の改正などに伴う町条例の一部改正になります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） 詳細についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましたとおり、子ども・子育て支援法に関連する法令等で教育・保育認定と使用されていることや保育の必要性について認定基準を定める条例であることから、条例名を改正するほか、条ずれ等を修正し、改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

条例名や第1条、趣旨につきましては、関係法令に合わせた改正となります。

第2条、定義については、子ども・子育て支援法の使用する用語を例として規定するために追加をしております。

第3条、保育の必要性の認定基準では、関係法令に合わせた改正です。また、7号のイでは条ずれを、9号においては定義規定を引用している部分を省略しております。

最後に、第4条については委任を追加しております。

なお、改め文の附則にございますとおり、施行期日を公布の日からの施行を予定しており

ます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第31号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第23、議案第31号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第31号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、先ほど提案させていただきました東吾妻町保育認定基準を定める条例を引用している部分等の改正により、町条例の一部改正になります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） 詳細につきましてご説明させていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましたとおり、引用している条例の改正に伴う部分の改正と、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備により、子ども・子育て支援法第19条の2項が削られたことによる改正でございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

6条、入所要件及び入所制限中にあります条例名の改正及び同条中の条項番号の改正となります。

なお、改め文の附則にございますとおり、施行期日を公布の日からの施行を予定しており

ます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第32号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第24、議案第32号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第32号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等により、町条例の一部改正になります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） 詳細についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましたとおり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において、令和4年9月に送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案の発生を受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定等を加える改正を行うものでございます。

本町では該当施設がございませんが、法令等に合わせて整備するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

最初に、第8条の2のほうをご覧くださいと思います。安全計画の策定、第8条の3

では、自動車を運行する場合の所在の確認を規定してございます。

なお、家庭的保育事業者等には、居宅訪問型事業は除かれるということから、7条において除外をする規定を加えてございます。

11条の他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準では、法の書き方に合わせた改正となっております。

第14条では、民法等の一部改正に伴う設備、運営に関する基準が改正され、同規定を削除するものでございます。

第15条、衛生管理では、職員に対し、感染症等の予防対策として、研修や訓練を定期的実施するよう追加するものでございます。

第26条、保育の内容では、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令等により、所管する厚生労働大臣から内閣総理大臣へ移管されたための改正でございます。

最後、第51条、委任の規定を追加してございます。

なお、改め文の附則にございますとおり、施行期日を公布の日からの施行を予定しております。

説明につきましては以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第33号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第25、議案第33号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第33号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、こども家庭庁設置法等の施行に伴い、子ども・子育て支援法の改正に伴う町条例の一部改正になります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） 詳細についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましたとおり、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令等の整備により、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことによる条項番号の改正でございます。

それでは、新旧対照表をご覧くださいと思います。

第3条、利用者負担額中にあります1号及び2号中の項を削除し、修正するものでございます。

なお、改め文の附則にございますとおり、施行期日を公布の日から施行を予定しております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第34号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第26、議案第34号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第34号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の改正に伴う町条例の一部改正になります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） 詳細についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましたとおり、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に関する一部改正と、民法等の一部改正による町条例の一部改正となります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第1条、趣旨では、法改正に合わせ事業者の運営基準を定めるための修正でございます。

第2条、定義では、用語を子ども・子育て支援法等から引用するための改正となっております。

第3条、一般原則は、国の表現に合わせた改正となります。

第4条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、内閣府令に合わせ、見出しを削除するものでございます。

また、ただし書以降は、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことによる改正でございます。

第5条、内容及び手続の説明並びに同意は、第4条と同様に内閣府令に合わせた改正でございます。

第7条、あっせん、調整及び要請に対する協力は、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことによる改正でございます。

第8条、受給資格等の確認については、施行規則の改正により支給認定証を支給認定決定通知書に変えることができる規制緩和をするための改正となっております。

第13条、利用者負担額等の受領では、利用者負担額に関する本条例の読替規定があるために削除するものや第4項では内閣府令に合わせた改正となります。

第14条、施設型給付費等の額に係る通知等では、準用する規定が子ども・子育て支援法の

第28条第4項にあるための改正となります。また、2項には、こども家庭庁設置法等の改正に合わせた改正でございます。

第15条、特定教育・保育の取扱方針では、条ずれのための改正及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う関係法令等により所管する厚生労働大臣から内閣総理大臣へ移管されたための改正でございます。

第17条、相談及び援助、第18条、緊急時の対応及び第20条運営規程は、先ほどの内閣府令の規定に合わせる改正となります。

第23条、掲示では、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン、デジタル臨時調査会決定により、書面の掲示をインターネットを利用し、公衆へ閲覧できる用にするための改正となっております。

第26条は、民法の改正により懲戒規定が削除されたための改正でございます。

第27条、秘密保持等は、先ほどの内閣府令の規定に合わせる改正でございます。

第32条、事故発生の防止及び発生時の対応につきましては、重大事故が発生した場合、規定がその都度改正されるため、引用規定と改正するものでございます。

第34条から第50条まで、先ほどの内閣府令の規定に合わせる改正でございます。

第51条、特別利用地域型保育の基準、第52条、特定利用地域型保育の基準におきましても、内閣府令を引用する改正でございます。

第53条は、先ほど第23条と同様の一括見直しプラン、デジタル臨時調査会の決定により、新たな情報通信技術の導入、活用が円滑に対応できる改正となっております。

なお、改め文の附則にございますとおり、本条例は、令和6年4月1日からの施行を予定いたしております。

説明につきましては以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第35号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第27、議案第35号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第35号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等により、町条例の一部改正になります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長(谷 直樹君) 詳細についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にございましたとおり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において改正するもの等でございます。

議案第32号と同様、令和4年9月に送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案の発生を受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定等を加える改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

最初に、第8条の2において、安全計画の策定、8条の3では、自動車を運行する場合の所在の確認を規定してございます。

14条の2、業務継続計画の策定等には、国の基準に合わせた感染症や災害発生時において早期の業務再開を図るための計画や、その計画に必要な措置を講ずるよう努めなければならない規定等を追加してございます。

第15条、衛生管理等では、職員に対し、感染症等の予防対策として、研修や訓練を定期的実施するよう追加するものでございます。

第24条は、委任の規定を追加してございます。

最後に、附則第2条、職員の経過措置の中では、改正の語句を修正させていただいてございます。

なお、改め文の附則にございますとおり、施行期日を公布の日からの施行を予定しており

ます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第36号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第28、議案第36号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第36号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、高等学校や大学等で修学する者が家計の急変により奨学金の貸付けを希望する場合に対象とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） 詳細についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましたとおり、既に高等学校や大学等にて修学している者が家計の急変により奨学金の貸付けを希望する場合に申請が可能とすることを追加するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第11条、貸付けの対象中、第3号に「入学を予定又は既に修学している者」に改正し、対象の範囲を拡大するものでございます。

なお、改め文の附則にございますとおり、施行期日を公布の日から施行を予定しております。

す。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎発委第1号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第29、発委第1号 東吾妻町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 樹下啓示君 登壇）

○議会運営委員長（樹下啓示君） それでは、発委第1号の説明を申し上げます。

この件につきましては、先般、先月の全協の席で皆さん方に案としてお示しをしてありますけれども、ご覧をいただけたものと思います。

これにつきましては、昨年6月に国による方針が示されました。成り手不足であるとか、透明性を高めるという意味合いから、我が東吾妻町議会も条例を制定すべきということで、議会運営委員会全会一致で条例を制定すべきということになったわけでございます。

以上のような結果におきまして、ぜひ皆さん方にもご賛同いただき、ご議決をいただけますようお願い申し上げます、簡単な説明ですけれども、よろしくお願いいたしますと思います。

以上、終わります。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第30、議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度の一般会計当初予算案につきましては、総額89億1,400万円を計上し、前年度と比較いたしますと6.5%の増、金額にして5億4,300万円の増額となっております。

厳しい財政状況が見込まれる中、各種の計画との整合を図り、町民と行政の協働による町づくりの実現に向けて取り組むことが不可欠であり、既存の事業を総合的かつ横断的に分析し、経費の節減や合理化を図られるよう予算を編成いたしました。

歳出予算におきましては、障害者福祉、高齢者福祉、子育て支援、学校教育、生涯学習、水の安定供給と汚水処理などの分野に重点配分をいたしました。民生費には障害児者総合支援事業費4億6,079万2,000円、社会福祉協議会貸付金6,000万円、子育てひろば事業の拡充費用を含めて224万9,000円を見込みました。教育費には太田小学校プール等工事費3,747万7,000円、中央公民館耐震改修工事3億2,024万9,000円、弓道場修繕工事1,210万円を盛り込みました。諸支出金には公営事業に関する財政措置として、繰出補助金、貸付金、出資金を合わせて3億7,400万円を計上いたしました。

歳入予算におきましては、町税や地方交付税の収入減などの影響に加えて、特定の財政措置のない事業費の増加もあり、各種基金からの繰入金9億9,099万8,000円、町債の発行7億2,840万円を見込み、歳入財源の確保を図ったものでございます。そのほかに債務負担行為の設定と地方債の限度額等の設定をするほか、一時借入金の最高額と歳出予算の流用方法を規定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 時間も早いんですが、ここで休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

（午前11時50分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出 悟君） よろしく申し上げます。

一般会計当初予算の詳細説明に当たりまして、別途配付してございます予算関係資料についてご説明いたします。

まず、1ページですけれども、一般会計の款別予算の対前年比較となっております。

2ページは、会計別の対前年比較でございます。

3、4ページは、一般会計の歳入歳出予算の款別の増減分析でございます。

5ページ、6ページは、主な事業となっております。

7ページは、一般会計の性質別予算の集計でございます。

8ページは、一般会計から特別会計への繰出金、補助金等の状況でございます。

9ページは、会計別の地方債残高の状況となっております。

以上で添付資料のほうの説明を終わります。予算審議の参考としてご活用いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、一般会計当初予算の1ページをお願いいたします。

第1条は、予算の総額のほか、款と項の区分ごとの金額を定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為を設定するものでございます。

第3条は、地方債の限度額等を設定するものでございます。

第4条は、一時借入金の借入最高額を8億円とするものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について、給与費の同一款内における流用を認めることを規定するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表でございます。4つの事業につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

第3表ですが、16事業につきまして、地方債の限度額等を設定するものでございます。

歳入予算になります。

町税につきましては税務課長よりこの後、説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） よろしくお願ひいたします。

歳入予算の町税につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

初めに、8ページをお開きください。

1款町税につきましては、本年度の調定額や昨年度の決算額等を基本に、徴収率等を勘案して計上させていただいております。

町税全体の予算額は2億4,105万6,000円でございます。本年度当初予算ベースとの比較では2,951万3,000円の減、率といたしまして約1.43%の減でございます。この主な要因といたしましては、法人町民税の現年課税分3,575万4,000円の減、固定資産税の現年課税分396万5,000円の増、軽自動車税種別割の現年課税分265万1,000円の増を挙げることができると考えております。

それでは、各税目ごとにご説明させていただきますので、10ページをお開きください。

まず、1項町民税、1目個人町民税では、本年度比10万1,000円減の5億2,406万7,000円を見込んでおります。現年課税分は5億1,963万円、滞納繰越分は443万7,000円でございます。

次に、2目法人町民税では、本年度比3,579万9,000円減の9,155万3,000円を見込んでおります。現年課税分は317法人で9,150万3,000円、滞納繰越分は5万円でございます。

続きまして、2項固定資産税でございます。1目固定資産税では、本年度比355万7,000円増の12億3,394万5,000円を見込んでおります。現年課税分は12億2,792万5,000円、滞納繰越分は602万円でございます。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金では、本年度比5万円増の2,639万6,000円を見込んでおります。交付団体は関東森林管理局、群馬県、東京都杉並区の3団体でございます。

次に、3項軽自動車税でございます。

1目環境性能割では、本年度比6万7,000円増の543万2,000円を見込んでおります。この環境性能割は、軽自動車を購入した際に課する町税ではありますが、実務的には県が徴収し、

町に払い込まれておるものでございます。

2目種別割では、本年度比260万円増の6,430万9,000円を見込んでおります。現年課税分は、軽自動車や原動機付き自転車等の9,511台分、6,387万8,000円、滞納繰越分は43万1,000円でございます。

次に、4項たばこ税でございます。本年度決算見込み額の推計により、本年度比146万8,000円増の9,175万4,000円を見込んでおります。

最後に、5項入湯税でございます。こちらも本年度決算見込み額の推計によりまして、本年度比135万5,000円減の360万円を見込んでおります。

1款町税の説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 2款地方譲与税でございます。

1項1目地方揮発油譲与税に3,000万円、2項1目の自動車重量譲与税に8,600万円、3項1目森林環境譲与税に前年と比較して661万6,000円増額の3,648万4,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

3款の利子割交付金は33万6,000円、4款配当割交付金は850万円、5款株式等譲渡所得割交付金は500万円、6款法人事業税交付金は3,250万円を見込みました。

7款地方消費税交付金です。

地方消費税交付金と社会保障財源交付金を合わせまして、前年度より900万円増額の3億3,900万円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

8款ゴルフ場利用税交付金は1,200万円、9款環境性能割交付金も1,200万円、10款地方特例交付金は570万円を見込みました。

11款地方交付税でございます。

前年度の算定実績と国の地方財政計画を勘案して算出しております。普通地方法税に29億円、特別地方交付税に2億円を計上し、交付税全体で前年度と比較して1.6%の減額となっております。

12款交通安全対策特別交付金は250万円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

13款分担金及び負担金でございます。

1 項の負担金は、合計で1,006万6,000円を計上、2 項の分担金は存目措置となっております。

14款使用料及び手数料でございます。

1 項の使用料は、1 目総務使用料から15ページの6 目教育使用料までの合計で8,023万5,000円を計上いたしました。

2 項の手数料は、1 目総務手数料から16ページの5 目土木手数料まで、合計で835万2,000円を見込みました。

15款国庫支出金でございます。

1 項の国庫負担金は、1 目民生費国庫負担金と17ページの2 目衛生費国庫負担金を合わせて、前年度より1,744万1,000円増額の3 億4,350万3,000円を計上いたしました。

2 項の国庫補助金は、1 目総務費国庫補助金から18ページの6 目教育費国庫補助金までの合計で、1 億2,034万2,000円を見込みました。

3 項国庫委託金は、1 目総務費国庫委託金と2 目民生費国庫委託金の合計で225万7,000円を計上いたしました。

16款県支出金でございます。

1 項県負担金は、1 目民政費県負担金と19ページの2 目衛生費県負担金を合わせまして、前年度より1,766万円増額の2 億4,112万6,000円を計上いたしました。

2 目の県補助金は、1 目総務費県補助金から21ページになりますけれども、8 目農林水産業施設災害復旧費県補助金までの合計で2 億2,432万4,000円を見込みました。

3 項県委託金は、1 目総務費県委託金から22ページの3 目教育費県委託金までの合計で2,960万9,000円を計上いたしました。

17款財産収入でございます。

1 項の財産運用収入は合計で3,683万3,000円を計上いたしました。

23ページになりますけれども、2 項の財産売払収入は合計で10万2,000円を見込みました。

18款寄附金は合計で2,505万2,000円を計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

19款繰入金でございます。

1 項の基金繰入金は、1 目財政調整基金繰入金から10目箱島小水力発電基金繰入金までの合計で、前年度より4 億8,272万9,000円増額の9 億9,099万8,000円を見込みました。

25ページをお願いいたします。

2項の特別会計繰入金は、介護保険特別会計からの繰入金で1,228万1,000円を計上いたしました。

20款繰越金は2億1,000万円を見込んだところでございます。

21款諸収入でございます。

1項の延滞金、加算金及び過料に116万円、2項町預金利子に1万円、3項の受託事業収入に1,442万7,000円を計上いたしました。

26ページをお願いいたします。

4項雑入は、1目衛生費徴収金から、飛びまして28ページ、7目の弁償金までの合計で1億2,384万6,000円を見込みました。

22款町債でございます。

1目総務債から29ページ、6目臨時財政対策債までの合計で7億2,840万円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして36.7%の増額となっております。

歳入につきましては以上になります。

続いて、歳出予算ですが、各担当課長よりそれぞれ説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） それでは、30ページから歳出になります。

1款1項1目議会費につきましては総額で9,387万7,000円、前年度と比較して455万8,000円の増となります。議員報酬12名分と事務局職員3名分の人件費と議会運営に要する経常的な経費が主なものでございます。

説明欄の最下段の備品購入費783万7,000円につきましては、こちら議場のマイクシステムの更新費用と動画編集用のパソコン購入費を計上させていただきました。

次のページ、2款1項1目一般管理費につきましては、総額で4億7,307万6,000円、前年度と比較して535万5,000円の増となります。

説明欄をご覧くださいまして、まず職員人件費につきましては、合計で4億3,876万4,000円でございます。会計年度任用職員報酬3名分と特別職給料2名分、一般職給料42名分、こちらにつきましては総務課、企画課、まちづくり推進課、会計課、町民課、東支所の職員給料と各種手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金などでございます。

次のページの一般管理事務費3,040万4,000円につきましては、各種委員報酬と社会保険料をはじめ、町長交際費のほかに役場本庁舎の経常的な管理経費でございます。

主なものといたしましては、33ページの4行目、印刷製本費200万円、こちらは総務課のほうで管理しております印刷機や複合機の印刷、コピー代でございます。通信運搬費910万円につきましては、役場全体の郵便料などでございます。このほか電話交換業務委託料389万4,000円や総合法令管理システム利用業務委託料370万3,000円などが主なものでございます。

続きまして、人事管理費390万8,000円につきましては、次のページの3行目、職員健康診断委託料195万9,000円や産業医委託料64万4,000円、また、一番下の機材取扱技能講習負担金53万4,000円などが主なものでございます。

続きまして、2目行政振興費につきましては、合計で1,802万4,000円となります。こちらは各行政区の区長さんや班長さんをお願いをする行政事務連絡業務委託料1,284万4,000円や住民センター整備事業補助金200万円、住民センター用地賃借料補助金145万円などが主なものでございます。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 3目財政管理費でございます。

国の作成要請を受けての対応といたしまして、統一的な基準による財務書類を作成するための業務委託料429万円のほか、財務会計等システム使用料など合計で531万4,000円を計上いたしましたところでございます。

○議長（佐藤聡一君） 会計課長。

○会計課長兼会計管理者（武井幸二君） お世話になります。

4目会計管理費では、前年より63万5,000円増額の947万1,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

会計管理事業は701万1,000円で、職員の時間外勤務手当や口座振替手数料、コンビニ収納システムの使用料などでございます。令和6年度においては公金振替手数料において、JAへ収納のデータを電送する手数料で18万5,000円、また群馬銀行へは支払うための手数料、これは電送でやる分と振込用紙でやる分があるんですけども、おのおの10月から有料になるということで、もろもろ含んで増額になってございます。

また、備品購入費の49万5,000円でございますが、こちらは7月に発行されます新紙幣対応の計数機購入によるものでございます。事務用品管理事業は246万円、役場全体の常用消耗品や各種封筒などの印刷でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続いて、36ページをお願いします。

5目財産管理費につきましては、総額で1億5,946万3,000円、前年度と比較して1,670万8,000円の増額となります。

説明欄をご覧くださいまして、庁舎管理事業につきましては、合計で4,113万8,000円となります。電気料の1,260万円は、役場本庁舎とコンベンションホールの高圧電力で前年度と比較して200万円の減となっております。

次に、通信運搬費210万円につきましては、こちらも役場本庁舎全体の電話料となります。それから、下から2行目の建築物環境衛生管理業務委託料570万1,000円につきましては、庁舎の清掃等に係るビル管理業務委託料でございます。

37ページ、上から6行目のE S P業務委託料442万2,000円につきましては、役場庁舎や学校等の高圧電力の契約に伴うプロバイダー委託料となります。

続きまして、庁用車管理事業につきましては、合計で614万円でございます。こちらは総務課で管理しております庁用車16台分の管理費用となります。

次のページをお願いします。

町有バス運行事業につきましては、合計で433万7,000円でございます。こちらは町が所有する2台のマイクロバスに係る管理費用と自動車運転業務委託料となります。

続きまして、その他財産管理事業につきましては、合計で1億336万1,000円でございます。

主なものとしたしましては、測量・設計・管理委託料1,474万1,000円と工事請負費8,061万6,000円でございます。こちらは旧東中学校体育館の解体工事に係る設計や旧岩島第二小学校及び幼稚園の解体工事などを予定しております。

続きまして、地域振興センター事業につきましては、合計で448万7,000円でございます。こちらは地域振興センターの経常的な管理経費でございます。

39ページ、6目の公平委員会費につきましては、群馬県町村公平委員会負担金11万8,000円でございます。

7目固定資産評価審査委員会費につきましては、合計で13万3,000円となります。こちらは3名分の委員報酬が主なものでございます。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 40ページをお願いいたします。

8目財政調整基金費でございます。財政調整基金と減債基金の利子の積立分といたしまし

て235万7,000円を見込みました。

9目企画費でございます。合計で7,588万3,000円を計上いたしました。

説明欄をご覧ください。

企画調整事業は、ひがしあがつま創生会議の運営費や東洋大学との連携事業費のほか、吾妻広域町村圏振興整備組合の一般経費負担金1,510万円、合併市町村振興基金の利子の積立分12万5,000円が主なものとなっております。

ふるさと応援寄附金事業は、返礼品代の報償費、ふるさと納税支援業務委託料、ふるさと応援寄附基金積立金など合計で3,695万1,000円を見込みました。

41ページをお願いいたします。

地方創生推進事業は、第3期となります総合戦略の策定委託料を含めて529万5,000円を計上いたしました。マイロックタウン東吾妻事業は、おらがまちづくりプロジェクト委員会の委員報酬のほか、デビルズタンバガーの開発・販売、岩カードの作成・贈呈、特技などを披露するワークショップを実施するための費用など、合計で683万2,000円を見込みました。

移住・定住事業は、移住相談業務委託料250万円、お試し移住用の住居賃貸料60万円、地方創生推進交付金移住支援金260万円が主なものとなっております。

42ページをお願いします。

関係人口創出事業は、ふるさとサポーターズの登録などの関連費用、ザスパ群馬との連携事業を含めまして、171万5,000円を計上いたしました。

人口減少対策事業は、吾妻郡合同の婚活イベントの開催費用の負担金のほか、結婚新生活支援事業補助金など合計で100万円を見込みました。

43ページをお願いします。

10目運輸対策費でございます。合計で8,456万円を計上いたしました。路線バス運行対策事業は、さかうえ拠点バス停整備支援業務・基本設計業務委託料430万円、町内6路線を維持するための乗合バス運行費補助金7,600万円、初度開設費等補助金100万円が主なものとなっております。

鉄道対策事業は、町内の4駅にありますトイレの維持管理費用などで178万4,000円を見込んだところでございます。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続きまして、11目支所費でございます。総額で7,249万3,000円、

前年度と比べて954万4,000円の増額となります。

説明欄をご覧くださいまして、初めに、支所管理事業につきましては、合計1,714万3,000円となります。こちらは東支所の管理に係る経費が主なものでございますが、次のページをご覧くださいまして、電気料が651万6,000円、それから、一番下の地域開発事業特別会計繰出金663万5,000円が主なものでございます。

続きまして、改善センター管理事業につきましては、合計678万9,000円でございます。こちらはあづま農村環境改善センターの施設管理に係る費用が主なものでございます。

次のページの工事請負費539万円につきましては、空調設備の修繕工事を予定しております。

続きまして、情報通信事業につきましては、合計で3,535万8,000円となります。こちらは東地区のケーブルテレビに係る管理運営経費となります。工事請負費2,895万円につきましては、新規加入のケーブル引き込み工事のほかに、上信自動車道整備事業に伴う光ケーブルの移設工事などがございます。

発電事業につきましては、合計で1,320万3,000円となります。こちらは箱島の小水力発電事業に係る経費と基金積立金1,260万1,000円でございます。

続きまして、12目簡易郵便局費につきましては、総額で1,497万2,000円でございます。こちらは植栗、厚田、本宿3か所の簡易郵便局に係る会計年度任用職員の人件費などが主なものでございます。

46ページの13目交通対策費につきましては、合計で1,401万8,000円でございます。主なものといたしましては、交通指導員委託料305万6,000円、それから工事請負費620万円、こちらにつきましては、カーブミラーの設置や区画線などの交通安全対策工事でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 47ページをお願いします。

14目電算業務費でございます。8,768万8,000円を計上いたしました。行政内部の電算システム全体の保守料や業務作業委託料、回線利用料、関係機器利用料のほか、サーバー、パソコン、プリンターなどの機器のリース料などが主なものとなっております。

48ページをお願いいたします。

15目開発費でございます。こちらの経費につきましては、企画課の管理する公用車の維持費用などで25万1,000円を見込んだところでございます。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続きまして、16目広報広聴活動費につきましては、合計で744万2,000円でございます。こちらは毎月発行しております広報ひがしあがつまとお知らせカレンダーの発行費用、また町の公式ホームページの経費となります。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 17目地域活性化対策費は、総額で7,637万9,000円の計上となります。地域活性化事業3,259万5,000円は、地域プロジェクトマネジャー人件費及び庁用車の管理費、そのほか地域活性化に関する事業費が主なものでございます。

また、ふるさと納税体験型返礼品としての八ッ場ダム放流イベントの開催を計画しており、これに伴う費用として、交通整理誘導員や仮設トイレリース料などの予算を計上しております。

そのほか最下段ですが、18節負担金、補助及び交付金に定住促進事業住宅取得奨励補助金1,200万円をはじめ、次ページにまたがりませんが、若者起業支援補助金や地域活性化事業補助金など、各種補助事業に関する予算の計上となっております。

続いて、地域おこし協力隊事業1,654万4,000円は、協力隊員の人件費、住宅借上料及び車両のリース料等が主なもので、隊員の活動を支えるための費用でございます。なお、令和4年度末に隊員1名が退職して以来、補充がない状態が続いておりましたが、この3月から1名の任用が決定したところです。また、令和6年度4月以降、新たに2名の任用を進めていく予定です。したがって、令和6年度は合計3名の協力隊員の任用を見込んでの予算計上となっております。なお、隊員の任用に要する人件費、活動費につきましては、特別交付税算定措置の対象となることを申し添えます。

次に、菖生地区活性化事業112万4,000円は、菖生ビジタートイレの消耗品補充や光熱水費などの経常的な維持管理経費及び清掃管理委託料等が主なものとなっております。

次ページに移りまして、吾妻溪谷活性化対策事業2,611万6,000円は、自転車型トロッコ、アガタンの運行に要する予算計上となります。運営スタッフの人件費をはじめ、施設の維持管理費、予約システムやホームページの運営費用等が主なものとなります。

次ページに移りまして、工事請負費の55万円、これについては道陸神トンネル内のイルミネーションを延長する工事を予定するものでございます。

それから、備品購入費111万3,000円は、トロッコの電動アシストバッテリー購入及びスタッフの連絡用のトランシーバーの更新、これが主なものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 18目交流事業推進費でございます。都市交流促進事業は、商店等の活性化に結びつけるため、コニファーいわびつを利用する杉並区民に商品券を配布する友好交流活性化事業を計画し、報償費に500万円を計上しているほか、都市と地方の共存共栄を図るために開催する地方創生・交流自治体連携フォーラムの運営費用など、合計で619万9,000円を見込みました。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 続いて、53ページの交流人口推進事業24万9,000円は、杉並フェスタや南相馬交流自治体フェアなど、交流物産イベント等への参加に伴う販売用物品の調達費、それから自動車等借上料などが主なものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 19目の山村振興対策費でございます。山村振興連盟負担金で7万円を計上いたしました。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続いて、20目諸費でございます。総額で1,695万7,000円でございます。

説明欄をご覧いただきまして、諸費につきましては、合計で246万6,000円となります。こちらは顧問弁護士契約委託料や裁判用弁護士委任委託料などがございます。

次のページの防犯事業につきましては、合計で1,430万6,000円となります。こちらは防犯灯や防犯カメラの電気料589万2,000円のほかに防犯灯メンテナンス業務委託料172万7,000円、防犯カメラリース料162万5,000円などが主なものでございます。

自衛隊事業につきましては、合計で18万5,000円で、こちらは隊員募集などの経常経費でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） 55ページをお願ひいたします。

2項徴税費、1目税務総務費は、2節給料から4節共済費まで職員11名分の人権費6,935万8,000円のお願ひでございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。税の賦課徴収に要する経費として、本年度比82万

2,000円増の4,114万5,000円のお願いでございます。

事業別にご説明させていただきます。説明欄をお願いいたします。

賦課徴収費2,395万8,000円は、賦課徴収に要する全般的な経費でございます。次ページにまたがります。次ページの最下段までがその説明となっております。税務関係各システムに係る13節使用料及び賃借料の合計1,367万3,000円や、22節償還金、利子及び割引料における還付金及び還付加算金750万円などが主な歳出でございます。

57ページをお願いいたします。

次に、住民税・軽自動車税の83万3,000円は、住民税、軽自動車税の賦課徴収に要する経費でございます。

会計年度任用職員報酬16万8,000円は、現在行っております申告相談期間中の1か月間に限りまして2名の会計年度任用職員の任用を予定しておるものでございます。

次に、資産税1,548万4,000円は、固定資産税の賦課徴収に要する経費でございます。12節委託料における固定資産税課税客体調査及びシステム更新業務委託用1,393万7,000円が主な歳出となっております。

最後に、収税87万円は、滞納整理や滞納処分などに要する経常的な経費でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 58ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきまして説明欄をご覧ください。

職員人件費として、一般職員6名分と会計年度任用職員2名分の人件費4,921万2,000円のほか、戸籍への氏名の振り仮名の機能を追加する戸籍情報システム改修業務委託料などを含めた戸籍事務に917万5,000円。

59ページをお願いします。

住民基本台帳につきましては、引っ越しワンストップ支援サービス利用料などを含め、住民基本台帳事務に489万3,000円、住基ネット・公的個人認証につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関わる各システムの保守料などを含む事務に400万円。

60ページをお願いいたします。

証明書コンビニ交付では、関連する利用料などが主なもので、505万4,000円、人権擁護委員関連業務に62万7,000円、旅券発行事務事業に1万5,000円、合計で7,297万6,000円を計上しております。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 61ページをお願いします。

4項1目選挙管理委員会費につきましては、総額80万1,000円でございます。こちらは選挙管理委員会に係る経常的な経費となります。

2目選挙啓発費17万4,000円につきましては、選挙啓発ポスターコンクールなどの経費でございます。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 62ページをお願いいたします。

5項統計調査費でございます。1目統計調査総務費は16万6,000円、2目統計調査費は、農林業センサス、国勢調査調査区設定、全国家計構造調査など、統計調査に係る費用で459万6,000円を見込みました。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続きまして、6項1目監査委員費につきましては、合計で63万1,000円となります。監査委員2名分の報酬が主なものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 64ページをお開きください。

2款7項1目コンベンションホール管理費でございます。前年度より207万1,000円減額の1,587万6,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

中ほどになります測量・設計・管理委託料330万円につきましては、公民館を含めた社会教育施設7施設分合わせた個別計画改定支援業務委託料でございます。この個別計画は5年に一度改定するものであります。そのほか自主事業業務委託料120万円、65ページ初めにあります工事請負費253万円が主なものとなります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 65ページに入りまして、2目道の駅管理事業に3,907万5,000円の計上となります。施設修繕料のほか、指定管理委託料として1,282万5,000円、それと広報紙掲載の入浴料無料券の精算金として309万7,000円を見込んでおります。

また、駐車場の不足を解消し、利用客の利便性と施設の収益性を高めていくため、令和6年度におきまして駐車場スペースの拡張を計画しております。この整備費用として、工事請

負費1,117万4,000円、それとこれに伴う土地購入費として638万円を見込むものでございます。

続きまして、3目桔梗館管理費に1,795万1,000円の計上となります。庁舎等修繕料102万6,000円は、給湯ポンプ修繕及び玄関自動ドアの修繕を見込むものです。

次ページに移りまして、指定管理料としましては749万円、そして入浴料無料券の精算金として503万2,000円を計上しております。工事請負費につきましては、防犯監視用カメラの設置及び給湯配管の更新工事等を予定するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 4目健康増進センター管理費128万5,000円のお願いでございます。

職員の時間外勤務手当をはじめ、職員の制服やシューズ等消耗品に係る経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 67ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目の社会福祉総務費、社会福祉事業1億7,234万円でございます。一般職員10名分の人件費のほか、7節の報償費の内訳として、民生委員・児童委員53名分に266万5,000円、保護司10名分、25万円など経常的な経費でございます。

18節の負担金、補助及び交付金の主なものは、68ページにいていただきまして、説明欄上から4行目、社会福祉協議会補助金3,708万8,000円でございます。

20節の貸付金6,000万円でございますが、条例制定でもご説明申し上げましたとおり、社会福祉協議会が本年4月から特別養護老人ホームいわびつ荘の指定管理を開始することに伴い、介護サービス事業開始時に介護報酬が入金されるまで一時的に資金が不足する場合の運営資金として町から貸付けを行うものとして計上をさせていただきました。原資は福祉事業基金からの繰入金を予定しております。

68ページ、2目障害福祉費4億6,530万1,000円は、障害児者の自立を支援するための経費でございます。障害児者総合支援事業4億6,079万2,000円は、障害者総合支援法に基づく各種障害サービスに係る事業費でございます。

12節委託料の主なものは、ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料、社会福祉法人愛星会へ1,250万円となります。こちらの支払いの中心となるものが19節の扶助費でございますが、69ページの説明欄、中段をご覧ください。障害福祉サービス給付費4億1,106万

円がその中でも主なものでございます。サービス利用者の伸びに伴いまして、昨年度比5,616万円の増額となっております。

障害福祉事業450万9,000円は、障害者総合支援法に基づかない町・県独自の事業費となります。主なものは、特定疾患等患者見舞金306万円でございます。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 70ページをご覧ください。

3目国民年金費は、年金資格の取得、喪失等の事務手続に必要な費用として9万円を見込んでおります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4目老人福祉費3億6,653万6,000円でございます。老人福祉事業3億3,873万9,000円の主なものは、敬老祝金695万6,000円。対象者は482人、うち100歳到達者は13人を予定しております。吾妻養護老人ホーム等への老人保護措置委託料、11人分で2,200万円の計上でございます。シルバー人材センター運営委託料598万6,000円と紙オムツ等給付事業委託料703万5,000円は社会福祉協議会へ委託しております。ほか、吾妻養護老人ホーム負担金として、広域圏へ3,063万4,000円、敬老会事業補助金として200万円を計上してございます。

71ページをお願いいたします。

介護保険特別会計繰出金は、後ほど介護保険特別会計でご説明をさせていただきます。地域包括支援センター事業2,779万7,000円につきましては、3名分の人件費のほか、予防給付ケアマネジメント委託料580万7,000円でございます。

5目福祉医療費1億67万9,000円でございます。福祉医療事業の福祉医療費は、高度医療など1件当たり医療費の伸び等を反映いたしまして、昨年度比518万円増の9,818万3,000円としております。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 6目国民健康保険費は、職員人件費3名分のほか、72ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金9,477万6,000円を合わせまして、ページ戻っていただきまして、6目の国民健康保険費は1億1,296万4,000円を計上しております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 72ページをお願いいたします。

7目社会福祉施設管理費284万4,000円ですが、指定管理のいわびつ荘、東吾妻地域活動支援センターの修繕料など施設の管理費でございます。お願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 8目後期高齢者医療費は、群馬県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金2億2,438万1,000円と後期高齢者医療特別会計への繰出金879万1,000円、保険基盤安定繰出金6,558万7,000円の合計で2億9,875万9,000円を計上しております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 2項児童福祉費、1目児童措置費1億6,501万4,000円でございます。子育て支援費1億5,906万4,000円の主なものは、児童手当、出産祝金、子育て支援金、出産・子育て応援給付金でございます。特に児童手当につきましては、令和6年10月に制度改正が予定されており、改正点といたしましては、高校生が対象となる、所得制限が撤廃となる、第3子以降の単価の引上げ等々がございます。それらを基に計上をいたしましたところ、前年度比2,645万円増の1億4,680万円でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（谷直樹君） お世話になります。

同1目内の子育てひろばでございます。224万9,000円のお願いでございます。はらまち保育所に2階に開設しております子育てにこにこひろばの運営経費となっております。来年度から土曜日の午前中の開設を予定しております。続きまして、子ども・子育て会議費でございます。370万1,000円につきましては、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にかかる主な経費でございます。

続きまして、2目保育所費では、町内2か所の保育所の運営経費として1億9,674万5,000円のお願いでございます。財源といたしましては、保護者からの利用者負担額のほかに、電源立地地域対策交付金などを充当する予定であります。説明欄では75ページの下まで記載がございますが、一般職員及び所長、保育士、保育士補助、調理員等の会計年度任用職員の人件費、そのほか経常的な経費でございます。

続きまして、76ページをお願いいたします。

3目学童保育費5,065万円は、町が設置します3か所の放課後児童クラブに係る運営経費と民間運営の2か所の放課後児童クラブに対する運営費補助金が主な内容でございます。12

節委託料では、坂上地区の放課後児童クラブ設置場所を坂上小学校敷地内に移転するための測量・設計・管理委託料440万円でございます。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 77ページをお願いします。

3項1目災害救助費につきましては、総額13万2,000円でございます。罹災救助資金積立金につきましては、前年度と比べ9万円増額の10万1,000円を計上させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1億4,755万6,000円でございます。保健総務費1億3,676万5,000円は、保健センター職員10名分の人件費のほか、78ページめくっていただきまして、説明欄中段をご覧ください。吾妻広域圏救急医療費負担金243万7000円、中之条病院健全化補助金1,588万6,000円がございます。その4行ほど下ですかね、令和6年度の原町赤十字病院に対する助成補助に関しましては、病院の運営状況を勘案いたしまして、運営費助成金1,984万4,000円、医療機器整備補助金1,000万円、医師確保対策補助金1,500万円とさせていただきました。

国民健康保険特別会計施設勘定繰出金1,079万1,000円に関しましては、後ほど特別会計で説明をさせていただきます。

2目予防費6,555万2,000円でございますが、定期予防接種事業4,553万2,000円でございます。主なものは、予防接種法に基づく定期予防接種委託料3,959万1,000円でございます。新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴いまして、その費用2,407万円が追加となるため、昨年度比2,165万円ほど増額となっております。定期外予防接種事業136万7,000円は、ワクチン接種の補助金となります。今年度から施行の帯状疱疹予防接種費用助成金は実績を反映し、95万円の増額のお願いでございます。インフルエンザ予防事業1,690万5,000円は、インフルエンザ予防接種の委託料と補助金でございます。狂犬病等予防事業105万9,000円は、狂犬病予防等に係る経費で、主なものは犬猫避妊手術等補助金58万円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業68万9,000円は、集団接種事業の残務に係る諸費用及びワクチンの専用冷蔵庫の処分費用等でございます。

80ページ、3目母子保健費1,743万7,000円でございます。次世代育成支援事業87万9,000円は、新生児から1歳6か月児を対象とした木育事業が主なものでございます。教育相談事業188万8,000円につきましては、各種教室や講習会等の委託料が主なものでございます。

妊婦支援事業986万4,000円の主なものは、妊婦健診委託料350万円と、81ページの不妊治療費補助金400万円でございます。その1行上でございます初回産科受診料支援は、令和6年度からの新たな支援として、全ての妊婦さんご自身の医療保険で賄えなかった分の受診料が発生した場合に1万円を上限として補助するものでございます。42人分42万円の計上です。

○議長（佐藤聡一君） 説明の途中ですが、ここで休憩を取ります。

再開を14時15分といたします。

（午後 2時02分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 81ページの説明欄二重丸の健康診査事業251万円でございますが、乳幼児の定期健診に係る経費でございます。その下、歯科健康診査事業116万8,000円は、乳幼児の定期歯科健診に係る経費でございます。母子医療給付事業112万8,000円は、未熟児養育医療と障害児に対する育成医療に係る経費でございます。

4目の健康増進事業費3,729万円でございます。健康診査事業1,123万5,000円は、82ページをご覧くださいまして、75歳以上の後期高齢者を対象とした特定健診委託料774万4,000円、健康管理システムソフト利用料等93万1,000円が主なものでございます。がん検診事業2,392万3,000円は、主に各種がん検診の委託料2,269万2,000円でございます。また、昨年度から施行の若年がん患者に対する助成金のほか、がん患者の外見の変化を補い、生活の質の向上を図るため、新規にがん患者医療用ウィッグ等購入費助成金、1人当たり上限3万円の10人分として30万円を計上しております。生活習慣病予防対策事業72万8,000円は、糖尿病予防教室や特定保健指導などの委託料でございます。自殺対策事業68万円は、自殺対策強化事業に係る経費でございます。

83ページをお願いいたします。

高齢者介護予防事業72万4,000円は、令和3年度から始まりました高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施する後期高齢者医療広域連合受託事業でございます。

5目の健康推進費62万円につきましては、食育の推進などに係る経費と骨髄移植ドナー助成金でございます。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 6目環境衛生費でございますが、畜産関連の排水処理状況を把握するための河川等水質検査委託料のほか、吾妻広域町村圏火葬場負担金1,408万4,000円、住宅用の太陽光発電システムや蓄電池システム設置に対する補助金の住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金500万円などで合計1,954万2,000円を計上しております。

84ページをお願いいたします。

7目公害対策事業費でございますが、大気観測装置の電気料や緊急時臭気等指数検査委託料など66万6,000円を見込んでおります。また、放射性物質汚染対処特別措置法に伴います除染対策事業につきましては、放射線量測定器の保守点検委託料9万3,000円を計上しております。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 8目保健センター管理費253万5,000円は、センターの光熱水費や保守点検委託料など管理運営経費でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 9目霊園管理費でございますが、工事を請負費であがつま共同霊園の転落防止フェンス設置工事200万円を含みます共同霊園の維持管理に要する費用で404万1,000円を見込んでおります。

続きまして、2項1目清掃総務費でございますが、環境美化運動のごみ収集委託料や不法投棄物処理委託料のほか、86ページをお願いいたします。吾妻東部衛生施設組合負担金2億2,794万7,000円、吾妻環境施設組合負担金1,217万4,000円、生ごみ処理機等設置費補助金20万円、吾妻郡一般廃棄物処理施設整備基金積立金5,000万円など、合計で2億9,235万円を計上してございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

3項1目の簡易水道費でございます。356万円のお願いでございます。町営以外の簡易水

道等整備事業補助金、施設整備費に350万円、水質検査に6万円のお願いでございます。お願いします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 続いて、5款1項1目労働諸費、労働管理費ですが、住宅の建設促進と人口定着を図るための勤労者住宅建設資金利子補給金として10万円掛ける20件分の200万円を見込むものです。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 農林課長。

○農林課長（角田良信君） お世話になります。

87ページをお願いします。

6款1項1目農業委員会費3,443万7,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

農業委員会費では、農業委員、推進委員30人の報酬、職員人件費など、農業委員会運営に係る経常経費でございます。

88ページをお願いします。

2目農業総務費9,578万8,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

農業総務費では、職員13名、会計年度任用職員1名の人件費となります。そのほかに農業後継者褒賞事業6万円、農政対策事業は、農業振興協議会補助金50万円、農業担い手受入協議会への活動補助金20万円でございます。

89ページをお願いします。

3目農業振興費3,413万1,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

経営所得安定対策事業133万2,000円で、主な支出は、地域農業再生協議会への経営所得安定対策等推進事業費補助金78万5,000円でございます。農業次世代人材投資事業は255万円で、2名分の就農支援補助金でございます。

農業振興対策事業895万円は、次ページをお願いします。農業機械導入事業補助金400万円、収入保険補助金105万円、令和6年度より開始する農作業受委託補助金200万円でございます。野生動物による農作物災害対策事業100万円は、個人の方が電気柵等を設置する補助金でございます。

中山間地域等直接支払事業1,686万円は、18集落への交付金1,676万8,000円が主な支出でございます。直売所施設管理事業に26万円、いわびつ体験農園事業に52万5,000円でございます。

91ページをお願いいたします。

4目農業経営基盤強化対策事業費2,000円をお願いでございます。

続きまして、5目畜産振興費254万8,000円をお願いでございます。防疫対策等の消耗品に210万円が主な支出でございます。

次ページをお願いします。

6目農地費1億794万3,000円をお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

群馬県中山間地域農業農村整備事業77万円は、本宿上の原地区の県営土地改良事業の事業負担金などがございます。

県単小規模土地改良事業の工事箇所は、金井水頭山地区用排水路整備工事、大戸大谷沢地区用排水路整備工事、萩生大谷地区用排水路整備工事、本宿白砂地区給水スタンド設置工事で5,700万円、工事に伴う測量設計管理委託料に620万円を予定しております。鳥獣害防止対策補助金は、1地区150万円で、電気柵設置を予定しております。町単小規模土地改良事業2,166万4,000円は、農道等の維持管理事業としまして、重機等借り上げ料718万2,000円、工事材料費700万円、町単小規模土地改良事業補助金150万円などがございます。

93ページをお願いします。

多面的機能支払交付金事業1,976万9,000円は、農地維持活動・資源向上活動に取り組む14組織への交付金1,846万3,000円などがございます。

続きまして、7目地籍調査費2,089万9,000円をお願いでございます。須賀尾地区と岩下地区の測量・設計・管理委託料1,550万円が主な支出でございます。

94ページをお願いします。

6款2項林業費、1目林業振興費9,136万3,000円をお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

林業振興費797万1,000円、松くい虫倒木災害防止委託料に188万円、森林整備担い手対策事業補助金150万円、特用林産物生産活カアップ事業補助金に246万円を予定しております。有害鳥獣捕獲事業1,399万4,000円は、有害鳥獣捕獲事業補助金1,250万円が主なものでございます。地域おこし協力隊事業は、隊員の活動に要する経費152万2,000円でございます。

96ページをお願いします。

緑の県民基金事業は2,734万5,000円でございます。伐採事業委託料に2,530万円、緑の県民基金事業補助金に200万円でございます。森林環境譲与税事業に4,053万1,000円でございます。主なものは、民有林意向調査に250万円、森林概況調査に700万円、集積計画策定に600万円、森林整備に500万円、令和6年度より木質化製品製作委託料に100万円、木材流通促進事業補助金に690万円、民有林造林保育事業補助金に800万円、令和6年度より広葉樹林更新補助金に300万円でございます。

2目林業基盤整備費7,639万4,000円のお願いでございます。広域林道開設事業に1,003万6,000円でございます。主なものは、測量・設計・管理委託料に400万円、吾嬭山線水源地調査負担金に500万円でございます。

97ページをお願いします。

国庫林道改良事業に4,201万4,000円でございます。測量・設計・管理委託料に500万円、林道新巻線（恋渡橋）補修工事に3,700万円でございます。県単林道改良事業は、林道北榛名山線舗装工事に1,010万円でございます。町単林道整備費事業1,418万4,000円は、林道の維持管理のための修繕料、除草業務委託料、重機等借上料、林道作業道総合整備事業補助金576万円などでございます。

3目町有林管理費388万2,000円のお願いでございます。主なものは、森林国営保険料250万円、松くい虫防除事業に94万円を予定しております。

98ページをお願いします。

続きまして、3項1目水産振興費14万9,000円のお願いでございます。吾妻漁業協同組合及び東吾妻支部への補助金でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 続いて、7款1項1目商工費、商工総務費に2,896万2,000円の計上でございます。総務費につきましては、商工観光係職員の人件費及び庁用車管理費などが主なものとなっております。

次ページに移りまして、2目商工振興費、商工業対策事業に1億2,637万6,000円の計上でございます。小口審査委員会委員報酬のほか、18節の負担金補助及び交付金が主なものです。商工会補助金につきましては、活動費補助金1,075万7,000円のほか、買物弱者対策補助金、街路灯維持活動補助金等を見込むものです。住宅新築改修等補助金は、当初1,500万円の予算措置により事業を進めてまいります。企業立地促進条例関連奨励金は、設備設置費

や用地取得費に係る奨励金として8,313万円を見込むものです。中小事業者SDGs推進補助金については700万円を計上し、継続実施してまいります。

続いて、3目観光費は、9事業合計で7,903万8,000円の計上でございます。観光管理費は3,829万7,000円の計上となります。

次ページに移りますが、主な事業といたしまして、岩島地区古谷地内にて岩櫃山古谷駐車場の拡張整備を計画しております。これに伴い、工事費約300万円と土地購入費119万6,000円を見込むものでございます。駐車場のスペースを拡充することで、登山客や観光客の利便性を高めてまいります。このほか観光協会活動費補助金として2,650万円を計上しております。この中には泊まって応援商品券事業補助金として500万円を含んでおります。そのほか観光振興事業補助金として、ふるさと花火ほかいイベント開催等への補助金として539万円を見込んでおります。

次に、観光宣伝事業525万6,000円は、パンフレット制作やホームページの維持、新聞掲載広告料など観光PRのための費用が主なものでございます。

次ページに移りまして、温川キャンプ場管理事業330万1,000円は、管理人の人件費のほか光熱費、保守点検などの経常的な維持費用が主なものとなっております。温川キャンプ場におきましては、経費節減ということもあり、令和6年度におきましては特段大きな工事費等は見込んでおりません。

次ページに移りまして、あづま森林公園キャンプ場管理事業に1,812万1,000円の計上となります。こちら温川キャンプ場同様に、人件費、光熱水費、保守点検費用等でございます。令和6年度の大きなものとしたしましては、ページ下段に工事請負費980万円の計上がございます。これは8棟あるバンガローのうちの6棟を解体撤去するための工事費の計上となります。現在老朽化するバンガローの維持修繕に多くの費用がかかることに加えまして、清掃作業の人件費、光熱水費などの費用もかさんできております。将来的な負担軽減を図っていくためにも今回6棟を撤去し、空いたスペースにつきましては、行く行くはフリーサイトとして活用する方向へシフトしていく考えでおります。そのための撤去工事費の計上となっております。なお、バンガローは全て撤去するのではなくて、2棟を残した上で、トイレ、シャワー等の利用に活用していく計画としております。

続いて、公園管理事業219万円は、各地区公園施設の光熱水費、保守、清掃管理託料などが主なものとなります。天神山公園整備委託料30万円につきましては、公園内の支障木撤去に係る費用を見込むものでございます。

続いて、都市公園管理事業114万8,000円は、都市公園に位置づけられている1号、2号、3号街区公園の経常的な維持管理費用が主なものとなっております。

ページの最下段から溪谷自然公園事業603万5,000円は、吾妻溪谷内の観光トイレに係る維持費用でございます。

次ページをお願いいたします。

庁舎等修繕料120万円につきましては、溪谷内ハイキングコースの防護柵等の補修を見込むものです。溪谷自然公園内施設整備等業務委託料251万9,000円は、溪谷内観光トイレの清掃業務委託及び遊歩道の点検管理業務に係る委託料でございます。日本ロマンチック街道事業6万9,000円は、土地借上料及び協会負担金でございます。

続いて、忍びの町ひがしあがつま推進事業に462万1,000円の計上でございます。印刷製本費150万円は、忍び関連のガイドマップ、チラシ作成のほか、忍者関連の啓発用品の制作などを見込んでおります。また、令和6年9月に国際忍者学会の大会が東吾妻町と中之条町を会場に開催される予定となっており、これに伴い、両町で組織される大会実行委員会への負担金10万円を計上しております。このほか忍びの町PRにつながるイベント開催等への補助金として、観光振興事業補助金200万円を計上しております。

続いて、4目消費者行政推進費128万8,000円は、バイテック文化ホール内に設置されている消費生活センターの運営に係る町村負担金でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。

8款1項1目道路橋りょう総務費1億2,344万8,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

職員15名と会計年度任用職員1名の人件費など、12節で道路台帳補正業務委託料800万円、14節工事請負費1,200万円は、法定外公共工事及び町道の水銀灯交換工事となります。その他、県道路協会、期成同盟会などの会費となります。

次に、2目道路維持費1億3,819万4,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

燃料、修繕料、手数料、保険料につきましては、作業用の機械としてのグレーダー、4トンドンプ、2トンドンプ等の経費となります。また、冬期降雪時の対応としまして、除雪・砂撒き委託料として1,400万円、自動車借上料は、各地区の原材料支給や行政区による除雪

費として850万円です。14節工事請負費は、町内一円地域道路管理及び元ノ宿・栗平峠線、大沢・長藤線舗装改修工事に5,450万円、15節工事材料費は、各地区の原材料支給による舗装資材やU字溝等で1,800万円、17節備品購入品につきまして、刈り払い機等となります。18節県営事業負担金では、群馬県で実施していただいております急傾斜地崩壊対策事業負担金、榛名西麓事業負担金の町の負担分でございます。

次に、3目道路改良費合計で1億3,089万5,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

道路改良費で5,435万3,000円です。12節測量・設計・管理託料1,100万円は、町道辻・古谷線、田谷・貫井線、16節土地購入費600万円は、町道1126号線、21節補償費は、町道馬場・手子丸線、町道1126号線の電柱移転などとなっております。

次に、上信自動車道関連事業7,654万2,000円ですが、12節測量・設計・管理委託料は、冬期託料、14節工事請負費は、町道1068号線、町道1137号線の工事請負費、16節土地購入費は、町道6096号線土地購入、18節負担金は、町道植栗・十二ヶ原線の県営事業負担金、21節補償金は、町道6096号線の補償などとなります。

次に、4目橋りょう維持費1億7,898万円をお願いでございます。12節測量・設計・管理委託料5,550万円は上本橋補修設計業務及び橋梁点検業務、原町歩道橋補修設計業務費として7,000万円、14節工事請負費5,300万円は、根古屋橋及び須郷沢橋補修工事となります。

次に、2項1目都市計画総務費合計で414万5,000円をお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

都市計画総務費は、都市計画業務の庁用車管理が主となります。広場管理費305万1,000円は、主にふくし・ふれあいロードの管理経費と花壇の作業となる苗代等となります。14節工事請負費253万円は、ふくし・ふれあいロードの照明灯の交換工事となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 2目の下水道費でございます。18節の負担金補助及び交付金でございますが、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業関係市町負担金に551万7,000円の計上でございます。これは高崎市との協定に基づく負担金になります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 続きまして、110ページをご覧ください。

3 項 1 目公営住宅管理費1,380万3,000円をお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

町営住宅管理経費が主なものとなります。

また、10節の老朽化した修繕費が増大をしているという状況にあります。12節で施設の保守点検委託料、13節、主なものは町営住宅の借地料として459万3,000円となります。

次に、2 目定住促進住宅管理費60万円をお願いでございます。これにつきましては、箱島定住促進住宅の管理経費が主なものでございます。

次に、3 目住宅管理費757万2,000円をお願いでございます。住宅・建築物安全ストック形成事業が738万4,000円となります。木造住宅耐震改修補助を1 件分100万円、空家除却費補助を12件分600万円を見込んでおります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 空家対策事業でございます。空家等協議会の運営費などに18万8,000円を計上したところでございます。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続きまして、9 款 1 項 1 目消防費でございます。総額で3 億9,489万8,000円、前年度と比較して856万8,000円の減額となります。こちらは消防団員300名分の報酬及び出動手当並びに消防施設整備に係る経費が主なものでございます。

次の112ページの最下段、工事請負費2,100万円につきましては、防火水槽3 基分の新設工事を予定しております。

また、次のページの備品購入費701万7,000円につきましては、I P無線機やポンプ操法用備品を含む消防団装備品の購入費でございます。一部事務組合負担金3 億1,160万7,000円につきましては、吾妻広域消防本部に対する負担金でございます。

続きまして、2 目水防費につきましては、消耗品費1 万円の計上となります。

3 目防災費につきましては、合計1,822万6,000円でございます。主なものとしたしましては、次のページの防災無線施設の保守点検委託料341万円と、防災業務委託料264万2,000円、また工事請負費750万円などでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） 10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費でございます。205万2,000円をお願いでございます。教育委員4 名の報酬及び教育委員会の運営経費でございます。

続きまして、2目事務局費では1億2,079万9,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

事務局費の1億754万7,000円につきましては、117ページ中段まで記載がございますが、特別職、一般職員及び学校教育指導員の人件費や経常的な経費等でございます。12節委託料のうち、学校施設等個別施設計画策定支援業務委託572万円は、5年に一度計画を見直すための委託料でございます。また、ICT機器運用保守委託料は、小・中学生が使用しているノートパソコンに不具合が出たときのヘルプデスク的な役割を委託するものです。

117ページの24節積立金のうち、学校施設整備基金積立金326万円は、旧東中学校の校舎及び校庭を民間企業に貸しております賃借料と、旧岩島中学校の校舎の一部を群馬県埋蔵文化財調査事業団に貸しております賃借料の全額を学校施設整備基金に積み立てるものがございます。

続きまして、117ページの東吾妻町育英事業9万6,000円は、奨学金や入学準備金の貸与のための育英審議会開催に伴います経費でございます。

続きまして、外国語教育コーディネーター事業632万2,000円は、コーディネーターの人件費やイングリッシュパーティー等の事業実施に伴う消耗品等に要する経費でございます。

次ページをお願いいたします。

中学校海外派遣事業540万3,000円は、中学生12名を台湾基隆市の建徳国民中学校との国際交流に派遣するための経費でございます。令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により派遣することができませんでしたが、来年度から再スタートするものがございます。

続きまして、学校運営協議会事業143万1,000円は、来年度から始まります地域が学校運営に参画や支援を行っていくコミュニティスクールにおいて学校運営協議会の経費でございます。各地区のこども園と小学校の組合せで5つの協議会、中学校に1つの協議会を組織いたします。

続きまして、3目教育研究会費58万5,000円のお願いでございます。管内こども園、小・中学校の教育に関する調査研究に要する経費と研究発表会に要する経費でございます。

4目通学バス運営管理費では1億6,171万1,000円のお願いでございます。小・中学校の通学用スクールバス運行に係る経費や学校行事及び各種大会等の送迎に要する借り上げ料に併せ、坂上地区において路線バスを利用している小・中学生の通学定期代の負担金138万円などを計上してございます。

続きまして、5目給食センター運営管理費は1億8,702万7,000円のお願いでございます。

給食運営委員会の委員報酬及び会議開催経費と、一般職員及び栄養士、調理員等の会計年度任用職員の人件費や賄材料費のほか、給食センター運営に係る通常経費でございます。令和元年度から委託を受けております県立吾妻特別支援学校高等部の給食調理作業も引き続き行う予定でございます。

122ページをお願いいたします。

6目外国青年招致事業費は2,015万円のお願いでございます。外国語指導助手4名の報酬等の経常経費でございます。来年度は2名が帰国し、新たな外国語指導助手2名を招致する予定でございます。

続きまして、2項小学校費、1目小学校学校管理費では1億4,716万1,000円のお願いでございます。

最初に、備考欄の学校管理費（事務局）こちら1億3,247万円につきましては、125ページの上段まで記載がございますが、マイタウンティーチャーや学校支援員、公仕の会計年度任用職員に係る人件費及び町内5つの小学校の学校運営に係る通常経費でございます。10節需用費は、各小学校の高熱水費や備品、庁舎の修繕料等、13節使用料及び賃借料は、校務用パソコンのリース代等でございます。14節工事請負費では、太田小学校プールサイド補修工事などがございます。17節備品購入費では、東小学校、太田小学校の児童用の机や椅子の購入ということでございます。

また、各小学校ごとの経費につきましては、125ページの上段から129ページにかけて記載がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、2目小学校教育振興費では4,517万6,000円のお願いでございます。教育振興費（事務局）につきましては3,645万5,000円のお願いです。通常の教材・教具に係る経費や就学援助関係の経費でございます。17節備品購入は、次年度小学校の教科書の改訂の年に当たります。4年に一度改訂される教科書におきまして、各小学校で使う指導用教科書や教材備品等の経費でございます。19節扶助費は、要保護・準要保護児童生徒就学援助費及び特別支援学級就学奨励費でございます。

各小学校ごとの経費につきましては、次ページにかけて記載してございます。主に図書室の図書等が主な支出計上となっております。

続きまして、3項中学校費、1目中学校学校管理費では4,525万4,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

学校管理費（事務局）3,902万6,000円につきましては、132ページ下段まで記載がござい
ますが、一般職員及びマイタウンティーチャー、学校支援員、部活動指導員等の会計年度任
用職員に係る人件費及び中学校の学校運営に係る経常経費となっております。12節委託料
のネットワークアセスメント業務委託料は、中学校内のネットワーク環境を調査するため
のものでございます。13節使用料及び賃借料は、校務用パソコンのリース料でございま
す。

132ページの下段から133ページにかけて中学校の経費等が記載されておりますが、後ほ
どご覧いただければと思います。

134ページをお願いいたします。

2目中学校教育振興費では1,273万2,000円をお願いでございませう。教育振興費（事務局）
につきましては842万3,000円をお願いでございませう。通常の教材・教具に係る経費や就学
援助関係の経費でございませう。13節使用料及び賃借料は、教科学習ソフトのスターディサプ
リとミライシードの使用料や、19節扶助費は、要保護・準要保護児童生徒就学援助費や特別
支援学級就学奨励費でございませう。その下、中学校の経費につきましても教材用消耗品や理
科や情報教育の備品等でございませう。

続きまして、4項こども園、1目こども園管理費では3億1,221万3,000円をお願いでござ
いませう。こども園管理費（事務局）3億461万6,000円につきましては、136ページの中
段まで記載がございませうが、一般職員及び園長、教諭、保育担当支援員等の会計年度任
用職員に係る人件費及び各こども園の運営に係る通常経費となっております。14節工事請負費
では、各こども園の照明器具をLEDに交換するための工事費などでございませう。

その下から140ページ中段にかけましては、各こども園ごとの経費等が記載されてお
りませう。後ほどご覧ください。

続きまして、140ページ、2目こども園教育振興費では177万9,000円をお願いでござ
いませう。各こども園の絵本等の教材・教具の経費が主なものとなっております。よろしく
お願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 引き続き141ページをお開きください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費943万5,000円減額の1億4,298万7,000円のお
願いでございませう。主なものは、社会教育委員8名、地域学校協働活動推進員18名、
その他委員26名分の報酬をはじめ、一般職、会計年度任用職員に係る給料、共済組合
負担金、退職手当組合負担金等の経費、生涯学習講演会、委託料等の社会教育事業
を進めるための諸経費、広

域圏等への各種負担金、また文化協会等関係団体への補助金などの経費でございます。

143ページをお開きください。

説明欄の中ほどにあります二十歳の集い事業73万1,000円は、毎年1月に開催しております二十歳の集い事業に係る経費でございます。

続きまして、2目公民館費3億4,430万2,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

中央公民館運営費3億3,102万4,000円でございますが、次ページ説明欄をご覧ください。

主なものとしまして、電気料、施設管理委託料、測量・設計・管理委託料、土地建物等借上料、燃料費のほか、中央公民館耐震改修工事等に係る経費でございます。

最下段の高齢者教室事業から145ページの説明欄をご覧ください。

高齢者教室事業25万5,000円、土曜教室事業10万7,000円、教養講座事業11万2,000円、公民館読書推進事業156万3,000円は、中央公民館が中心と行っております事業に係る経費でございます。いずれも講師謝金、消耗品、食糧費等が主なものでございます。

145ページの下段から149ページにかけては、太田公民館運営費221万5,000円、岩島公民館運営費356万7,000円、坂上公民館運営費469万円、東公民館運営費60万7,000円とあります。特に岩島公民館の工事請負費につきましては、エアコンの取付工事が入っております。また、坂上公民館の工事請負費につきましては、LED化工事が入っております。また、ブックスタート事業16万2,000円は、いずれも主に維持管理費、運営費、事業費、消耗品等があります。詳細につきましては後をご覧ください。

続きまして、149ページ、3目文化財保護費459万8,000円のお願いでございます。文化財保護費288万4,000円は、文化財調査員8名の報酬をはじめ、文化財保護に係る町指定文化財保存管理、伝統芸能保存団体に対する補助金等の経常経費でございます。

150ページ、説明欄の中ほどになります。岩櫃城跡保存整備事業135万4,000円は、委員報酬8名分、講師の謝礼等になっております。28年度から開催を始め、高評価をいただいております岩櫃城フォーラムですが、来年も同様な取組を進めてまいりたいと考えております。国・県・町指定文化財保護事業15万5,000円は、国及び県指定の文化財保護に要する経費で、原町大ケヤキの樹木保護対策委託料に係る経費でございます。吾妻峡保存管理事業13万円は、名勝吾妻峡保存管理に関する文化庁等への保存活用指導等を受ける場合の出張旅費が主なものとなっております。

151ページに移ります。

カモシカ保護事業7万5,000円は、天然記念物の日本カモシカの保護並びに埋葬に要する経費でございます。

4目青少年対策費81万9,000円をお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

青少年対策費18万8,000円は、青少年問題協議会委員の9名の報酬をはじめ、青少年対策に要する経費でございます。杉並・東吾妻町子ども交流事業63万1,000円は、当町と杉並区の児童それぞれ15名の交流に要する費用でございます。来年度につきましては杉並区へ2泊3日でお世話になり、令和7年度は東吾妻町で2泊3日の交流と予定をされております。

152ページをお開きください。

5目発掘調査費658万4,000円をお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

発掘調査費504万4,000円は、出土遺物保存調査委託料が主な経費となります。試掘調査費154万円は、土地開発等により試掘が必要となった場合の重機借上料となっております。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費1,804万3,000円をお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

保健体育総務費919万8,000円は、スポーツ推進審議会委員の7名分の報酬及びスポーツ団体、スポーツ大会の補助金など、保健体育の経常経費でございます。

続きまして、153ページ中ほどになります。スポーツ推進委員事業165万7,000円は、スポーツ推進委員の研修に係る経費、また全国・県・町等負担金が主な経費によるものでございます。下段になります。スポーツフェスティバル事業71万1,000円ですが、事業に係る食料費、消耗品等が主な経費となります。

154ページ中ほどの健康管理対策事業403万6,000円は、各学校の健康診断等に要する経費でございます。医師、歯科医師、薬剤師の皆さんの多大な協力によりまして事業を実施しております。郡民スポーツ大会事業244万1,000円につきましては、吾妻郡民スポーツ大会に係る経費で、主に参加選手への補助費や参加費、プレー代など補助金が主なものでございます。

155ページ、2目学校開放事業費199万5,000円をお願いでございます。学校の体育館及び校庭を一般町民に開放するために使われる電気料などの経費でございます。

3目施設管理2,865万円をお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

社会体育施設管理事業2,859万円は、各スポーツ広場や運動場、町民体育館、社会体育館の維持管理、光熱水費、管理委託料、工事請負費、備品購入などの経費でございます。公園管理等事業6万円につきましては、東橋スポーツ広場の遊具の保守点検委託料でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 農林課長。

○農林課長（角田良信君） 156ページをお願いします。

11款災害復旧費、1項1目農業用施設災害復旧費16万円のお願いでございます。農業用施設の災害が発生した場合、初期対応するための委託料15万円及び工事費でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 続いて、2項1目河川復旧費7万円につきましては、科目設定として計上をしております。

次に、2目道路復旧費735万円は、主なものとしまして、町道応急対応としまして、14節工事請負費500万円が主なものとなります。

次に、3目橋りょう復旧費1万円につきましても科目設定として計上をしております。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 158ページをお願いいたします。

12款公債費でございます。元金と利子を合わせまして11億8,998万1,000円を計上いたしました。前年度と比較して1.8%の減額となっております。

13款諸支出金でございます。公営企業会計への財政措置といたしまして、繰出補助金2億2,400万円、貸付金5,000万円、出資金1億円、合計で3億7,400万円を見込みました。

14款予備費につきましては1,000万円を計上しております。

159ページからは給与費明細書を掲載してございます。

170ページには地方債の残高見込み調書を掲載してございます。

以上で一般会計の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎延会について

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は3月5日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

申し訳ございません。ちょっと延会の前に、もう少しお付き合い願います。

一般会計の説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を予算決算特別委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

予算決算特別委員会においては、3月14日までに審査が終了するようにお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 本日はこれをもって延会したいと思います。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時09分）

令和 6 年 3 月 5 日 (火曜日)

(第 2 号)

令和6年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第2号)

令和6年3月5日(火)午前10時開議

- 第1 議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第2 議案第3号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第3 議案第4号 令和6年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第4 議案第5号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第5 議案第6号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計予算
- 第6 議案第7号 令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計予算
- 第7 議案第8号 令和6年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第8 議案第9号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算(第8号)
- 第9 議案第10号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第11号 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第12号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第12 議案第13号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
- 第13 議案第42号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算(第9号)
- 第14 議案第37号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第15 議案第38号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更について
- 第16 議案第39号 町道路線の廃止について
- 第17 議案第40号 町道路線の認定について
- 第18 議案第41号 財産の無償貸付けについて
- 第19 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 佐藤 聡 一 君

2番 齋藤 貴史 君

3番	増子京子君	4番	渡一美君
5番	井上日出來君	6番	高橋弘君
7番	高橋徳樹君	8番	里見武男君
9番	小林光一君	10番	重野能之君
11番	竹渕博行君	12番	樹下啓示君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	石村文明君
教育長	山野邦明君	総務課長	関和夫君
企画課長	水出悟君	まちづくり 推進課長	酒井文彰君
保健福祉課長	小池さつき君	町民課長	寺嶋正春君
税務課長	堀込恒弘君	農林課長	角田良信君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	武井幸二君	学校教育課長	谷直樹君

職務のため出席した者

議会事務局長	西山孝弘	議会事務局 主任	田中康夫
--------	------	-------------	------

◎開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようよろしく願いいたします。

また、傍聴席にございます議案などの傍聴用資料はお帰りの際にはお返しくさせていただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、今定例会におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止として、傍聴者の皆様において、指のアルコール消毒をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定の当初予算案は、前年度と比較すると、率にして8.0%減、金額にして1億3,513万1,000円減の歳入歳出それぞれ15億4,774万円を計上しております。

次に、施設勘定の当初予算案は、前年度と比較いたしますと、率にして7.7%減、金額にして530万5,000円減の歳入歳出それぞれ6,388万9,000円を計上しております。

そのほかに、一時借入金の最高額、歳出予算の流用方法の例外を規定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） おはようございます。1ページをお願いいたします。

第1条では、事業勘定及び施設勘定の予算総額のほか、款と項の区分ごとの金額を定めております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を5,000万円としております。

第3条では、歳出予算の流用について、保険給付費の同一款内における流用を認めることを規定しております。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款国民健康保険税は、一般被保険者及び退職者被保険者等の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分を合わせまして、7ページに移りますが、対前年度比0.8%の減、額にして203万1,000円減の2億5,940万1,000円を見込んでおります。

2款の使用料及び手数料は、保険税督促手数料で1,000円を計上しております。

3款国庫支出金は、災害等臨時特例補助金で1,000円を計上しております。

4款の療養給付費交付金は、過年度分として1,000円を計上しております。

5款県支出金でございますが、1項1目保険給付費等交付金につきましては、保険給付の費用などを基に算定される普通交付金11億1,371万6,000円及び医療費適正化の取組などに対する特別交付金として4,290万2,000円の合わせて11億5,661万8,000円のほか、8ページに移りまして、2項1目財政安定化基金交付金と合わせて、前年度比10.2%の減、額にし

て1億3,087万7,000円減の11億5,661万9,000円を見込んでおります。

続きまして、6款の財産収入でございますが、国民健康保険基金の積立金利子の2,000円を計上しております。

7款繰入金につきましては、一般会計からの保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保険者支援分、事務費繰入分、財政安定支援事業繰入金、9ページに移りまして、未就学児均等割保険料繰入金、福祉医療波及分繰入金を合わせて、一般会計繰入金9,477万4,000円のほか、2項国民健康保険基金からの繰入金3,000万円を合わせ、前年度比7.9%の増、額にして917万1,000円増の1億2,477万4,000円を見込んでおります。

続きまして、8款繰越金は令和5年度からの繰越金として100万円を計上しております。

9款諸収入につきましては、1項延滞金100万1,000円のほか、10ページに移りまして、2項雑入で、一般被保険者第三者納付金など30万1,000円を計上しております。

10款余剰金精算金につきましては、国民健康保険団体連合会の保険給付費等の交付金の余剰金精算金として463万9,000円を計上しております。

続きまして、11ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費につきましては、1項国民健康保険事業を維持管理するための一般管理費437万4,000円、連合会負担金67万8,000円、合わせて505万2,000円、2項保険税の賦課徴収費17万6,000円、12ページの3項国保運営協議会の費用34万1,000円など、合計で556万9,000円を計上しております。

続きまして、2款の保険給付費でございますが、1項の療養費から14ページの5項葬祭費までを合わせまして、全体で前年度比10.4%の減、額にして、1億2,960万2,000円減の11億1,414万円を計上しております。

12ページに戻っていただきまして、1項療養諸費でございますが、一般被保険者療養給付金や療養費及び審査手数料合わせて、9億6,573万3,000円、13ページに移りまして、2項高額療養費では、高額療養費や高額介護合算療養費及び外来合算を合わせまして、1億4,440万4,000円、3項移送費につきましては1,000円、4項出産育児諸費でございますが、出産育児一時金5人分250万円、14ページに移りまして、支払い手数料2,000円と合わせて250万2,000円、5項葬祭費につきましては、30人分の150万円を見込んでおります。

3款国民健康保険事業費給付金でございますが、1項医療給付費分2億6,639万2,000円、15ページに移りまして、2項後期高齢者支援金等分9,876万円、3項介護給付金分2,723万円を合わせて、前年度比0.4%の増、額にして155万7,000円増の3億9,238万2,000円を見込

んでおります。

続きまして、4款保健事業費でございますが、1項特定健康診査等事業費でございますが、適正受診や、服薬適正化、糖尿病などの生活習慣病の重症化予防につなげるための費用として、971万6,000円、16ページをお願いします。2項保健事業費でございますが、保健指導事業委託料などの保健衛生普及費544万8,000円のほか、疾病予防費の人間ドック委託料170人分の340万円を合わせ、884万8,000円を見込んでおります。

5款基金積立金につきましては、国民健康保険基金の積立金として2,000円を計上しております。

17ページをお願いします。

6款諸支出金につきましては、1項1目一般被保険者国保税還付金150万円のほか、2目の保険給付費等交付金の償還金463万9,000円を合わせて、613万9,000円を見込んでおります。2項の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の施設勘定への繰出金594万4,000円を計上しております。

7款予備費につきましては、緊急支出に備え、500万円を計上しております。

続きまして、施設勘定の説明をさせていただきます。

19ページ、歳入からお願いいたします。

1款診療収入につきましては、1項外来収入3,843万円と、2項その他診療収入の健康診断等収入112万1,000円を合わせ、前年度比4.8%の増、額にして182万7,000円増の3,955万1,000円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料につきましては、往診に使用する車の使用料1万2,000円と、診断書等の作成料18万円を合わせまして、19万2,000円を計上しております。

20ページをお願いいたします。

3款県支出金につきましては、僻地診療施設運営費補助金として、594万4,000円を計上しております。

4款繰入金につきましては、1項1目一般会計繰入金1,079万1,000円と、2項1目国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金594万4,000円を合わせ、1,673万5,000円を見込んでおります。

5款繰越金は、令和5年度からの繰越金として100万円を計上しております。

6款諸収入につきましては、1項1目特定健康診査等受託料41万8,000円、21ページをお願いします。2項1目衛生材料等の売却収入などによる雑入4万9,000円の合計で46万

7,000円を計上しております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

22ページをお願いいたします。

1款総務費につきましては、職員人件費3,523万9,000円のほか、施設管理費として、施設の修繕料や電子カルテシステムの保守管理委託料など450万2,000円、23ページにお願いします。研究研修費29万8,000円は、学会参加に伴う費用などを合わせ、前年度比1.9%の増、額にして75万8,000円増の4,003万9,000円を見込んでおります。

続きまして、2款医業費の医業管理費につきましては、往診車両のリース料など、99万5,000円のほか、24ページの医療用機械器具費は、内視鏡及び心電計検査データ管理システムの保守委託料や医療用酸素機器のリース料を含め、219万5,000円、医療用消耗機材費につきましては消耗品120万円、医薬品衛生材料費につきましては、医薬品の購入代金など1,800万円、検査費は、血液検査等の委託料などの146万円を合わせまして、前年度比17.2%の減、額にして493万6,000円減の2,385万円を見込んでおります。

公債費につきましては、起債対象物件の償還期間終了により廃目整理としております。

26ページ以降につきましては、給与費明細書を掲載してございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思いますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、議案第3号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計
予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算につい
て、提案理由の説明を申し上げます。

当初予算案については、前年度と比較すると、率にして9.6%増、金額にして2,268万
6,000円増の歳入歳出それぞれ2億5,920万6,000円を計上しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださ
いますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出の予算総額のほか、款と項の区分ごとの金額を定めてござ
います。

それでは歳入の説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、1目特別徴収1億3,324万7,000円と、2目
普通徴収4,938万3,000円を合わせまして、前年度比12.6%の増、額にして2,037万7,000円
増の1億8,263万円を見込んでおります。

2款の繰入金でございますが、一般会計からの事務費繰入金など879万1,000円と、保険
基盤安定繰入金6,558万7,000円を合わせまして、前年度比3.1%の増、額にして225万2,000
円増の7,437万8,000円を見込んでおります。

3款諸収入でございますが、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック助成金など、雑入
155万円、保険料還付金64万6,000円や5ページに行きまして、延滞金1,000円など、合計で
219万7,000円を計上しております。

4款繰越金につきましては、令和5年度からの繰越金として1,000円を計上しております。
続きまして歳出の説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

1 款総務費でございますが、1 項後期高齢者医療事務を管理するための一般管理費112万円のほか、2 項保険料徴収の関連費用112万7,000円を合わせまして、224万7,000円を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、事務費負担金754万円、保険料負担金 1 億8,253万2,000円。滞納繰越分保険料負担金10万円、保険基盤安定負担金6,558万7,000円を合わせまして、前年度比9.6%の増、額にして2,248万4,000円増の 2 億5,575万9,000円を見込んでおります。

7 ページをお願いいたします。

3 款保険給付事業費でございますが、人間ドック委託料として50人分の100万円を計上しております。

4 款予備費につきましては、緊急支出に備え、20万円を計上してございます。

説明につきましては以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思いますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、議案第4号 令和6年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第4号 令和6年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億7,291万9,000円で、前年度と比較いたしまして、755万5,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(小池さつき君) それでは介護保険特別会計の詳細につきまして説明をさせていただきます。

予算書の5ページをご覧ください。

歳入の1款1項1目、65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、対前年度比で0.04%増の3億5,682万1,000円となります。1節年金天引きの特別徴収保険料がほとんどを占めております。

2款1項1目の介護給付費負担金3億2,532万7,000円につきましては、歳出2款にございます保険給付費17億8,758万8,000円に対する法定の負担分で、施設サービス分が15%、在宅サービス分が20%となっております。

2項1目の調整交付金1億2,701万3,000円につきましては、保険給付費7%を見込んでおります。2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、752万8,000円及び3目の地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)1,191万3,000円は、歳出4款の地域支援事業費に対する法定負担分を計上しております。4目介護保険事業費補助金につきましては、存目計上となります。

6ページをお願いいたします。

5目の保険者機能強化推進交付金237万5,000円、6目の介護保険保険者努力支援交付金292万5,000円は保険者の取組評価分となります。

3款1項支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の27%の計上となり、1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金の負担分を計上しております。

4款1項県負担金、1目の介護給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様に県の法

定負担分を計上しております。

2項の県補助金、1目、2目の地域支援事業交付金につきましても、法定負担分を計上しております。

5款1項財産運用収入、1目の利子及び配当金につきましては、介護給付準備基金の利子でございます。

6款1項の一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金2億2,344万8,000円につきましては、保険給付費に対する町の法定負担分12.5%でございます。

2目、3目の地域支援事業繰入金につきましても、それぞれの事業費に対する町の法定負担分でございます。

4目の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減に対する補填分、国が4分の2、県が4分1、町が4分の1負担となります。

5目の事務費繰入金1,463万3,000円につきましては、保険給付費以外の事務費相当分でございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料基準額を据え置くための調整額として、1,000万円の繰入を見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

7款諸収入につきましては、存目の計上となっております。

8款の繰越金は前年度の繰越金でございます。

その下の負担金は、一般会計への振替による廃目整理となっております。

9ページの歳出をご覧ください。

1款総務費、1項1目の一般管理費376万7,000円の主なものは、第9期制度改正に伴う保険料改定の周知パンフレット毎戸配布を予定しておりますが、そちらの印刷製本費105万6,000円のほか、介護保険システムソフトレンタル料150万1,000円など、経常的な経費でございます。

2項の介護認定審査会費、1目認定調査費750万円は、1,100件分の主治医意見書作成手数料と、740件分の認定調査委託料でございます。

2目の認定審査会委託負担金307万円は、吾妻広域の認定審査会に対する負担金でございます。

10ページをお願いいたします。

3項趣旨普及費26万円は、介護保険関連の啓発資料等の印刷製本費でございます。

4項徴収費3万6,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

続きまして、2款の保険給付費の総額は、前年度より414万6,000円減額の17億8,758万8,000円を見込んでおります。

1項の介護サービス等諸費では、要介護認定を受けた方が利用したサービスに対する給付費で歳出の中心となります。以下サービス区分ごとに目となっております。それぞれ令和5年度の実績額から算定した見込み額となっております。1目の居宅介護サービス給付費は、在宅で受けるサービスで訪問介護やリハ、デイサービス、ショートステイなどがございます。2目の地域密着型介護サービス給付費は、小規模特養や認知症対応型グループホームなど、利用者は、町民に限定されるサービスとなっております。3目の施設介護サービス給付費は、特養、老健施設、介護医療院などの利用を見込んでおります。4目の居宅介護福祉用具購入費は、腰かけ便座や入浴補助用具などの購入費で、1件当たり年間の上限額は10万円でございます。5目の住宅改修費は、段差解消や手すりの設置などに対し、1件当たり上限20万円でございます。6目の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネによるケアプラン作成料で、月平均430件を見込んでおります。

2項の介護予防サービス等諸費は、要支援の方が利用するサービスに対する給付費でございます。目別の内容は、1項の介護サービス等諸費と同様となり、利用対象者が異なるだけでございますので、説明は割愛させていただきます。

3項その他諸費は審査支払手数料でございます。

4項の高額介護サービス等費は自己負担額が高額になったときの負担軽減で、前年度と同額でございます。

13ページ、5項高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療と介護の自己負担の合算額が高額となったときの負担軽減分で、前年度と同額でございます。

6項の特定入所者介護サービス費は、低所得者対策費で、施設利用時の食費や居住費の自己負担分が低く設定されておまして、その差額分を事業者へ給付するものでございます。

14ページお願いします。

3款1項基金積立金は、介護給付費準備基金への利息分の積立金でございます。

4款の地域支援事業費は、地域包括支援センターが中心となり実施している健康的な生活を持続するための介護予防事業に係る費用でございます。事業費全体で前年度比1.8%増となります。1項1目の介護予防生活支援サービス事業費は、主に要支援の方の介護予防、訪問介護、通所介護費負担金です。2目は、地域包括支援センターが行っている要支援者に

適切なサービスが提供されるための介護予防ケアマネジメントに要する事業費でございます。

2項の一般介護予防事業費につきましては、介護や支援を必要としない元気高齢者を対象とした各種の事業費でございます。

16ページをお願いいたします。

3項包括的支援事業、任意事業費の1目包括的支援事業は、介護認定調査をお願いする調査員の賃金が主なものでございます。2目の任意事業は、成年後見制度利用を含む認知症支援等に係る事業費でございます。

17ページ、3目社会保障充実分の主なものは、生活支援体制整備事業でありまして、支え合いの地域づくりに向けて、第1層、第2層協議体を組織して活動しているところでございますが、生活支援・介護予防体制整備事業業務委託料643万1,000円で、社会福祉協議会へ委託しております。

18ページをお願いいたします。

4項のその他諸費につきましては、介護報酬の審査支払手数料でございます。

5款1項の償還金及び賦課還付加算金につきましては、所得更正等に伴う還付金などがございます。

2項の繰出金につきましては、地域包括支援センターの運営経費に対する一般会計への繰出金1,228万2,000円でございます。

19ページの6款1項1目は、予備費で1,000万円を計上しております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、議案第5号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ876万3,000円で、前年度と比較して100万円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（関 和夫君） それでは、4ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目総務費県補助金につきましては、宅地耐震化推進事業補助金215万5,000円でございます。こちらは大規模盛り土造成地に係る滑動崩落防止事業に係る補助金となります。

2款1項1目不動産売払収入につきましては、1,000円の存目計上となります。

次に、2項1目利子及び配当金につきましては、地域開発基金利子1,000円でございます。

続きまして、3款1項1目一般会計繰入金につきましては、宅地造成事業一般会計繰入金663万5,000円でございます。

4款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として1,000円でございます。

続きまして、5ページの歳出でございます。

1款1項1目宅地造成事業費につきましては、総額で876万3,000円、前年度と比較して190万円の増となります。委員報酬3名分につきましては、群馬県宅地耐震化技術検討委員の報酬として9万9,000円、また、造成宅地概略設計委託料は850万円でございます。こちらは岡崎の岩久保住宅団地に係る滑動崩落防止事業のための設計費でございます。

次の発電事業につきましては、廃目整理となります。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、議案第6号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業につきましては、現在特別会計として会計処理を行っておりますが、令和6年度より、公営企業会計を適用することといたしたいものでございます。

業務予定量といたしまして、公共下水道ですが、処理戸数1,042戸、年間処理水量25万3,840立方メートル、1日平均処理水量695立方メートルを見込んでおります。

次に、農業集落排水では2地区ございますが、処理戸数687戸、年間処理水量16万6,769立方メートル、1日平均処理水量457立方メートルを見込んでおります。

次に、合併浄化槽でございますが、処理戸数2,104基、年間処理水量35万1,130立方メー

トル、1日平均処理水量962立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、下水道事業3事業を合わせまして、下水道事業収益3億6,711万円、下水道事業費用4億8,277万1,000円を予定しております。資本的収入及び支出につきましては、下水道事業3事業合わせまして、資本的収入3億6,531万6,000円、資本的支出3億4,538万8,000円を予定しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。それでは、下水道事業会計の予算の説明をさせていただきます。下水道事業会計予算書をご覧をいただきたいと思います。

予算書の1から3ページでございますけれども、第1条から第10条まででございます。本会計の基本的な部分になります。

初めに、1ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条業務の予定量ですが、先ほど町長の提案よりもございましたけれども、処理戸数として公共下水道が1,042戸、農業集落排水が687戸、浄化槽が2,104基でございます。2の年間有収水量でございますが、公共下水道が25万3,840立方メートル、農業集落排水が16万6,769立方メートル、浄化槽が35万1,130立方メートルを見込んでございます。

(3)の1日平均有収水量ですが、公共下水道が695立方メートル、農業集落排水が457立方メートル、浄化槽が962立方メートルを見込んでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入です。

第1款公共下水道事業収益が1億656万7,000円、第2款農業集落排水事業収益が1億756万2,000円、第3款合併浄化槽事業収益が1億5,298万1,000円をそれぞれ見込んでございます。

次に、支出でございます。

第1款公共下水道事業費用が1億6,020万3,000円、第2款農業集落排水事業費用が1億4,251万8,000円、第3款合併浄化槽事業費用が1億8,005万円で、3事業、それぞれ予定をしております。

2 ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出の予定額でございます。

初めに、収入です。

第1款公共下水道事業資本的収入が1億2,336万7,000円を見込んでございます。そのうちの第3項他会計出資金を3,845万円、第4項の補助金、4,750万5,000円で、この補助金の内訳としましては、国庫補助金が885万5,000円、町補助金が3,865万円となっております。それから、第5項他会計長期借入金1,665万円でございます。

第2款農業集落排水事業資本的収入ですが、1億5,346万円を見込んでおります。そのうちの第3項他会計出資金が3,320万円、第4項補助金が4,560万円、この補助金の内訳としましては国庫補助金が1,500万円、町補助金が3,060万円でございます。第5項他会計長期借入金1,480万円でございます。

第3款合併浄化槽事業資本的収入ですが、8,848万9,000円を見込んでおります。そのうち第3項他会計出資金として1,135万円、第4項補助金5,328万9,000円です。この補助金の内訳としましては、国庫補助金が1,935万3,000円、県の補助金が618万6,000円、町補助金2,775万円となっております。第5項他会計長期借入金として555万円でございます。

次に、支出でございます。

第1款公共下水道事業資本的支出は1億1,830万5,000円を予定しております。支出につきましては、建設改良費と企業債の償還金でございます。

第2款農業集落排水事業資本的支出は、1億3,876万7,000円を予定をしております。支出につきましては、建設改良費と企業債償還金でございます。

第3款合併浄化槽事業資本的支出は8,831万6,000円を予定しております。各項につきましては、建設改良費と企業債の償還金でございます。それから、第4条の2、特例的収入及び支出ですが、こちらは地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理をする未収金及び未払金の金額はそれぞれ、1,912万3,000円及び2,778万7,000円でございます。これは、地方公営企業法施行令第4条第1項により、現在、町の下水道特別会計は、法適用の前日をもって終了し、出納も同日をもって閉鎖をされるため、出納整理期間は存在しません。全ての出納は令和6年3月31日に打ち切られることとなります。この場合、令第4条第4項により、下水道事業特別会計に属する会計年度において発生した債権、または債務として整理をし、予定開始、貸借対照表の資産、未収金または負債、未払金に計上するとともに、この第4条の2として処理をするものでございます。

なお、この処理につきましては、法適用となる令和6年度予算に限られるものでございます。

続いて、第5条債務負担行為でございます。債務負担行為をする事項は、吾妻浄化センター処理施設及び管路維持管理業務で、期間は令和7年度から令和10年度といたします。限度額は7,200万円でございます。それから、農業集落排水処理施設及び管路維持管理業務でございますが、期間は令和7年度から令和10年度とします。限度額は1億800万円でございます。

3ページをお願いいたします。

第6条の企業債でございます。起債の目的としましては、下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債で、限度額合わせまして7,470万円とします。

第7条一時借入金ですが、一時借入金限度額は3億円とします。

第8条予定支出の各項経費の金額の流用でございますが、営業費用、営業外費用、特別損失の間の流用とします。

第9条議会の議決を経なければ、流用することのできない経費でございますが、職員給与費の2,436万9,000円とします。

第10条他会計からの補助金でございますが、下水道事業に充てるため、他会計から補助を受ける金額は1億9,200万円をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

これ以降につきましては、予算に関する説明書になります。

最初に、4ページ、5ページ、こちら下水道事業会計実施計画書につきまして、4ページが、収益的収入及び支出の内訳、5ページは、資本的収入及び支出の内訳になります。

それから、6ページでございますけれども、令和6年度下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書になります。事業年度の現金収支について、業務活動、投資活動及び財務活動のキャッシュフローを掲載してございます。

それから、7ページから10ページにつきましては、給与費の明細書になります。

それから、11ページは債務負担行為に関する調書でございます。

それから、12ページ、13ページにつきましては、令和6年度予定貸借対照表でございます。12ページの資産の部、資産合計は、固定資産と流動資産、合わせまして56億9,621万5,126円となる見込みでございます。13ページの負債の部、資本の部につきましては資産を取得するための資金の調達元を表示しております。負債と資本の合計と、資産合計は同額となります。

それから、14ページでございますけれども、注記として、財務諸表の計算方法等を掲載してございます。

それから、15ページ、16ページにつきましては、令和6年度の予定開始貸借対照表でございます。3合計としまして、57億7,429万6,126円で、16ページの負債資本合計も同額になります。会計予算の第4条の2で説明をしました。未収金及び未払金につきましては、15ページ、資産の部の流動資産(2)の未収金に、1,912万3,000円を計上しており、また16ページの負債の部、4の流動負債(2)未払金に2,778万6,573円を計上してございます。

それから、17ページから22ページにつきましては、令和6年度下水道事業会計の収入及び支出の見積基礎を掲載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第6、議案第7号 令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計予算について、提

案理由の説明を申し上げます。

現在、簡易水道事業につきましては、特別会計として会計処理を行っておりますが、令和6年度より、公営企業会計を適用することといたしたいものでございます。業務予定量といたしまして、給水戸数1,150戸、年間総配水量57万4,000立方メートル、1日平均給水量856立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、簡易水道事業収益9,473万8,000円、簡易水道事業費用1億569万8,000円を予定しております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億1,620万円、資本的支出3億1,523万5,000円を予定しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、東吾妻町簡易水道事業の会計予算の説明をさせていただきます。

予算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

第1条から第9条まででございます。本会計の基本的な部分でございます。

初めに2ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条業務の予定量ですが、給水戸数1,150戸、年間総配水量57万4,000立方メートル、1日平均給水量856立方メートルと見込んでございます。

続いて、第3条でございます。収益的収入及び支出の予定額でございます。収入を9,473万8,000円、以下各項の記載のとおりでございます。支出につきましては1億569万8,000円と予定をしてございます。以下、各項は記載のとおりです。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入3億1,620万円、各項は記載のとおりでございます。第3項として、他会計出資金として1,700万円、第4項の他会計長期借入金1,300万円でございます。それから、支出でございますけれども、3億1,523万5,000円を計上でございます。建設改良費と企業債の償還金でございます。

次に、第4条の2特例的収入及び支出でございますが、先ほども説明をしましたがけれども、これは地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債

務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ1,071万4,000円及び1,539万5,000円でございます。これは地方公営企業法施行令第4条第1項により、現在、町の簡易水道事業特別会計は、法適用の前日をもって終了し、出納も同日をもって閉鎖をされるため、出納整理期間は存在せず、全ての出納は令和6年3月31日に打ち切られることとなります。この場合、令第4条第4項により、簡易水道事業特別会計に属する会計年度において発生した債権、または債務として整理をし、予定開始貸借対照表の資産、未収金、または負債、未払金に計上するとともに、この第4条の2として処理をするものでございます。なお、この処理につきましては、法適用となる令和6年度予算に限られる処理でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第5条企業債でございます。起債の目的としましては、新巻配水管布設替工事及び貫井から田谷送水管布設工事でございます。限度額は3,580万円とします。起債の方法、利率及び償還の方法については、記載のとおりでございます。

第6条一時借入金ですが、一時借入金限度額は5,000万円とします。

第7条予定支出の各項経費の金額の流用ですが、営業費用、営業外費用、特別損失とします。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費ですが、職員給与費の1,880万9,000円とします。

第9条他会計からの補助金でございますが、簡易水道事業経営のために、一般会計から3,200万円をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

予算の説明については以上でございます。

これ以降につきましては予算に関する説明書になります。

4ページ、5ページの簡易水道会計実施計画書につきましては、4ページが、収益的収入、支出の内訳、5ページは、資本的収入、支出の内訳になります。資本的収入の3項他会計出資金が1,700万円、4項に他会計長期借入金1,300万円を計上してございます。

6ページにつきましては、令和6年度の簡易水道事業会計予定キャッシュフロー計算書になります。事業年度の現金収支について、業務活動、投資活動及び財務活動のキャッシュフローを記載をしてございます。

それから、7ページから12ページにつきましては、給与費の明細書でございます。

13ページ、14ページにつきましては、令和6年度予定貸借対照表でございます。

13ページの資産の部、資産合計は、固定資産と流動資産、合わせまして10億1,826万

7,000円となる見込みでございます。

14ページの負債の部、資本の部につきましては、資産を取得するための資金の調達元を表示してございます。負債と資本の合計、資産合計は同額となります。

次の15ページ、16ページは、令和6年度の予定開始貸借対照表でございます。

資産としましては、7億7,921万5,000円で、16ページの負債資本合計も同額になります。会計予算の第4条の2で、ご説明をいたしました未収金及び未払金について、15ページ、資産の部、2の流動資産(2)未収金に1,071万4,000円を計上しており、また、16ページの負債の部、4流動負債(2)の未払金に1,539万5,000円を計上してございます。

17ページでございますけれども、これも注記として、財務諸表の計上方法等を掲載してございます。

次に、18ページから22ページにつきましては、令和6年度簡易水道事業会計の収入及び支出の見積基礎を掲載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩を取ります。

再開を11時15分といたします。

（午前11時05分）

○議長（佐藤聡一君） 再開します。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第 7、議案第 8 号 令和 6 年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第 8 号 令和 6 年度東吾妻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和 6 年度は給水戸数 4,190 戸、年間総配水量 127 万 4,312 立方メートル、1 日平均給水量 2,799 立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益 2 億 774 万 5,000 円、水道事業費用 2 億 2,217 万 8,000 円を予定しております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入 3 億 6,980 万円、資本的支出 4 億 7,082 万 9,000 円を予定しております。収入が支出に対して不足する額 1 億 102 万 9,000 円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、平成 6 年度水道事業会計の説明をさせていただきます。

予算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

第 1 条から第 8 条まででございます。本会計の基本的な部分でございます。

初めに、2 ページをお願いいたします。

1 条は総則です。

第 2 条業務の予定量ですが、業務実績に基づき、令和 6 年度につきましては、給水戸数

4,190戸、年総配水量127万4,312立方メートル、1日平均給水量を2,799立方メートルを見込んでございます。

次、第3条でございます。収益的収入及び支出の予定額でございます。令和6年度は収入を2億774万5,000円を見込んでございます。以下、各項については記載のとおりでございます。

支出は2億2,217万円8,000円を予定してございます。以下、各項は記載のとおりでございます。

それから、第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入3億6,980万円、各項は記載のとおりでございますが、第3項の補助金は、国庫補助金でございます。

支出は、4億7,082万9,000円を計上してございます。各項は記載のとおりでございます。資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億102万9,000円は当年度分損益勘定補填留保資金で補填をするものとしたします。

3ページをお願いいたします。

第5条企業債でございます。起債の目的としましては、老朽管布設替工事でございます。限度額は2,180万円とします。記載の方法、利率及び償還の方法については、記載のとおりでございます。

第6条一時借入金でございますが、限度額は5,000万円と定めます。

第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますけれども、職員給与費の4,155万7,000円でございます。

第8条たな卸資産の購入限度額ですが、1,000万円と定めるものでございます。

予算につきましては以上でございます。

これ以降につきましては、予算に関する説明書になります。

4ページ、5ページは、令和6年度水道事業会計実施計画書になります。

4ページは、収益的収入及び支出、5ページは、資本的収入及び支出の内訳になります。

4ページの収益的収入の1目の給水収益については、料金改定を行うことにより、令和5年度当初予算と比較をして、約2,100万円ほど増額となっております。

5ページの資本的収入の3項の補助金につきましては、4月から料金改定を行うことにより、国庫補助金が認められたものでございます。老朽管布設替工事に充当をする予定でございます。

6ページは、令和6年度の水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。事業

年度の現金収支について、業務活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュフローを記載をしてございます。

それから、7ページから9ページにつきましては、給与費明細書でございます。

10ページ、11ページにつきましては、令和6年度予定貸借対照表でございます。

10ページの資産の部、最下段の資産合計は、固定資産と、流動資産を合わせまして、25億6,467万9,263円となる見込みでございます。

11ページの負債の部、資本の部につきましては、資産を取得するための資金の調達元を表示してございます。負債、資本の合計と、資産合計は同額となります。

次の12ページ、13ページは、令和5年度の予定貸借対照表でございます。資産合計といたしまして、24億103万6,017円で、13ページの負債と資本の合計も同額となります。

次の14ページでございますが、令和5年度の予定損益計算書でございます。下から3行目、当年度純利益を990万3,394円と見込んでございます。

次の15ページには、注記として、財務諸表の計算方法等を掲載してございます。

次に、16ページから20ページには、令和6年度水道事業会計の収入及び支出の見積基礎を掲載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第8、議案第9号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算案は、歳入歳出をそれぞれ1億2,695万1,000円減額し、予算の総額を87億3,520万8,000円とするものでございます。

事務事業費等の確定や確定見込みに伴う補正が主なものとなっております。

そのほか、繰越明許費の追加設定、地方債の限度額の変更及び追加設定を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出 悟君） よろしく申し上げます。

一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、予算の総額を定めるほか、款項の区分ごとの金額を定めるものでございます。

第2条は、繰越明許費を追加補正することを定めるものでございます。

第3条は、地方債を変更及び追加補正することを定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございますが、17件の事業につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。

7ページになります。

第3表地方債補正でございますが、9件の事業につきまして、地方債の限度額を変更、1件の事業につきまして、追加設定するものでございます。

10ページの事項別明細書をご覧ください。

まず、歳入予算でございます。

1款1項町税は、1目個人と2目の法人を合わせまして2,782万円減額するものでござい

ます。

2項固定資産税は、4,304万7,000円を追加するものでございます。

5項入湯税は124万4,000円減額するものでございます。

11款1項地方交付税は、交付額の確定と見込みによりまして、普通地方交付税と特別地方交付税を合わせまして、8,077万4,000円追加するものでございます。

11ページをお願いします。

14款1項使用料は、5目商工使用料と、6目土木使用料を合わせて302万2,000円追加するものでございます。

15款1項国庫負担金は、1目民生費国庫負担金と2目衛生費国庫負担金を合わせて、977万4,000円追加するものでございます。

2項国庫補助金は、1目総務費国庫補助金から、12ページになりますけれども、5目土木費国庫補助金までの合計で、64万6,000円減額するものでございます。

16款1項県負担金は、民生費県負担金に1,052万1,000円追加するものでございます。

2項県補助金は、1目総務費県補助金から、13ページ6目土木費県補助金までの合計で1,368万3,000円減額するものでございます。

3項県委託金は、総務費県委託金を825万円減額するものでございます。

17款2項財産売払収入は、不動産売払収入を46万5,000円減額するものでございます。

18款1項寄附金は2目民生費寄附金と、14ページになりますけれども、3目ふるさと応援寄附金を合わせて、104万9,000円追加するものでございます。

19款1項基金繰入金は、2目財政調整基金繰入金と、6目庁舎建設基金繰入金を合わせて2億668万7,000円減額するものでございます。

21款1目延滞金加算金及び過料は、延滞金を30万円減額するものでございます。

3項受託事業収入は、後期高齢者医療広域連合の受託事業収入といたしまして、105万円を追加するものでございます。

4項雑入は、合計で20万7,000円追加するものでございます。

15ページをお願いします。

22款1項町債は、1目総務債から5目教育債までの合計で、1,730万円減額するものでございます。

以上が歳入予算となります。

歳出予算につきましては、各担当課長よりそれぞれ説明いたしますのでよろしくお願

たします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） それでは、16ページをお願いします。

1款1項1目議会費につきましては、合計で67万1,000円の減額となります。こちらは時間外勤務手当4万2,000円の追加のほかは、事業費の確定を見込みましての減額でございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費でございます。初めに、職員人件費につきましては、合計で179万2,000円の減額となります。こちらは職員の休職等に伴う人件費補正でございます。次に、人事管理費につきましては、産業医資格の取得に係る経費の減額と、職員健康診断に要する費用の減額でございます。

次のページ、5目財産管理費でございますが、庁舎管理事業につきましては電気料200万円の減額、その他財産管理事業は合計で500万円の減額、地域振興センター事業につきましては電気料50万円の減額となります。それぞれ事業費の確定等を見込みましての減額となります。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 8目財政調整基金費は、後年度の臨時財政対策債の償還に充てるための積立金分といたしまして、減債基金積立金に2,580万円追加するものでございます。

9目企画費は26万6,000円を追加するものでございます。

説明欄をご覧ください。

企画調整事業は、吾妻広域市町村圏振興整備組合の一般経費負担金の追加で、組合事務所の移転に伴う負担分222万6,000円でございます。定住促進事業と関係人口創出事業は、事業確定見込みによる減額。

18ページをお願いいたします。ふるさと応援寄附金事業は、ふるさと応援寄附金の増額見直しに対応するための歳出枠の増額、人口減少対策事業と食によるまちおこし事業は、事業の確定見込みによる減額となります。

10目運輸対策費は、路線バス運行対策事業の確定見込みによる319万4,000円の減額でございます。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続きまして、11目支所費でございます。

支所管理事業につきましては、電気料100万円の減額と、地域開発事業特別会計繰出金

520万7,000円の減額でございます。

情報通信事業につきましては、電波受信状況調査委託料144万6,000円の減額となります。こちら事業費の確定を見込んでの減額となります。

次のページ、12目簡易郵便局費につきましては、会計年度任用職員報酬50万円の減額となります。

13目交通対策費につきましては、合計で105万8,000円の減額です。こちら事業費の確定を見込んでの減額となります。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 14目電算業務費は、事業確定見込みによる241万1,000円の減額となります。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続きまして、16目広報広聴活動費につきましては、印刷製本費110万円の減額でございます。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 17目地域活性化対策費、総額で856万4,000円の減額となります。

地域活性化事業は611万円の減額でございます。

理由といたしましては、地域おこし協力隊員2名の任用を見込んで、当初予算措置した上で隊員を継続募集しておりましたが、2月時点で採用まで至らなかったため、人件費に不用額が生じた部分を減額するものでございます。

次ページに移りまして、関連して地域おこし協力隊事業ですが、同様の理由によりまして協力隊員の住宅借上料、自動車リース料につきましても、不用額が生じた部分の197万円を減額するものでございます。

続いて、吾妻溪谷活性化対策事業は、アガッタンスタッフの人件費及び燃料費等の決算見込みによりまして、48万4,000円を減額するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 18目都市交流推進費は、都市交流促進事業の確定見込みによる24万8,000円の減額でございます。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 20目諸費につきましては、防犯灯と防犯カメラの電気料50万円の減額でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） よろしく願いいたします。

2項徴税费、1目税務総務費は、歳入予算の16款3項1目総務費県委託金におきまして、県税徴収取扱い交付金24万1,000円の追加がございましたので、それに伴いまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、2目賦課徴収費では、121万8,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

各事業におけますそれぞれの減額につきましては、全て事業確定見込みによる減額でございますけれども、賦課徴収費におきまして、定額減税住民税システム改修業務の委託料として154万円の追加を繰越明許費補正として計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、職員1名分の住居手当及び通勤手当の4万6,000円の追加をお願いするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続きまして、4項3目群馬県知事選挙費につきましては、合計で191万2,000円の減額となります。

こちらは既に事業が完了しておりますので、不用額を減額するものでございます。

次のページをお願いします。

4目群馬県議会議員選挙費でございます。こちらも事業費の確定に伴いまして合計で818万7,000円の減額となります。

次のページの5目東吾妻町議会議員選挙費につきましても、事業費確定に伴いまして、合計で1,511万3,000円の減額となります。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 24ページをお開きください。

2款総務費、7項事業費、1目コンベンションホール管理費につきましては、実績に伴う

4万2,000円の減額となります。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 続いて、7項2目道の駅管理事業、12節回数券取り扱い等委託料に13万5,000円の追加でございます。これは広報誌に掲載しております。入浴料無料券の精算金の増額となります。

理由といたしまして、利用客が増加傾向にあることから、3月分の精算金に不足が生じることが見込まれるため、増額の必要性が生じたものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 3款民生費、1項1目社会福祉総務費、社会福祉事業31万円の減額は、決算見込みによる消耗品費、福祉バス運行委託料等の減額でございます。

次のページ、2目障害福祉費は障害児者総合支援事業4,642万円の追加のお願いでございます。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス給付費と身体障害者補装具給付費におきまして、利用者の伸びがあり、それらを計上したものでございます。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 3目国民年金費でございますが、国民年金事務費交付金の事業確定見込みによる返還金8万4,000円の追加をお願いするものです。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4目老人福祉費351万2,000円の減額でございます。

老人福祉事業366万3,000円の減額は、敬老祝金と、敬老会事業の確定によるものでございます。

地域包括支援センター事業は、時間外勤務手当15万1,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童措置費、子育て支援費823万円の減額は、出生等対象者が少なかったことによる児童手当の減額と還付金額の確定によるものでございます。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（谷直樹君） 2目保育所費では、352万9,000円の減額のお願いでございます。決算見込みによる人件費等の補正や、18節では、遠距離通所費補助金34万7,000円の追加をお願いしております。

続きまして、3目学童保育費999万5,000円の減額のお願いでございます。こちらも決算

見込みにより減額するものでございます。主に原町小学校内の放課後児童クラブの工事請負費等における事業確定による減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 27ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,271万8,000円の減額のうち、保健総務費は、原町赤十字病院運営費助成金の確定による31万2,000円の減額でございます。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 27節繰出金でございますが、国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金として1,240万6,000円の減額でございます。

よろしく願いします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 2目予防費759万9,000円の減額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業の本年度決算見込みによる減額でございます。

4目の健康増進事業費239万3,000円の減額につきましては、まず、次ページをご覧くださいまして、まず健康診査事業は高齢者の特定健診受診者数の伸びによる健診委託料105万円の追加のお願いでございます。

28ページに行きまして、がん検診事業は、決算見込みによるがん検診委託料300万円の減額、自殺対策事業は、会計年度任用職員報酬の不用額が出ましたので44万3,000円の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 7目公害対策事業費でございますが、事業確定見込みによりまして、自動車借上料及び工事請負費を合わせ、25万6,000円の減額でございます。

続きまして、4款2項清掃費でございますが、こちらも事業確定見込みによりまして、不法投棄物処理委託料60万円の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 3項1目の簡易水道費でございますけども、340万5,000円の減額のお願いです。

町営以外の簡易水道等整備事業補助金、施設整備費200万円の減額です。事業費確定を見込んでの減額になります。

それから、次ページの繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金140万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、簡易水道特別会計補正予算のところでも触れさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 農林課長。

○農林課長（角田良信君） お世話になります。29ページをお願いします。

6款1項1目農業委員会費258万3,000円の減額でございます。

説明欄をご覧ください。

図書代、電算処理業務委託料22万円、目標地図作成委託料227万7,000円、庁用車リース料の減額でございます。確定見込みによる減額でございます。

2目農業総務費6万8,000円の減額でございます。職員手当等の13万2,000円の増額と、担い手受入協議会補助金20万円の減額でございます。

3目農業振興費では、48万6,000円の追加でございます。農業次世代人材投資事業は、新規就農者1名が離農しましたので、令和5年度補助金150万円の減額と、過去に頂いた補助金の返還、262万5,000円の追加でございます。ほかは、事業確定見込みによる減額でございます。

30ページをお願いします。

4目農業経営基盤強化対策事業費80万円の減額でございます。事業確定見込みによる減額でございます。

5目畜産振興費では、25万9,000円の追加でございます。1月1日に発生をした鳥インフルエンザに伴う時間外勤務手当及び管理職特別勤務手当でございます。

6目農地費では、37万円の減額でございます。

説明欄をご覧ください。

町単小規模土地改良事業は、原材料支給事業の要望増による重機等借上料200万円の追加のお願いでございます。

多面的機能支払交付金事業は、事業の確定見込みによる350万円の減額でございます。

農地耕作条件改善事業は、測量設計管理委託料80万円の減額と、工事請負費200万円の追加でございます。

7目地籍調査費では、648万7,000円の減額でございます。事業の確定見込みによる減額でございます。

31ページをお願いします。

6款2項1目林業振興費では、550万円の減額でございます。

説明欄をご覧ください。

有害鳥獣捕獲事業100万円の追加と、緑の県民基金伐採委託料400万円の減額と、森林整備委託料200万円の減額でございます。事業の確定見込みによる減額でございます。

2目林業基盤整備費では、481万2,000円の追加でございます。県単治山事業負担金481万2,000円でございます。

3目町有林管理費では、1,200万円の減額でございます。事業の確定見込みによる減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 32ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費は、総額で1,044万7,000円の減額となります。

商工業対策事業は950万円の減額でございます。増額と減額が混在しておりますが、まず増額となるものが2件ございます。増額の1点目ですが、商工会への街路灯維持活動補助金として30万円を追加計上しております。これは商工会からの要望に基づくものであり、背景としては、電気料金の高騰による街路灯の維持管理費の増加があります。要望を受けまして街路灯維持活動補助金交付要綱に基づきまして、増額の補正をお願いするものでございます。増額の2点目が、中小事業者SDGs推進補助金に60万円を追加するものでございます。当初800万円を予算措置して事業執行してまいりましたが、申請数が増加しており、2月時点で現予算を超過する状況となっております。具体的には6件分、60万円が不足いたしますので、この分の増額をお願いするものでございます。その他につきましては各種補助金交付事業の決算見込みにより不用額を減額するものとなっております。

続いて、緊急経済対策商品券支給事業94万7,000円の減額でございます。暮らし応援商品券が使用された事業者への精算支払いに必要な予算を除きまして、その他の印刷費、郵送料など既に事業費が確定している部分の不用額を減額するものでございます。

3目観光費は、総額で260万円の減額となります。

観光管理費の測量設計管理委託料110万円の減額は、仙人窟駐車場整備に伴う事業費の確

定による減額となります。観光振興事業補助金につきましては、各種イベント等への補助金額確定に伴い、50万円の減額となり、合わせて160万円の減額となります。

忍びの町ひがしあがつま推進事業、観光振興事業補助金100万円の減額につきましても、同様に補助金額の確定に伴う不用額を減額するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 8款1項1目道路橋りょう総務費130万円の減額のお願いでございます。人件費も含めて、決算見込みによる減額となります。

続きまして、2目道路維持費1,039万8,000円の減額のお願いでございます。除雪事業に伴う時間外勤務手当10万2,000円の増額、決算見込みによる工事請負費270万円の減額、工事材料費260万円の減額、急傾斜地崩壊対策事業の事業確定により、20万円の減額、県営農道保全対策事業の事業確定によりまして、500万円の減額となります。

続きまして、3目道路改良費400万円の増額のお願いでございます。上信自動車道建設事務所で行っております町道植栗・十二ヶ原線整備事業の事業費確定による負担金の増額となります。

続きまして、4目橋りょう維持費につきましては、国庫補助金、地方債確定による財源変更でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 2項2目の下水道費でございます。

34ページをお願いいたします。

下水道事業特別会計繰出金901万1,000円の増額のお願いでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のところ、説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 続きまして、3項1目公営住宅管理費、そして、2目定住促進住宅管理費、これにつきましては、使用料の確定見込みによる財源変更でございます。

続きまして、3目住宅管理費、木造住宅耐震改修補助金、空家除却費補助金、これにつきましては実績見込みによる減額のお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（関 和夫君） 続きまして、9款1項1目消防費でございます。こちらも事業費の確定を見込みまして、合計で912万3,000円の減額となります。

次のページの3目防災費につきましては、工事請負費150万円の減額でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） 10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、405万2,000円の減額のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

事務局費では、決算見込みにより、72万4,000円の減額でございます。

3節職員手当では、時間外勤務手当32万円の追加のお願いをいたしております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、外国語教育コーディネーター事業では、事業確定見込みにより、24万8,000円の減額でございます。

次に、中学生海外派遣事業では、本年度の事業実施ができなかったための308万円の減額のお願いでございます。

続きまして、4目通学バス運営管理費では、スクールバス運行業務委託料の決算見込みにより、500万円の減額のお願いでございます。

続きまして、5目給食センター運営管理費では、20万円の減額のお願いでございます。決算見込みによる光熱費の減額と、物価上昇から賄材料費300万円の追加のお願いでございます。

続きまして、6目外国青年招致事業費では、決算見込みにより、72万6,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、2項小学校費、1目小学校学校管理費では、280万7,000円の減額のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

学校管理費事務局161万7,000円の減額は、事業確定見込みにより、人件費や事業費等を減額するものです。

以降にございます原町小学校30万円の減額、太田小学校23万円の減額、岩島小学校36万円の減額、東小学校30万円の減額につきましても、事業確定見込みによるものでございます。

続きまして、2目小学校教育振興費では、72万円の減額のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。こちらは事業確定見込みによる減額でございます。

続きまして、3項中学校費、1目中学校学校管理費では848万円の減額のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

学校管理費（事務局）811万円の減額は、事業確定見込みにより、人件費などの減額のほか、10節の需用費では、電気料や校舎修繕料の減額でございます。以降、東吾妻中学校37万円の減額につきましても、事業確定見込みによる減額でございます。

続きまして、2目中学校教育振興費では、60万円の減額のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。教育振興費（事務局）38万円の減額は、事業確定見込みにより、使用料を減額するものでございます。東吾妻中学校22万円の減額につきましても、事業確定見込みによる減額でございます。

次に、4項こども園費、1目こども園管理費では、642万2,000円の減額のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。こども園管理費（事務局）630万2,000円の減額は、決算見込みにより、人件費等の減額になってございます。以降にございますはらまちこども園12万円の減額につきましても、事業確定見込みによる減額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 5項社会教育費、1目社会教育総務費では、時間外勤務手当40万円の増額のお願いであります。これは1月から、コンベンションホールの一般の利用が再開され、イベント等での活用が増加したため、実績に合わせたものでございます。

次ページをお開きください。

説明欄の中ほどにあります太田公民館運営費につきましても、時間外勤務手当7,000円の増額のお願いとなります。

39ページにお戻りください。

説明欄の二十歳の集い事業から、40ページ、高齢者教室事業、教養講座事業、公民館読書推進事業、そして、1つ飛びまして、東公民館運営費、ブックスタート事業、そして、3目文化財保護費、4目、41ページに移ってください。青少年対策費、そして、5目発掘調査費、ここまでは事業完了に伴う減額となります。

続きまして、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましても、保健体育総務費、スポーツ推進事業費、スポーツフェスティバル事業、42ページに移ります。ここまでが、事業完了に伴う減額というふうになります。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（谷 直樹君） 続いて、その下の健康管理対策事業、こちら学校教育の関係となりますが、事業確定見込みによります8万円の減額のお願いとなります。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 続きまして、その次にあります、郡民スポーツ大会事業、そして、3目施設管理費と、これも事業完了に伴う減額となります。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 11款2項2目道路復旧費、これにつきましては、道路復旧、災害の場所になりますが、隣接地が保安林というところでありましたが、森林環境事務所と協議したところ、構造物が簡易な構造物になったというところで、減額というふうな内容でございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。本件を議案調査といたします。

3月14日までに調査が終了いたしますことをお願いいいたします。

ここで休憩といたします。

再開を1時としたいと思います。

（午後 零時01分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第9、議案第10号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定の補正案については、歳入歳出をそれぞれ379万1,000円減額し、予算の総額を16億8,846万1,000円とするものでございます。

次に、施設勘定の補正案については、歳入歳出をそれぞれ267万1,000円減額し、予算の総額を6,749万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） 今回の補正につきましては、事務事業の確定、または、確定見込みなどによる補正でございます。

5ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入でございますが、1款国民健康保険税につきましては、賦課徴収の見直しによりまして、469万1,000円減額するものでございます。

3款1項2目の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金につきましては、保険証のマイナンバーカード一体化に関わる広報に要した経費1万4,000円に対する補助金の増額でございます。

3目出産育児一時金臨時補助金につきましては、令和5年度から出産育児一時金が増額になったことに伴う国の臨時的財政支援1万5,000円を増額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

5款県支出金につきましては、歳出の保険給付費の財源となる保険給付費等交付金を決算見込みによりまして、660万8,000円減額するものでございます。

9款諸収入は、被保険者の交通事故などによりまして、相手の保険会社から国保連を通じ

納付される一般被保険者第三者納付金について、987万3,000円の増額を見込んでおります。

10款余剰金精算金につきましては、国民健康保険団体連合会の保険給付費等交付金の余剰金精算金の事業確定見込みにより、239万4,000円減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費でございます。説明欄をご覧ください。

次期国保総合システムへの切り替えに伴います設定業務の追加に伴う手数料4万2,000円、また、次期システムに必要となる指紋認証装置の備品購入費8万6,000円、また、第三者行為共同処理負担金の見込みによる40万円、以上合わせて52万8,000円の増額のお願いでございます。

2款2項高額療養費は、一般被保険者高額介護合算療養費につきまして、事業確定見込みにより、6万3,000円増額のお願いでございます。

2款4項出産育児諸費については、補助金確定に伴う収入財源の組み替えによる更正でございます。

8ページをお願いします。

3款1項療養費給付費分については、第三者納付金の見込みに伴う歳入財源の組み替えによる更正でございます。

4款1項特定健康診査等事業費は、事業確定見込みにより、特定健診受診に係る委託料103万5,000円を減額するものでございます。

2項保健事業費は、被保険者の健康の保持増進に資することを目的とした第3期データヘルス計画策定業務につきまして、共同保険者である群馬県の支援を受けたことにより、委託料150万円を減額するものでございます。

6款1項2目償還金につきましては、保険給付費等交付金の事業確定見込みによる180万円の減額でございます。

9ページをお願いいたします。

6款2項繰出金は、国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金4万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、施設勘定の歳入につきまして説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

1款1項外来収入は、診療状況を踏まえ、150万円増額するものでございます。

2項その他の診療収入につきましては、健康診断の状況を踏まえ、85万円増額するもので

ございます。

3 款県支出金につきましては、僻地診療施設運営費補助金として、特別調整交付金の確定に伴い、4 万7,000円を減額するものです。

4 款 1 項繰入金は、一般会計からの繰入金492万7,000円減額するものでございます。

2 項事業勘定繰入金は、僻地診療施設運営費等補助金の確定に伴い、事業勘定からの繰入金4 万7,000円減額するものでございます。

12ページをお願いします。

歳出でございますが、1 款総務費は、職員人件費及び施設管理費の増額のほか、医師の学会出席に伴う研究研修費、事業確定見込みによる減額などを合わせ、28万円減額するものでございます。

2 款医業費は、事業確定見込みにより、医業管理費39万1,000円、医薬品衛生材料費200万円を合わせ、239万1,000円を減額するものです。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第 1 1 号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、議案第11号 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ740万7,000円を減額して、総額をそれぞれ3,168万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください。

ますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（関 和夫君） それでは、4ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款1項1目総務費県補助金につきましては、宅地耐震化推進事業補助金220万円の減額でございます。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、宅地造成事業一般会計繰入金440万円の減額と、発電事業一般会計繰入金80万7,000円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目宅地造成事業費につきましては、造成宅地第2次スクリーニング調査委託料660万円の減額でございます。

こちらは第2次スクリーニング調査の追加調査委託料を当初予算で計上させていただきましたが、令和4年度中に調査が完了しましたので、今回不用となりました。

続きまして、2項1目発電事業費につきましては、前年度に係る消費税納付金の額が確定しましたので、80万7,000円の減額となります。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、議案第12号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4

号) について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ152万5,000円を減額して、総額をそれぞれ5億1,743万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） それでは、3ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正でございます。1の地方債の変更でございますが、下水水道事業債を190万円減額して限度額を950万円に、過疎対策事業債を180万円減額して、限度額を950万円とするものでございます。

次、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

1款1項1目の農業集落排水分担金62万5,000円の減額のお願いです。事業確定を見込んでの、減額になります。

2目の公共下水道負担金90万円の減額ですが、事業確定を見込んでの減額でございます。

3款1項の国庫補助金です。1目公共下水道事業費国庫補助金が78万5,000円の減額、2目の生活排水費国庫補助金336万9,000円の減額です。事業費の減額に伴うものでございます。

4款1項1目の県補助金ですが、浄化槽市町村整備費県補助金45万2,000円の減額です。事業費の減額に伴うものでございます。

次ページをお願いいたします。

5款1項1目の一般会計繰入金ですが、901万1,000円の追加のお願いでございます。全体事業費に対して不足している分の追加のお願いでございます。

2目の基金繰入金、浄化槽整備基金繰入金113万6,000円の減額です。事業費の確定に伴うものでございます。

7款諸収入、2項1目の雑入ですが、60万4,000円の追加のお願いです。上信自動車道建設工事に伴う浄化槽の移設補償費の追加と、箱島岡崎地区の雑入は80万円の減額でございます。

2目浄化槽駐車場等付帯工事費は、17万3,000円の減額となります。

8款1項町債ですが、下水道事業債、過疎債、合わせまして370万円の減額でございます。事業費の減額に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

初めに、1款1項1目の一般管理費11万5,000円の減額です。1節の報酬及び8節の旅費、これは上下水道運営審議会等々の事業費が確定したことによる減額でございます。

2款1項1目の建設事業費は24万円の減額です。工事請負費の確定による減額でございます。

3款1項1目の施設管理費ですが、委託料117万円の減額です。これは雨水管理総合計画策定業務委託料の事業費の確定によるものです。

4款公債費ですが、こちらは財源更正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第12、議案第13号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,144万円減額して、総額をそれぞれ2億544万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは最初に、2ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。

1款簡易水道費、1項維持管理費、上信自動車道建設に伴う水道管移設工事、1,180万円を次年度に繰り越すものでございます。

それから、4ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますけれども、4款の繰入金、一般会計繰入金140万5,000円の減額でございます。

6款諸収入、1項の雑収入でございますが、1,003万5,000円の減額です。上信自動車道建設に伴う水道管移設補償金の減額でございます。

次に、3の歳出でございます。

1款1項1目維持管理費ですが、12節の委託料につきましては176万円の追加のお願いです。上信道建設に伴う水道移設業務委託費の追加でございます。

それから、14節工事請負費は1,320万円の減額で、こちらは上信自動車道建設に伴う水道管移設工事などの減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第42号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第13、議案第42号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第42号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の説明を申し上げます。

この補正予算案は、歳入歳出をそれぞれ2,300万円増額し、予算の総額を87億5,820万8,000円とするものでございます。

吾妻環境施設組合が建設を計画する一般廃棄物処理施設までのアクセス道路の用地購入費を追加し、必要な予算を確保するものとなっております。

そのほかに、繰越明許費の補正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、予算総額のほか、款項の区分ごとの補正金額を定めるものでございます。

第2条は、繰越明許費を補正することを定めるものでございます。

2ページをお願いします。

第2表の繰越明許費補正でございますが、繰越明許費を変更設定及び追加設定するものでございます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書になります。

歳入ですけれども、19款1項2目財政調整基金繰入金に2,300万円を見込むものでございます。

歳出につきましては建設課長より説明いたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 8款1項1目道路橋りょう総務費を2,300万円の増額をお願いでございます。

理由としまして、吾妻郡一般廃棄物処理施設建設事業に伴い、施設までの進入路線を計画し、道路用地購入に当たり約3万8,400平米の部分について、財務省より町に対して2回の不動産鑑定評価の評価条件の提示がございました。

これに基づいて、不動産鑑定評価を第三者委員会に業務委託し、内容を精査したところ、2,300万円の不足が生じました。これにより増額をお願いするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願ひいたします。

◎議案第37号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第14、議案第37号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第37号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年4月1日から群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営するために、群馬県市町村公平委員会が共同設置されておりますが、令和6年4月1日に富岡市及び榛東村が新たに加入する予定であります。

また、負担金の算出方法の改正に伴い、規約変更を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて担当課長の説明を願ひます。

総務課長。

○総務課長（関 和夫君） それでは、新旧対照表をご覧ください。

第6条につきましては、経費の負担でございますが、アンダーラインの部分が改正箇所となります。

対象職員数の後に括弧書きで、その定義を付け加え、また、300円を乗じていた額に1,000円を加算した額と改めるものでございます。

また、その下の別表、共同設置する団体の中に、富岡市と榛東村を追加する改正内容でございます。

以上説明とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第38号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第15、議案第38号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第38号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

吾妻広域町村圏振興整備組合の事務所の位置は、組合規約に定められております。この規約の規定を変更するためには、組合の構成町村による協議が必要となります。

今般、吾妻広域町村圏振興整備組合において、事務局の事務所を移転する必要性が生じたことから、規約の一部を改正するための協議を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 現在、吾妻広域町村圏振興整備組合の事務局は、中之条町のバイテック文化ホールの1室を使用しております。そこで共同処理を行っている状況でございます。

今般、そのバイテック文化ホールでは、長期にわたり施設の大規模改修が予定されているところでございます。これに伴いまして、吾妻広域町村圏振興整備組合事務局において、施設の使用や事務を行う上で支障が生じることから、組合が現在、普通財産として管理している旧農業共済事務所に事務所を移転することとし、これにより、組合規約の一部を改正する

ものでございます。

具体的な事務所の地番は、議案書に記載のとおりでございますけれども、施行につきましては、令和6年4月1日としておるところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第39号及び議案第40号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第16、議案第39号 町道路線の廃止について、日程第17、議案第40号 町道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第39号 町道路線の廃止について、議案第40号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

廃止の議決をお願いする路線は、合計で23路線です。

県道植栗伊勢線道路改良事業によるもの、東地区から町道の見直しを進めており、主に坂上地区の現地調査を関係する農林課土地改良係及び農林振興係で実施し、調整を行い、それぞれ農道や林道、法定外公共物、通称赤道にするものでございます。

認定の決議をお願いする路線は、県道植栗伊勢線道路改良事業及び坂上地区町道見直しに係るもので、5路線でございます。

今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てていきたいと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） それでは、議案第39号 町道路線の廃止、並びに、議案第40号 町道路線の認定について説明させていただきます。

町道路線の廃止をお願いする案件は、先ほど町長が提案いたしました主に坂上地区23路線、6,649メートルです。

1枚めくっていただきます。

県道植栗伊勢線道路改良事業によるもの、現地調査を行い、関係する農林課土地改良係、農林振興係とも調整し、それぞれ農道や林道、法定外公共物、通称赤道にするものでございます。

廃止する内訳は、町道から農道が9路線、約1,614メートル、一部農道が2路線、約441メートル、町道から林道が1路線、約125メートル、一部林道が1路線、約750メートル、町道から法定外公共物が7路線、約1,997メートル、一部法定外公共物が4路線、約998メートルです。

引き続き、議案第40号 町道路線の認定について説明させていただきます。

1枚めくっていただきます。

今回認定をお願いする路線は5路線、約895メートルです。位置図1ページの3路線につきましては、廃止路線位置図1ページで申し上げました大字植栗地内県道植栗伊勢線改良工事によるもので3路線、位置図2ページの1路線につきましては、廃止路線位置図4ページで申し上げました大字大柏木地区で終点を短縮する1路線、位置図3ページの1路線につきましては、廃止路線位置図10ページで申し上げました大字須賀尾地内の終点延伸1路線でございます。

なお起終点の位置及び道路延長につきましては、調書に記載のとおりでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第41号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第18、議案第41号 財産の無償貸付についてを議題といたしま

す。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第41号 財産の無償貸付について提案理由の説明を申し上げます。

来年度から、原町小学校及び太田小学校において、民間事業者に放課後児童クラブの運営をしていただくため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長(谷 直樹君) よろしく願いいたします。

詳細についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましたとおり、地方自治法の第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この規定では、条例の定める場合を除くほか、財産を交換し、支出の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることとあります。

今回お願いするのは、令和6年4月から予定しております原町小学校及び太田小学校の一部を放課後児童クラブに貸付けをするためのものでございます。

最初に、貸付けをする財産ですが、東吾妻町立原町小学校の一部、旧パソコン教室ほか112.14平米です。

(2)として、貸付けの相手方は、吾妻総業株式会社、代表取締役南波将彦氏であります。

(3)として、貸付けの目的は、放課後児童クラブの運営でございます。

(4)貸付けの条件は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に限ります。

続きまして、裏面をご覧ください。

2つ目は、(1)として貸付けをする財産は、東吾妻町立太田小学校の一部、旧食堂284.25平米です。

(2)貸付けの相手方は、一般社団法人P o r t a l、代表理事古井戸進氏であります。

(3)貸付けの目的は、放課後児童クラブの運営でございます。

(4)貸付けの条件は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に限ります。

どちらも、令和6年4月1日より無償貸付けを予定しております。

説明につきましては以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（佐藤聡一君） 日程第19、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しますので、その審査を3月14日までに終了するようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は3月15日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 1時36分)

令和6年3月15日(金曜日)

(第 3 号)

令和6年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第3号)

令和6年3月15日(金)午前10時開議

- 第 1 議案第14号 東吾妻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第15号 東吾妻町消防団条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第16号 東吾妻町防災無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第17号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第18号 東吾妻町温川キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第19号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第20号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第21号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第22号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第23号 社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会の助成に関する条例について
- 第11 議案第24号 東吾妻町農業集落排水事業減債基金条例及び東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例を廃止する条例について
- 第12 議案第25号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第26号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第27号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第28号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第29号 東吾妻町立認定こども園条例の一部を改正する条例について

- 第 1 7 議案第 3 0 号 東吾妻町保育認定基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 1 8 議案第 3 1 号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 3 2 号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 議案第 3 3 号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 3 4 号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 3 5 号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 3 6 号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 発委第 1 号 東吾妻町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
- 第 2 5 議案第 1 号 令和 6 年度東吾妻町一般会計予算
- 第 2 6 議案第 2 号 令和 6 年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第 2 7 議案第 3 号 令和 6 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 8 議案第 4 号 令和 6 年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第 2 9 議案第 5 号 令和 6 年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第 3 0 議案第 6 号 令和 6 年度東吾妻町下水道事業会計予算
- 第 3 1 議案第 7 号 令和 6 年度東吾妻町簡易水道事業会計予算
- 第 3 2 議案第 8 号 令和 6 年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第 3 3 議案第 9 号 令和 5 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 3 4 議案第 1 0 号 令和 5 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 5 議案第 1 1 号 令和 5 年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 6 議案第 1 2 号 令和 5 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 7 議案第 1 3 号 令和 5 年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 8 議案第 4 2 号 令和 5 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 3 9 議案第 3 7 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 4 0 議案第 3 8 号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更について
- 第 4 1 議案第 3 9 号 町道路線の廃止について

- 第42 議案第40号 町道路線の認定について
- 第43 議案第41号 財産の無償貸付けについて
- 第44 陳情書の委員会審査報告
- 第45 委員会報告について
- 第46 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第47 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	佐藤 聡一君	2番	齋藤 貴史君
3番	増子 京子君	4番	渡 一美君
5番	井上 日出来君	6番	高橋 弘君
7番	高橋 徳樹君	8番	里見 武男君
9番	小林 光一君	10番	重野 能之君
11番	竹 淵 博行君	12番	樹 下 啓示君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜君	副町長	石村 文明君
教育長	山野 邦明君	総務課長	関 和夫君
企画課長	水出 悟君	まちづくり 推進課長	酒井 文彰君
保健福祉課長	小池 さつき君	町民課長	寺嶋 正春君
税務課長	堀込 恒弘君	農林課長	角田 良信君
建設課長	福原 治彦君	上下水道課長	高橋 篤君
会計課長兼 会計管理者	武井 幸二君	学校教育課長	谷 直樹君

職務のため出席した者

議会事務局長
議会事務局
主任

西 山 孝 弘
田 中 康 夫

議会事務局
補佐

西 卷 雅 子

◎開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、議案第14号 東吾妻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、議案第15号 東吾妻町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、議案第16号 東吾妻町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、議案第17号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、議案第18号 東吾妻町温川キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第6、議案第19号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第7、議案第20号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第8、議案第21号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第9、議案第22号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、議案第23号 社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会の助成に関する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、議案第24号 東吾妻町農業集落排水事業減債基金条例及び東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第12、議案第25号 東吾妻町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第13、議案第26号 東吾妻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第27号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第14、議案第27号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第28号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第15、議案第28号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び

各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第16、議案第29号 東吾妻町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第30号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第17、議案第30号 東吾妻町保育認定基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第31号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第18、議案第31号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第32号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第19、議案第32号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第33号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第20、議案第33号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第34号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第21、議案第34号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第35号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第22、議案第35号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第36号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第23、議案第36号 東吾妻町育英条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第24、発委第1号 東吾妻町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に関しては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第25、議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

本件につきましては去る3月4日予算決算特別委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

8番、里見議員。

（予算決算特別委員長 里見武男君 登壇）

○予算決算特別委員長（里見武男君） 令和6年第1回定例会において、予算決算特別委員会に付託になりました議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計予算、歳入歳出総額で前年度比プラス6.5%増の89億1,400万円について審査をいたしました経過と結果についてご報告

申し上げます。

予算決算特別委員会は会議日程に従い、去る3月8日と11日の2日間にわたり審査を行いました。審査に当たっては本会議においてあらかじめ担当課長より説明を受けておりますので、質疑を中心に審査を行いました。その経過につきましては、当日体調不良のため欠席の委員1人と委員外委員の佐藤議長を除く委員による予算決算特別委員会での審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について申し上げることを省略させていただき、後日、会議録によりご承知くださるようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

3月11日の質疑終了後、原案について採択した結果、全員一致可決すべきものと決定いたしました。本会議でも同様にお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上が審査の結果であります。執行部におかれましては審査の過程で委員各位から出された質疑や意見について町民の目線で事務の執行に当たられますよう申し上げ、予算決算特別委員会の審査の報告といたします。

○議長（佐藤聡一君） 委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が委員でありましたので、省略いたします。委員長、自席にお戻りください。

自由討議を行います。

9番、小林議員。

○9番（小林光一君） ちょっとケアレスミスのところがございますので、少し指摘させていただきたいと思っておりますけれども、債務負担行為のところですね。

乗合バス等運行事業、このところの期間のところ、自から、至るというところだと思っ
んで、至る、これちょっと間違いではないかなと思っておりますので。いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） ページは何ページですか。

○9番（小林光一君） ごめんなさい。7ページです。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 議員ご指摘のとおり訂正させていただきます。よろしくお願
いいたします。

○議長（佐藤聡一君） よろしいですか。

○9番（小林光一君） 結構です。

○議長（佐藤聡一君） ほかにはございますか。よろしいですか。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第26、議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件については去る3月5日文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

10番、重野議員。

（文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは、報告申し上げます。

去る3月6日、担当課長に出席をいただき、審査を実施しました。事業勘定歳入歳出それぞれ15億4,774万円、施設勘定歳入歳出それぞれ6,388万9,000円となりました。

委員会の中で、審査の過程で今後の国保運営のおける税収の在り方に関する質疑や説明もありました。当委員会としまして議案第2号に関し、事業、施設勘定ともに全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におきましても同様にお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、自席のほうへお願いします。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第27、議案第3号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については去る3月5日文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

10番、重野議員。

(文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇)

○文教厚生常任委員長（重野能之君） 議案第3号について報告をいたします。

去る3月6日担当課長の出席をいただき、審査を実施しました。歳入歳出それぞれ2億5,920万6,000円となりました。歳出の多くが後期高齢者医療広域連合納付金で、また保険給付事業費として、人間ドック助成100万円が計上されております。

当委員会としましては慎重審査の結果、議案第3号に関し全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におきましても同様によりしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、自席のほうへお願いします。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に関する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第28、議案第4号 令和6年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件については去る3月5日文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

10番、重野議員。

(文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇)

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは、報告申し上げます。

議案第4号についての報告をさせていただきます。去る3月6日担当課長の出席をいただき、審査を実施しました。歳入歳出それぞれ18億7,291万9,000円となりました。繰入金は2億6,964万2,000円で、全体的な予算規模につきましては前年度とほぼ同様となりました。

当委員会として慎重審査の結果、全会一致で可決すべきと決しましたので、本会議におきましても同様にお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、自席のほうへお願いします。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第29、議案第5号 令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

本件については去る3月5日総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

6番、高橋議員。

（総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇）

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） ご報告申し上げます。

3月5日本会議におきまして審査を付託されました令和6年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、去る3月6日総務課長に出席を求め、審査を行いました。歳入歳出それぞれ876万3,000円と定め、前年比100万円増加し、歳入は県支出金212万5,000円、一般会計からの繰入金663万5,000円であります。

委員会では、総務課長より大規模造成団地として行われた植栗地区・舞台住宅団地、岡崎地区・岩久保住宅団地の第2次スクリーニング調査結果について、県から盛土規制法に基づ

き、大地震で崩壊のおそれのある造成宅地防災区域に指定されたとの報告を受けたとの報告がありました。これは一部に、震度6強以上の地震で崩壊するおそれがあると判断をしたということであり、指定を受けた岡崎、岩久保住宅団地は20区画のうち13区画は販売済みであります。

町としては今後、群馬県による防災区域の指定を受けて、令和6年度中に滑動崩落対策工事の調査設定を行い、令和7年度中に対策工事を実施する予定とのことでした。

当委員会としては慎重に審査を行い、本予算について全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様に判断をいただきますようお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、自席のほうへお願いいたします。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に関する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第30、議案第6号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計予算を議

題といたします。

ここで、上下水道課長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

去る3月4日説明を申し上げました、議案第6号 令和6年度東吾妻町下水道事業会計予算書の2ページでございます。訂正をお願いするものでございますが、2ページの第4条、資本的収入支出の、支出のほうでございます。

農業集落排水事業資本的支出と合併浄化槽事業資本的支出の、款の数字が1款となっております。これは誤りでございまして、正しくは第2款農業集落排水事業資本的支出、第3款合併浄化槽事業資本的支出となります。

訂正をお願いするものでございます。大変申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 本件については去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

6番、高橋議員。

（総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇）

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） ご報告申し上げます。

本年度から、東吾妻町下水道事業会計は特別会計から、国の要請により企業会計へ移行しました。

3月5日本会議において審査を付託されました、令和6年度東吾妻町下水道事業会計予算について、去る3月7日に上下水道課長に出席を求め、審査を行いました。

公共下水道処理戸数1,042戸、年間有収水量25万3,840立方メートル、1日平均有収水量695立方メートルであります。

農業集落排水は、処理戸数687戸、年間有収水量16万6,769立方メートル、1日平均有収水量457立方メートルであります。

合併浄化槽処理戸数は2,104基、年間有収水量35万1,130立方メートル、1日平均有収水量962立方メートルとなっております。

事業収益は、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業の合計は3億6,711万円であり、事業費用は4億8,277万1,000円となっております。資本的収入は公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業の合計は3億6,531万6,000円であり、資本的支出は3億4,538万8,000円となっております。

また、公共下水道事業資本的収入では、一般会計から支出金3,845万円と長期借入金1,665万円であり、農業集落排水事業資本的収入では一般会計からの出資金3,320万円、長期借入金1,480万円であり、合併浄化槽事業資本的収入では一般会計からの出資金1,135万円、長期借入金555万円であります。また、今年度一般会計からの補助金は1億9,200万円であります。

当委員会として慎重に審査を行い、本予算について全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様に判断をいただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、自席のほうへお願いします。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第31、議案第7号 令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

本件については去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

6番、高橋議員。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長(高橋 弘君) ご報告申し上げます。

本年度から、東吾妻町簡易水道事業会計は国の要請により、特別会計から企業会計へ移行しました。

3月5日本会議において、審査を付託されました令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計予算について、去る3月7日上下水道課長に出席を求め、審査を行いました。

給水戸数1,150戸、年間総配水量57万4,000立方メートル、1日平均給水量856立方メートルであります。

事業収益9,473万8,000円、事業支出1億569万8,000円であり、資本的収入合計3億1,620万円、支出合計3億1,523万5,000円であります。資本的収入では一般会計からの出資金1,700万円と長期借入金1,300万円があります。今年度の一般会計からの補助金は3,200万円であります。

委員会では、老朽化の布設替えや料金改定についての意見交換が行われ、簡易水道も水道事業も同じ水を使用しているため、同一料金にしてもいいのではないかとの意見が出されました。課長からは5年後に統一料金にしていきたいとの考えが示されました。

当委員会として慎重に審査を行い、本予算について全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様に判断をいただきますようお願いいたしまして、報告といたします。

○議長(佐藤聡一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、自席のほうへお願いします。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第32、議案第8号 令和6年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

本件については去る3月5日総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

6番、高橋議員。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） ご報告申し上げます。

3月5日本会議において、審査を付託されました令和6年度東吾妻町水道事業会計予算について、去る3月7日に上下水道課長に出席を求め、審査を行いました。

給水戸数4,190戸、年間配水量127万4,312立方メートル、1日平均給水量2,799立方メートルであります。

事業収益2億774万5,000円、事業費用2億2,217万8,000円であり、資本的収入3億6,980万円、資本的支出4億7,829万円であります。収入額が支出に対して不足する1億102万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するとの説明を受けました。

老朽管布設替工事の上限額は2,180万円であり、一時借入金の上限額は5,000万円と定めてあります。

当委員会としては慎重に審査を行い、本予算について全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様に判断をいただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、自席のほうへお願いします。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第33、議案第9号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

ここで企画課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画課長。

○企画課長（水出 悟君） 予算書の6ページをお願いいたします。

繰越明許費補正（第2表）ですけれども、中段になりますけれども、6款農林水産業費、1項農業費、事業名といたしまして、本宿霜田地区地区農業用用水路設置工事という事業名なんですけれども、こちら地区が重複しておりますので、地区のほうを1つ削除をお願いいたします。

お手数をかけますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 本件については3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第34、議案第10号 令和5年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第35、議案第11号 令和5年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件につきましては去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第36、議案第12号 令和5年度東吾妻町下水道事業特別会計補

正予算（第4号）を議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

（午前10時59分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第37、議案第13号 令和5年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第42号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第38、議案第42号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第37号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第39、議案第37号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましては去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に関しては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第38号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第40、議案第38号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更についてを議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第39号及び議案第40号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第41、議案第39号 町道路線の廃止について、日程第42、議案第40号 町道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

本2件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第39号 町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第40号 町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第41号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第43、議案第41号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（佐藤聡一君） 日程第44、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情第1号 国民年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件については去る3月5日文教厚生常任委員会にその審査を付託してあります。文教厚生常任委員長からは会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。本件については委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

◎委員会報告について

○議長（佐藤聡一君） 日程第45、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） ありません。

○議長（佐藤聡一君） 文教厚生常任委員会。

10番、重野委員。

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは、報告を申し上げます。

今回は、当委員会に付託されました議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号 東吾妻町介護保険特別会計予算の審査を中心に行いました。

付託議案については全会一致で可決することと決し、併せて陳情1号の審査も行い、継続審査となりました。

その他委員会で質疑、答弁があり、主なものとして1点目、本年4月からのいわびつ荘の社会福祉協議会指定管理に係る準備が進んでいること及び町の助成に関する条例について説明を受けました。委員会の中では町、老人福祉の今後に関する意見等が出されました。

2点目としまして、吾妻郡一般廃棄物処理施設の現況について説明があり、令和6年3月以降、処分等価格決定手続の開始、その後書面による見積り合わせを経て価格決定されること、稼働目標は早くとも令和12年度後半とのことであります。

3点目としまして、令和6年度より地域と学校がさらに連携していくための学校運営協議会、コミュニティスクールが設置されていくこと、また、6年度より東吾妻中学校3年生を対象とした、台湾・基隆市建徳国民中学への訪問が再開されることなどの説明を受けました。

以上、委員会報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 議会運営委員会。

○議会運営委員長（樹下啓示君） ありません。

○議長（佐藤聡一君） 議会広報特別委員会。

8番、里見委員。

○議会広報特別委員長（里見武男君） それでは、議会広報特別委員会の活動報告を行います。

議会広報特別委員会では、東吾妻町議会だよりの編集を主に活動を行っております。今回は2月7日に行われました議員全員協議会で申し合わせた、議会だよりの編集要領の変更について申し上げます。

最初に、企画ですが、A4判は変わりませんが、町の広報が4月号より縦書きから横書きになることに合わせ、議会だよりも73号より縦書き右とじから横書き左とじに変更になります。これは一般質問等で横文字やアルファベットを扱う内容が増えたこともあり、横書きのほうが編集しやすいケースが増え、また数字は横書きのほうが読みやすいメリットがあります。

また、11文字掛ける30行5段組を2から3段組に改め、印刷部数5,200部を5,000部に改めます。編集要領に編集方針を追加します。編集方針は先進自治体を参考に、数年に一度見直しを行いたいと思います。

そして、委員研修として2年に一回1泊程度で研修を実施する、これを、この中の1泊程

度を削除します。今後の編集方針として、議案等の審査を全て載せずに選択します。

以上、議会広報特別委員会の活動報告を報告いたします。

○議長（佐藤聡一君） 続きまして、予算決算特別委員会。

8番、里見委員。

○予算決算特別委員長（里見武男君） それでは、予算決算特別委員会の報告を行います。

本会議の初日の議員派遣で申し上げたとおり、去る1月31日に第一法規株式会社の三輪先生による「条例・法令の読み方」の講義と「予算書・決算書の読み方」のビデオを鑑賞いたしました。

午後は、長内先生によるデジタルDXによる政策形成をテーマに受講いたしました。

また、2月14日に中之条ツインプラザにおいて、長内先生による町村議会デジタル化に向け「第33次地方制度調査会答申に向けて」をテーマに講演を受講いたしました。

また、先ほど可決されました令和6年度一般会計予算の付託を受けました審査を3月8日と3月11日に実施しました。

以上、予算決算特別委員会の報告といたします。

○議長（佐藤聡一君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（佐藤聡一君） 日程第46、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（佐藤聡一君） 日程第47、町政一般質問を行います。

◇ 竹 淵 博 行 君

○議長（佐藤聡一君） 最初に、11番、竹淵博行議員。

11番、竹淵議員。

（11番 竹淵博行君 登壇）

○11番（竹淵博行君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私から一般質問を通告書に沿って質問させていただきたいというふうに思います。

ただ、通告書を出したときの情報を昨日、担当課の担当から正確な数字等を確認しましたら、私の通告書の中で正確さを欠けているところがございますので、その辺は訂正して述べさせていただきます。とともに、趣旨は変わりませんのでご理解いただきたいというふうに思います。

タイトルといたしましては、スクールバス、公共交通等の今後の取組についてということでございます。項目につきましては2点ございます。路線バスの現状と課題について、2番としてライドシェアの活用について、ということで質問させていただきます。

1番、路線バスの現状と課題についてでございます。

町の公共交通乗合バスでは、乗合タクシー形態が2路線、湯中子線、天狗の湯循環線、そして乗合バス形態4路線、大戸線、権田萩生線、須賀尾線、大柏木線で運行をしております。その中でも、辛うじて天狗の湯循環線が収支率、令和4年度の実績として9.7%で、県からの補助金対象に現在はなっております。しかし、今年、令和5年度も10%を切るようなことであれば2年連続10%を下回り、県の補助金打ち切りということになります。昨年6月にも公共交通について質問させていただきましたが、今回は前回とは質問の方向を変えて行ってまいります。

現在において、路線バスの利用者が何時のどこからどこへ、何人乗車したか把握がないのもちょっと驚きでございますが、利用料金の決済方法についても現金決済、整理券発行し現金決済、そして交通系ICカードの決済、あとPay Payの4通りがあるようございま

す。内訳は、大戸線につきましては整理券発行現金及び交通系 I C カード、これは S u i c a 等ですね。天狗の湯、湯中子線については、運転手が乗った所を記憶し、現金及び交通系 I C カードで決済をします。そして、権田萩生線、須賀尾線、大柏木線につきましては、オール200円均一で現金及び P a y P a y が使えるようでございます。

ここで質問でございます。

1 番といたしまして、路線バスの取組に利用者の乗車状況把握は必須だと考えるが、ご答弁お願いいたします。

2 番目といたしまして、決済方法について利用者の売上げが補助金の算定に大きく関わっている現金を扱う以上、時間、場所、人数把握、そして売上金ということで必須だと考えるが、ご答弁お願いいたします。

次に、ライドシェアの活用についてご質問をさせていただきます。

ライドシェアとは、一般ドライバーによる自家用車の相乗りのサービスのことを指します。出発地や目的地が同一の人々が乗車をし、ドライバーが無償で運転するタイプと、ドライバーが有料で利用客を送迎するタイプの2種類があり、今年4月からはタクシーが不足する地域や時間帯に限って、行政やタクシー会社がライドシェアの運行管理をするなどの条件の下、行える方針となっております。

質問3番といたしまして、当町のようにタクシー事業者がいない地域にとって、町民や観光客の移動手段として利便性が高まり、また路線バスが通っていない地域など課題解決につながり、積極的に取り組む必要があると考えるが、ご答弁、お願いいたします。

4 目といたしまして、これは教育長にご質問させていただきます。

ライドシェアが運行することによって、本来であればスクールバスを利用できる条件であって、利用できない子供たちにとっても対応ができ、課題解決につながるため取り組む必要があると考えるが、ご答弁をよろしくお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、竹渕議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目め、1 点目の利用者の乗車現状把握でございますが、現状ではご指摘のような調査等は行っておらず、個別の乗降場所や時間などは承知をしておりますが、バス事業者から

毎月提出をされる報告書により、乗車人数を把握しております。各バス事業者においてはそれぞれ独自の乗降データ等を保有しておりますので、今後施策の実施に向けて、運行の安全確保に配慮しつつ、必要なデータ取得等の調査協力を進めていきたいと考えております。

2点目の売上金の取扱いでございますが、現在2事業者が路線バス運行に携わっております。大戸線につきましては、料金機能つき自動運賃箱を設置しております。ほかの5路線につきましては、鍵つき手動運賃箱により管理をしている状況でございます。全路線とも1日の運行終了後、経理担当者による売上金等の確認、保管を行っているとのことであり、バス事業者の運用規定の下、厳正な管理がなされていると認識をしております。引き続き、公共交通サービスについて、適切な運行管理が確保されるよう連携を図ってまいります。

次に、2項目、1点目のライドシェアの取組及び2点目のスクールバスの代替手段でございますが、町では既存の移動サービスである交通資源を再構築することや、地域内バス路線及びデマンドバス路線のサービス範囲を再編することなどを施策の展開として、地域公共交通計画に位置づけております。

今後、施策を実施していく中で、受益の負担や限られた財源を考慮しますと、より効果的な移動サービスを検討し選択していくことも重要になると考えております。ライドシェアなど既存の交通手段を補完する新たな方策の導入につきましては、即効性を求める場合でありますと個別分野の対応課題として捉え、中長期的な視点に立ちますと必要性や方向性など総合的に研究し、移動サービスとしての役割や持続性等を検討していくことが必要と考えております。

残余は教育長に答弁をさせます。

○議長（佐藤聡一君） 教育長

○教育長（山野邦明君） 引き続き、2点目についてお答えします。

ライドシェアがスクールバスの代替となるのではないかとございますが、国ではこの春から限定的に始まり、タクシー以外の参入の可否や地域、時間帯制限などが現在検討中であり、夏頃に結論を出していくとお聞きしております。

今後は国の動向等を注視しながら町内や吾妻地域で事業者等が事業を開始され、子供たちの安全や安心が担保できるようであれば教育委員会や通学問題審議会において協議していきたいと考えております。

○議長（佐藤聡一君） 再質問ありますか。

11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） ご答弁ありがとうございました。

公共交通、この路線バスの関係でございますけれども、当然請け負っていただいております2業者との、当然信頼関係のもとやられているということは最前提だというふうに感じておりますし、町長からの答弁からもそういうふうに感じられているところでございます。

この路線バスというのは、そもそも数十年前については事業者独自に運行して、それなりの収益を得られて運行できたわけでありましてけれども、乗車人数が減っていく、または人口減という状況下の中、どうしたって行政が補助金を差し上げて運行をしていただいているという状況、こうなってくるとまるっきり独自で運行しているときは当然売上げが多いほうがいいわけですね。しかし、補助金を、ある意味当てにして運行しているバス形態ですと、売上げがなくても補助金を得られるという、どちらかというとな売上げが、これ極論ですけども、少ないほうが補助金を得られるという、極端な考え方ですけども、そういう形態になっていると言わざるを得ないわけでありまして。

また、今回の質問は、実は担当課にこの質問をするときにお伺いしたときに、現金等の扱い、これの管理が町長のご答弁のような形ではなかったものですから、昨日担当課の担当に確認をさせていただきました。そういったところ、今の町長の答弁のように、現金の管理等々もしっかりされているという確認が取れましたので、その辺については特に私から申し上げることはないんですが、町の町民の方々の移動状況というんですかね、どこから乗られてどこに降りる、そして時間帯。ですから、そういった情報は町長のご答弁の中では毎月人数等々の報告はあると。しかし個別の路線の人数把握、また、どこで乗ってどこで降りたという、こういう情報は今多分ないんだと思うんです。

そういうことをきちっとつけることによって、何時の路線については、例えば何か月も空気を運んでいる、全く乗車がないよ、ということもあるんだと思うんですね。そういったようなものが公共交通の協議会ですかね、そういったものでの未来への公共交通の取組についてのやはり検討材料というふうになろうかと思っておりますので、その辺につきましては今後町長のほうも事業者等もそういったようなところで連携を取って、安全も担保しながら行っていたらありがたいなというふうに考えておりますが、町長、よろしく願いできますか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの件につきましては、現在の事業者2社でございますけれども、それぞれ社会的地位を有している路線バス運行の連携相手、パートナーでございますので、相互の信頼の上に成り立って現在運行上関連して、運行上しっかりと連携をして行っておる

ところでございます。

今後、町民の皆様が乗車する地点あるいは降りる地点、それから人数等のそういった個別のデータを得ることも非常に運行状況、これから管理していくのに重要なデータというふうに思いますので、運行事業者と協議しながらそのようなことができるか、簡単にできるということであれば行ってまいりたいと考えております。いずれにしろ、しっかりと連携を取りながら、安全運行に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） ありがとうございます。

ぜひそのような形で取り組んでいただければありがたいというふうに思っております。

ライドシェアの関係でございます。町長も答弁、または教育長の答弁も前向きに捉えていただいているというふうに解釈をしているつもりでございます。このライドシェアについては今年の4月よりということで、もう取り組む自治体等々があるようでございます。そういったものをにらんで研究をぜひしていただいて、当町にとって使えるようなものであればぜひ積極的に取り入れていただいて、運行管理どういうふうにするかということも当然あるかと思えます。その細かい部分については特に私のほうから申し上げるものではございませんけれども、新たな取組ということで、特にタクシーであれば二種の免許を要すると、しかしこのライドシェアについては、一般的な一種免許というんですかね、こういったもので運行できるというようなことでございます。

様々な課題等も抱えているようではありますけれども、ぜひ取り組んでいってほしいなというふうに考えておりますのでもう一回、町長、教育長からご答弁いただいて、私の一般質問を終えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ライドシェア、新たな乗客運送システムということでございますけれども、私どもが考えておるのは、まず町民の皆様の安全・安心な運行ができるかどうか、そういうものが第一だというふうに考えております。その点についてまずしっかりと協議、研究しながら進めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 竹渕議員のおっしゃるとおり、使えるものは使うという、とてもいい発想でありますし、今後もそういうふうに捉えていきたいというふうに思っております。

ただ、町長も申し上げておりましたとおり、安心・安全、これがまず第一に確保されなければいけないということで、すぐに飛びつくということにはできないと思います。周りの状況等把握しながら教育委員会にかけたり、通学問題審議会でもた問題としてかけて、それがうまく通れば活用に行き着くのかなというふうに思っております。活用については十分検討するものであると、そういうふうに捉えております。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） ちょっと時間があるようですので。

両者とも町民の安心・安全、こういったものを担保ということ、これは当たり前の話だと思います。こういったものが基本的に担保できるという中で、国が進めておられるというふうに私は理解しているんです。実際にそれに対して、運行をする個人、運転手さん、これについてはそれはそれなりにどういう基準で選ばれるとかね、そういったマニュアル的なものが今後出てくるんだと思うんですね。ですから、安心・安全というのは基本的には担保ができるという条件の中で行っていくということなんだと思うんです。タクシーの運転手さんが二種持っているから、じゃ担保ができるのか、それは極論から言うとなかなか万が一ということだって、それは何だってあるわけですよ。ですから、国が進めてなくてうちの町独自で進めるという話ではないので、その辺は言っていることは十分、分かりますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

関連なんですけれども、せっかく公共交通の関係の質問をさせていただいております。通告書にはございませんけれども、昨日全協において坂上地区のデマンドバスの、要するに範囲というんですかね、それが長野原町の道の駅には行けて、我が町の道の駅には行けないということが分かりました。この辺について町長、あれですかね。これは非常に片手落ちのような気がしておりますし、町長の答弁の中では近いから決めたんですかねなんていう、まあ町長らしくない答弁だったんですが、その辺、私の質問で町長の答弁の機会を与えるというては申し訳ないんですけれども、もう少しその辺の考え方というんですかね、ご答弁いただければありがたいなというふうに思いますが。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 通告にはございませんでしたが、お答えをいたします。

路線の延伸につきましては、地域公共交通計画の基本方針を実現するための方策として、実施をいたしました。交通環境や買い物環境の不利地域における利便性の向上、デマンドバスの有効活用を主眼にした取組の結果でございます。公共交通の再編には、まだまだ検討の

余地がございまして、指摘のある路線変更には関係者による合意形成を図らなければならず、協議の場への定款等は必要となる課題の解決のために、適時今後検討していく所存でございます。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） 町長がおっしゃっていることは分からなくはないんだけど、東吾妻町の町長として、路線バスの延長、川原湯温泉、これはもう承知しているわけですが、納得いくわけでありませう。

しかしながらそのデマンドについて、大柏木のトンネルを抜けて下って、左に行けば長野原の林の道の駅、右に行けば当町の天狗の湯道の駅。で、天狗の湯には行けなくて、長野原町の林の道の駅は行けると。検討するのは結構ですけども、町長の気持ちとしてそれでいいんですか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、デマンドバス等につきましては公共交通の協議会への上程、協議、審査を行う必要がございますので、今後検討の上、審査を受ける状況が発生いたしましたら、適時上程をしてみたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） 協議会は分かるんですよ。しかしながら、基本的な考えとして路線延長または範囲の拡大という定義があった場合に、担当課がそれなりの議案を用意して、そして協議会に諮っていく。協議会自体は決定権はないんだと私は考えています。やはりいろんなものを協議していただくということは非常に大事だとは思いますが、基本的には協議する前にそういった考え方が町になかったのではないかとこのように思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 協議会で審議、決定をいただく段階におきましては、まだ道の駅吾妻峡等への延伸が必要ではないというふうな結論が事務局内にはあったということでございませう。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） そうすると、担当課としてうちの道の駅に行く必要がないということですか。それは議題に当然計画に上がっていなかったということ、今町長は述べているんだと思うんですけど、それ自体が私は問題だと思いますよ。

例えば、我が町の道の駅に延伸をして、それでもやはり、これは一般論で申し上げますけれども、誰が考えても長野原の道の駅については山崎ショップ、要するにコンビニ的なものがございまして。そういったもの、一般論で申し上げるとやはりそっちのほうが便利かなという事は考えられなくはないけれども、まずはうちの町の道の駅まで行ける。それでも例えば地元の要望だとか、そういったものがあつた場合について、長野原町の林の道の駅を入れていくということが筋ではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹淵議員のご意見等を今後十分に検討いたしまして、今後実施できるならば、してまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） ありがとうございます。

私が聞きたいのは、今、町長と話しているんですね。ですから、町長の気持ちとして入れる必要があるんじゃないかということで、それを担当課に指示をしていただけるというふうに答弁をいただいているのか、町長自らがまだ検討しなくちゃいけないのか、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私自身もよく状況等を今後把握いたしまして、事務局とよく検討を重ねてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） 私自身も状況等をよく…、よく分かりませんね。その言っている意味が。私は我が町の町会議員の一人として、真っ先に当町の道の駅をまず入れて、そして地元の要望等を踏まえて長野原の道の駅を入れていくということが、常識的にはそういうふうに見えるんですが、私が言っていることは間違っていますか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹淵議員のご意見、よく分かっておりますので、今後十分に検討してまいりたいと思います。

○11番（竹淵博行君） はい、結構です。

○議長（佐藤聡一君） いいですか。

じゃ、以上で竹淵議員の質問を終わります。

少し早いんですが、ここで休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

(午前 11時55分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 齋藤貴史君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、2番、齋藤貴史議員。

(2番 齋藤貴史君 登壇)

○2番（齋藤貴史君） 議長の許可を頂戴いたしましたので、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回のテーマは、2050年に人口6,009人の町。危機感は？アクションは？というテーマになります。これは町が直面する大きな課題への、最大と言えます危機管理の質問になります。

昨年末に上毛新聞が報道した国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、当町の人口は今から27年後の2050年には、現在の半減以上となる6,009人とされました。減少率は吾妻郡内で最大。27年後ははるか未来の話ではなくて、もうあつという間にすぐそこに迫っております。例えば現在、20代の町の職員さんが中堅になる頃、この議場にいらっしゃるような頃、今年生まれたお子様が独り立ちをする頃、ここにいる私たちが町の老人福祉施設にお世話になる頃、それが6,000人の町になっているというイメージだと思います。

6,000人の町が決して悪いわけではなくて、その枠組みの中で魅力的な地域をつくれるかどうかなんだろうと思うんですが、いかんせんそのためには時間がもうなくなっています。27年後の6,000人というのは、27年後に突然6,000人に減るわけではなくて27年後へ向かってこれから加速度的に人口が少なくなっていくという状況です。

そうすると、どんな影響が町には出るのかとイメージすると、今回は予算の議会だったということで、じゃ、税収はどれくらいになるんだろうか、医療費はどこまで上がるのか、超高齢化社会を支えるために住民の負担はどれだけ増すのか、消防・防災組織はどうなってい

るのか、コンパクトシティになっているのかどうなのか、小学校やこども園は統合されるのか、職員の数の適正な数はどれくらいなんだろう、インフラの工事はどこまで必要なのか、そして公共施設の維持管理はどうすべきか、原町駅前の都市計画はどのように計画すればいいのか、農業の担い手はどうか、商工業の人手不足はどれだけになっているのか、または大企業が撤退するかもしれない、近隣町村で合併はあるのかないのか。

最近の議会の注目案件を考えますと、例えば水道や、いわびつ荘、どちらも着地点が決まっていないとどうしたらいいのか、実際のところ計画の立てようがないんじゃないだろうか。着地点を見誤ると、打つ手を間違える可能性があるということです。

そのほか町政のありとあらゆる施策は全てこうした目的に沿って計画され、着々と実施していかなければならないと思います。そもそもの目的を誤ってはいけません。もしそこで誤ると、そこに向けて投じてきた時間、労力、お金、全てが無駄だったということにつながりかねないと。

そこで、昨年度計画され、今年度がスタートだった東吾妻町第2次総合計画後期基本計画では、2040年における1万人の人口維持ということが目標となっておるわけですがけれども、仮にこれが2040年に1万人が達成できたとしても、そのまた10年後の2050年に6,000人になっては元も子もないわけでごさいます、この目標自体がどうなんだろう、達成できるんだろうか、極めて不可能ではないだろうかと考えております。

そこで、計画見直しとか修正というものはやっぱりできるだけ早いほうがいいと思います。昨年11月の議会報告会、私たち議会のほうで広く町民の皆様からご意見をお伺いするという機会でも、やっぱりこの問題について年配の方々からの強い、これどうなっているのかと、アクションしてくれと、町執行部によく伝えてくれという意見がすごく強かったと思っております。おそらく、町執行部によるその町政懇談会でも、同様な意見が寄せられているのではないかと思います。

そこで、町の存亡に関わる質問をさせていただきます。

まず、質問は通告書どおり4つになります。町長も昨年末のこの上毛新聞の報道をご覧になっているかと思っておりますけれども、率直な感想をまずお伺いしたいと思います。また、どれほどの危機感を感じていらっしゃるか、あわせてお願いします。

2つ目。第2次総合計画後期基本計画はこのままで大丈夫なんだろうか。見直しの必要ないのだろうか。変わらず、2040年1万人の計画で各施策を突き進んでいくのか。

3つ目。27年後に人口半減する事態に対して、全庁による対策組織が今すぐ必要ではない

かと思うわけですが、町長をトップとする官民協働組織、町は協働ということを進めておりますので、協働組織が望ましいと思いますけれども、こういった組織の必要性をどうお考えなのか。

4つ目。中学生議会でも若い世代から町に対して、わくわくとか楽しい町というものを望む声が大きかったわけなんですけれども、やっぱり若い人に限らず、人を引き寄せる戦略的な果敢なアクションといたしますか、楽しみ、生きていて楽しいなと思える町づくり、こういうものが需要だと思えます。そういった観点からの構想があるのかないのか。

まずはこの4点の質問をお願いしたいと思います。残りの時間等によって、追加の質問等は自席でさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、齋藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、将来推計人口の報道でございますが、公表された数値を見れば人口減少社会における影響として、産業分野では労働力の不足、地域生活では担い手不足による活力の低下、福祉、医療面では生活を見守る人材の確保困難、行財政サービスでは税収の減少により財政面に余裕がなくなり行政サービスの見直しなども含めて考えられ、対応が必要となる課題も存在することと、改めて認識をしているところであります。

次に、人口目標の見直しでございますが、達成しようとする目標の変更は、策定が必要となる計画や構想などのタイミングによって見直すことも想定をされます。そのような中で、総合戦略は令和6年度に改定の年度となり、人口の数値目標を計画内に位置づけることも考えられます。

次に、人口減少対策組織でございますが、現状ではまちづくり参加条例に基づき、ひがしあがつま創生会議等において住民の皆さんに行政への参画をいただきながら、行政運営を進めていきたいと考えております。

最後に、若い人を惹き寄せる動きでございますが、若い人たちの提案で事業の実現に結びついてきた事例といたしましては、給食費無料化や医師確保対策がございます。当時行政課題と捉えた中学生からご意見をいただき、高い町づくり意識を持っていたことが記憶によみがえります。直近では3 on 3のバスケットボールコート整備などが挙げられます。

また、行政内には若手職員もおり、多彩な業務の実戦経験を通じて、住民視点に立った政

策形成力の磨き上げにつながるとともに、活力の発揮に期待をしております。行政が行動計画を用意するのではなく、若い人たちの意見等に耳を傾け、町づくりの方向性と合致したものを実行に移していく手法も効果的な戦略として考えられます。

現状においても、教育、子育て支援、経済的負担などの軽減など、様々な行政分野で住民の皆さんに寄り添う手段を継続しているところでございます。今後も総合計画や総合戦略をはじめとする計画の実現のために、着実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤貴史君） 町長、ご丁寧にご答弁ありがとうございました。

質問通告にはなかったんですけれども、そういえば先ほど私、吾妻郡で減少率が最大だと、これ新聞記事にあったわけなんですけれども、この原因というのがちょっとよく思い当たらないですね。普通に考えると比較的東吾妻町というのは、吾妻郡の中では平場なのかなと思っていて、むしろ山間部のほうが人口の減りというのは大きいんじゃないかなと思ってたところ、東吾妻町が減少率が最大と書いてあったんですけれども、この辺の理由と伺いますか、検証中とかそういうことあるかと思えますけれども、町長の感想というか実感としてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先日の上毛新聞の1面を見させていただきました。確かに、数字的には減少率が一番高い状況で書いてありました。しかし、これから行政として何も行動しなければそういうふうな状況になろうかと思えますけれども、先ほど申し上げましたような住民の皆様、町民の皆様に密着した今後の行動計画等を立てる中で、こういった状況は改善していくのではないかなというふうに思っております。

現在も子育て支援につきましては、充実をさせて取り組んでおります。若者の定住策につきましても、住宅政策等織り交ぜながらしっかりと行っておるところでございます。こういったものが効果を現わしていくのではないかなというふうに思っております。

今後も議会の皆様のご意見等も頂戴しながら、この件についてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤貴史君） ありがとうございます。

そうですね、東吾妻町は日赤もあるし、子育て支援も充実しているし、生まれてから死ぬ

までの福祉というんですか、そこも充実しているなと思うので、何でこう人口の減り方が一番大きいのかなというのはいまだに不思議でござまして、その辺をちょっとご検証いただけたらありがたいなと思います。

そして、先ほど町長の答弁の中で、今年は総合戦略を練る年、つくる年ということで、5か年計画の総合戦略の今年が最後の年で、令和7年度からの5か年間の総合戦略を今年つくるといふことですが、仮に今年その戦略を練るといふことですが、人口動態がさらに悪くなっているという状況を踏まえて、委託されているコンサルタントさんがやっぱり2040年1万人の計画って、これちょっと無理だよなというふうに、仮になった場合は、総合計画の見直しというものはすぐ着手されるのかどうか。あるいは、もしコンサルタントさんが2040年1万人、これいけますと、これオーケーですというふうになったときに、それで安心するといふか、それを裏づけとして、総合計画はそのまま進んでいくのか。お願いします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 総合戦略は、令和6年度は改定の年度ということでございまして、その時点で人口の数値目標を変更するかどうかといふことですが、これにつきましてはお役場内でも様々な、各課の数字、計画、思い等を十分に分析をいたしまして、この数値につきましてはコンサルの話も出てまいりましたけれども、よく検討をいたしまして数値目標を変更するかどうかといふものにつきましては、その時点でしっかりと捉えてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤貴史君） ありがとうございます。

総合計画が、後期が始まったばかりで、また総合戦略の策定ということで、タイミングがずれるのがどうなのかなという思いは個人的にはあるわけですが、事が事で大変こう時間もなくなっているといふことなので、柔軟に、積極的に計画のほうを直すといひますか、ご検討いただきたいと思います。

先ほどの町長のご答弁の中で、何も行動しなければ変わらないといふことで、町民に密着で改善していくんだというお気持ちをお伺いしまして、とても心強く思ったわけですが、またその先を、その前に若い人たちからの、行政の皆さんあつての計画ではなく、若い人、町民からの声といふものを戦略のほうに取り入れていきたいといふようなお話がありましたけれども、この辺もすごくうれしいなと大変思いました。

ですけれども私の身の回りの方、それは若い人も年配の方もですけれども、いろいろの町の協働の会議、ミーティング、そういったものに出席していろいろ意見を言うんだけれども、結局それが検討結果どうなったのかどうかということが分からなくて、どうなったのかねという思いをされている方が多いというふうに見受けられます。また、いろいろ提案はするんだけれども、なかなかそのように検討いただけないというか、何となくこう既に道ができていて、一応意見は聞いていただけるけれども検討とかその先がなかなかないんだよねという声は、まあまあ身の回りにはたくさんあります。それなので、それはそれとしまして、ただ今回のこの戦略あるいは計画というものには、先ほどから申し上げているとおりに時間がもうないわけでごさいます、先ほどの町長のお言葉にあるとおりに、町民に密着で改善していきたいというお話ですので、改めましてそういった町民からの声というものを積極的に受け止めて、それを反映していただきたいと思ひまして、町長にその辺の改めましての決意と申しますか、ご意見をお伺いしたいです。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の皆様、我が町を愛する気持ちで様々なご意見やらいただいております、皆様それぞれの思いでやってもらいたいことがなかなか達成できない、動いていないんじゃないかなというふうに思われていることも大変あるかと思ひます。

行政として、全てのもの、町民の皆様の考える全てのものを取り上げて実行できるかという、そういうわけにはいかない部分もありますので、それについては地域の状況やら何やらの関連で、なかなかそれについて取り上げて実行できていない部分もかなりあるかと思ひしております。しかし、町民の皆様のご意見、希望等をしっかりと捉えていくという気持ちにはありますので、それはもう職員全体がそれは思っておりますので、今後ご意見等をいただいで、町としての取組の限界等もありますけれども、できる限りの仕事をしてまいりたいと思ひしております。

東吾妻町は将来可能性まだまだ十分ある町だと思ひしておりますので、議会の皆様のご意見もいただいで、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤貴史君） 心強いお言葉ありがとうございます。

そういえば、今回予算の議会ということで皆さんに予算についてご説明をいただいで、皆さん事務能力が高いなということで感心差上げたわけなんですけれども、こういう議会だったからしょうがないのかと思うんですけれども、説明の中で一つ気になったことと申しま

すか、町の最大の目標は2040年1万人の実現というものがあるんですけども、各説明の中では、こういう議会の中なのでどうしても目先のところに行ってしまうと思うんです。それはしようがないと思うんですが、できたらその1万人問題に向けてこの施策はどれだけ重要なのかとか、こういう意味を持っているとか、そういう要素といいますか、簡単な説明といいますかがあるととてもすごくうれしいといいますか説得力もあるし。

なので、できましたら職員の皆さんに、その町の最大の課題に向けての日々の意識を高めるといところで、もちろん心の中にはあるのかなと思いますけれども、やっぱり言葉で1万人問題をこう出さないと、皆さんそれを実はもう諦めていて避けているのかな、なんていうふうに勘ぐってしまうところがありまして、できればもう声を大にして日々皆さんに使っていただきたいと思っておりますので、できましたら町長のほうから一言そういうところをお願いします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議会の皆様や町民の皆様に、町としての目標数値等につきまして、しっかりこの目標はどういうことからこうやって組み立ててきているんだ、というふうなお話を分かりやすくしていくことが重要であるというふうなご意見でございますので、極力そういった視点からご説明をするようにしていきたいというふうに考えております。

東吾妻町の人口、2040年に1万人の人口を維持するという目標でございますが、これに今、議員もおっしゃるように厳しい状況になってきているのかなという見方もありますけれども、しかし行政としては、町の将来のために多々目標に近づけるように、しっかりと職員力を合わせてこれから取り組んでまいりますので、議員の皆様のご支援等もよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤貴史君） 質問は先ほどで終わりなんですけれども、少子化とか高齢化とか、6,000人切るとか、打ち沈んでいても何も変わらなくて、町長おっしゃるとおり何も行動しなければ変わらないということなんで、やっぱりわくわくする仕事をして、わくわくする楽しい町、住みやすい町にしないと若い人とか次の世代を担う方々というのは集まってこないと思います。わくわくするところから生まれる新しい文化といいますか、クリエイティブな少子化対策といいますか、地域の活性化、こちらを皆さんと一緒に元気にやっていきたいと思っておりますので、ぜひ頑張らせていただきたいと思っております。皆さんよろしく申し上げます。

以上で、私の質問を終わりにします。

○議長（佐藤聡一君） 以上で、齋藤貴史議員の質問を終わりにします。

◎延会について

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は3月18日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 本日はご苦労さまでした。

（午後 1時27分）

令和6年3月18日(月曜日)

(第4号)

令和6年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第4号)

令和6年3月18日(月)午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	佐藤 聡一君	2番	齋藤 貴史君
4番	渡 一美君	5番	井上 日出来君
6番	高橋 弘君	7番	高橋 徳樹君
8番	里見 武男君	9番	小林 光一君
10番	重野 能之君	11番	竹 渕 博行君
12番	樹下 啓示君		

欠席議員(1名)

3番 増子 京子君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜君	副町長	石村 文明君
教育長	山野 邦明君	総務課長	関 和夫君
企画課長	水出 悟君	まちづくり 推進課長	酒井 文彰君
保健福祉課長	小池 さつき君	町民課長	寺嶋 正春君
税務課長	堀込 恒弘君	農林課長	角田 良信君
建設課長	福原 治彦君	上下水道課長	高橋 篤君
会計課長兼 会計管理者	武井 幸二君	学校教育課長	谷 直樹君

職務のため出席した者

議会事務局長 西 山 孝 弘

議会事務局任
議主 田 中 康 夫

議会事務局佐 西 卷 雅 子
議補

◎開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

増子京子議員から体調不良のため欠席届が提出されておりますので、申し添えます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、町政一般質問を行います。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（佐藤聡一君） 最初に、10番、重野議員。

（10番 重野能之君 登壇）

○10番（重野能之君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

質問の項目としまして、1点目に、当町に想定される地震と対策について、2点目として、少子化対策について今回は挙げさせていただきました。

質問の要旨。突如として発生した能登半島地震。尊い人命が奪われ、今なお多くの方が避難生活を余儀なくされております。日頃からの防災対策と、災害発生後の政治行政の対応の

在り方が問われています。町長は常に「安全・安心なまちづくり」を掲げておられますが、改めてその理念・信念をお聞かせいただきたいと思ひます。

日本では、幾つもの地震や被害が想定され、例えば首都直下地震は今後30年で70%の確率で起きると言われております。防災マップ、また、各計画等もありますが、当町の今後の地震・被害想定を、町としてどのように把握し考へているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

少子化を含め、地域再生に特効薬はありません。現町政のように、的を射た政策を地道に積み上げていくことが大切と考へます。現在、全国的に進行しております少子化の主因の一つは、特に20代若者世代の非婚化、そして晩婚化です。例えば、群馬県全体では25歳～29歳男女未婚率は約60%～73%で右肩上がりであります。当町の未婚晩婚化の現状と町長としての見解をお聞かせください。

若者世代の未婚理由で大きいのが、経済的理由であるとも言われ、各種のデータからも明らかに、この三、四十年、日本の経済は成長しておらず、特に若い世代の所得が増えていません。ある調査によると、日本全体で婚姻・出生数が、申し訳ありません、通告には1955年とありますが、1995年。日本全体で婚姻・出生数が1995年比で約40%減となり、一方で同時に、国民負担率は上昇しているというものであります。町にも各種の若者支援がありますが、さらなる支援策が必要と考へますが、町長の見解をお聞かせください。

以上、自席に戻らせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、重野議員のご質問にお答をいたします。

1項目め1点目の「安全・安心なまちづくり」の理念・信念についてでございますが、町民の皆様の誰もが住み慣れた地域で、安心して住み続けられるためには、地域防災力の向上が重要であると思ひます。

近年、激甚化をしております、大規模自然災害が発生した際に、被害を最小限に抑え、また迅速に復旧・復興するためには、道路や水道・電気、通信網などインフラの整備と、強化が重要であります。また、地域の自主防災組織における、避難訓練や防災知識の普及啓発など、日頃から町民皆様の防災意識の向上が身体・生命を守る上で、最も重要であると思ひます。

ます。

2点目の当町の今後の地震被害想定 of 把握についてでございますが、令和3年度に策定をいたしました、東吾妻町国土強靱化地域計画に記載しておりますが、関東平野北西縁断層帯による地震を想定しております。県が策定いたしました、群馬県地震被害想定調査報告書によりますと、想定地震の規模はマグニチュード8.1で、当町では震度5強の範囲が広く分布しているほか、震度6弱の想定区域も一部に見られます。

また、被害想定につきましては、群馬県全体では想定をしておりますが、東吾妻町としての被害想定はしておりません。昨年、毎戸に配布をいたしました、防災ハザードマップに、地震対策に係る内容を掲載しておりますので、有事に備え参考にさせていただきたいと思っております。

2項目め1点目の未婚・晩婚化の現状でございますが、令和2年の国勢調査の結果により、25歳～29歳の未婚率は群馬県全体で65.1%に対し、当町では74.9%と高い状況でございます。ただし、この結果が一概によい、悪いとは言えず、多様な価値観が存在している社会情勢になっていることも事実でございます。社会全体において、結婚・子育てを支援する機運を高めるために、行政としては結婚や出産を望む誰もが、希望をかなえられる支援に取り組んでいくことが大切と考えるところでございます。

2点目のさらなる支援策でございますが、対策として、結婚、妊娠・出産、子育てといった、各ライフステージにおける各種の支援が求められております。当町では、吾妻郡内の町村と連携して、ぐんま結婚支援連携協議会吾妻部会で出会いの場を提供しております。経済的な支援といたしましては、結婚新生活支援補助金として結婚に伴う新生活のための住居費、引っ越し費用等の補助を行っております。そのほかにも、不妊治療費補助、産後ケア事業、出産祝金の支給、子供の成長に合わせた入学祝金の支給など、様々な経済負担軽減の支援を行っております。

今後も、出会いから子育てまで、切れ目ない支援を継続していくことで、少子化対策に結びつくものと考えております。さらに、町民の皆さんの声を傾聴し、有効に考えられる方策を模索してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 再質問ありますか。

10番、重野議員。

○10番（重野能之君） ご答弁をいただきましてありがとうございました。

1点、再質問関連ということでさせていただきたいんですが、その前に、項目と前後してしまうんですが、少子化対策ということで、質問させていただき、町長からもご答弁をいただきました。これは、町長まさに言われましたように、結婚というのはする・しないも、いろんな価値観、こういったものがあります。やはり政治の前提、少子化、子育て以前の前提として、町長相対的に言われましたように、誰もが思う夢、あるいは希望というものをかなえられる、そういう政治というものが必要だということ、まさにそのとおりだと思います。

内閣府がまとめました、令和2年～3年のデータで、男女共同参画局ですね、これがまとめたアンケートがありまして、今後の結婚願望があるかという問いに、20代の女性で約64%が結婚願望があると。また、結婚したい理由が、好きな人と一緒に生活をしたいからというのが20代～30代の女性で51%。次に、複数回答していただいたと思うんですが、子供が欲しい、家族を持ちたいからと答えた女性が約6割を超えているというような数字も出ております。

また、今月17日の上毛新聞、上毛新聞加盟もしております、権威のある日本世論調査会がまとめた少子化対策をはじめとした様々な世論調査があるんですが、その中に日本世論調査会が16日に、今月まとめた少子化に関する全国郵送世論調査ですね、これによりますと少子化に危機感があると答えた方が、日本全体なんですけど88%に上る。日本は、子供を産み、育てやすいとは思わないという方が73%。そして、少子化の主な原因として一番多かったのが、子育てや教育にお金がかかるというのが65%で最多だったということで、上毛新聞に掲載をされておりました。

ここら辺のことは、また今日、相対的に町長に質問させていただきまして答弁をいただきました提案を含めて、また6月の定例会に質問をさせていただきたいと思っておりますが、要するに全国的な傾向として、結婚の意思、または子供が欲しい、家族を持ちたいという若い人たちが多いにもかかわらず、未婚率が上昇している、結婚できないという状況が、今この日本全体なんですけど、あるのではないかと思っております。これらを含め、当町にこれらを現状あわせてですね、提案を含めて6月の定例会に引き続き、また質問させていただきたいと思っております。

そして再質問として、最後に1点だけ町長にお願いをしたいと思っておりますが、地震の対策なんですけど、ちょうどこの質問を考えて思っておりましたときに、これも同じく今月3月2日の上毛新聞に、県、造成宅地防災区域、本年度中に東吾妻町の団地を初指定ということで、掲載をされております。また、今回の定例会におきましても、地方から説明をいただい

ります、岡崎の岩久保団地の防災地域の指定に関することでもあります。これは、上毛新聞にも掲載され、町からもこの定例会で説明を受けましたが、令和3年～4年のスクリーニング調査の結果、県が当町の岡崎・岩久保団地を県内で初めて、造成宅地防災地域に指定するというものであります。

このことは、こういった危険箇所を見逃さないで、放置をしないで、県や町がしっかり予算をかけて調査をして対策をしていただけるという、非常に地元にとっては、そして私たち住民にとっては、地域住民の方にとって非常に心強い、本当にありがたいことだと思っております。改めて、こういった対応をしっかり取っていただける、しかも県内で初めて岡崎・岩久保が指定を受けるというですね、これは非常にある意味画期的であり、また非常に安心できる、地元にとってはありがたいことだと思えます。

改めて、今後のスケジュールといいますか、町の対応、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねのですね、岡崎地区岩久保住宅団地につきましては、群馬県で初めて造成宅地防災区域に指定されたということでございまして、本県ではこのような危険と思われる箇所が132か所もあったということでありまして、今後も調査を続けていくということでもあります。東吾妻町の岩久保団地につきましては、そのような箇所の中で、県内で率先垂範、ほかの見本となるように初めて指定になり、今後対策工事を進めてまいりたいと思えます。

第二次のスクリーニング調査の結果、地震発生震度5強～6弱で崩壊の危険性があるというふうな調査結果が出たのでございまして、今後町といたしましては、今月中に群馬県による造成宅地防災区域の指定を受け、これにより国の交付金の貸与が可能になるということでありまして、令和6年度中に崩落対策工事のより効果的な工法を調査して、その設計を行うこととなります。

令和6年度地域開発事業特別会計予算に850万円をその点で計上しております。また、令和7年度に対策工事を実施する予定でございます。対策工事につきましては、国の交付金等を活用して、工事が完了すれば防災区域の指定が解除になるということでございます。このようなことで、岩久保団地の安心・安全のために、事業を進めてまいりたいと思えます。

○議長（佐藤聡一君） 10番、重野議員。

○10番（重野能之君） 地元にとっては大変心強いことだと思えます。

まとまらない質問でしたが、以上で終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤聡一君） 以上で重野能之議員の質問を終わります。

◇ 渡 一 美 君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、4番、渡一美議員。

（4番 渡 一美君 登壇）

○4番（渡 一美君） 議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

デジタルマッチングプラットフォーム（タイミー）を利用して若い働き手の確保へ。

質問の要旨ですが、近年、働き方と生活様式の多様化が進んでいます。この流れの中で、農業や林業をはじめとする分野では、臨時の労働力の活用がますます重要になってきています。そして、新たな担い手の発掘のきっかけが必要となっています。このような背景下で、デジタルマッチングプラットフォーム「タイミー」の利用が、労働力不足の解決策として注目を集めています。群馬県やJA全農ぐんまがタイミーとの契約を通じ、地方で働く体験を通じて、移住・定住を促進する取組に力を入れていることがその一例です。

特に、東吾妻町は周辺に魅力的な観光地が多く、新しい人材を発掘しやすい環境にあります。このような状況を踏まえ、私たちは人材確保のために、これまでになかった方法を模索し、迅速に行動を起こすべきだと考えます。私自身も多くの人をタイミーで発掘し、予想外の人材に出会うことが多くありました。労働力不足に悩む人々に対し、少しでも力になれるよう、こちらの質問をさせていただきます。

①タイミーをご存じですか。

②短時間でしか働けない方や、現在社員で働いているが収入をもっと増やしたいなどと考えている方など、様々です。子育て中の方や、工場の長期休暇中に働く人など、様々な背景を持つ人がいます。毎日の農業作業は避けたいが、スポットでの作業には興味がある、そんな方も多くいます。様々な需要があることについてどう思いますか。

③AIが高度な作業を行えるようになってきているこの世の中で、働き手が急速に変化していくことについてどのように考えますか。

④タイミーは労働力不足への一つの解決策として挙げられますが、東吾妻町での労働力不

足、収入向上のために、今までとは異なる働き方を提案してみてもいいでしょうか。

⑤「時代の変化」「働き方の変化」「考え方の変化」など、社会の変化に対応し、議会も行政も変わるべきではないでしょうか。

ここからは一例としてですが、タイミーを介して働く人々は、様々な背景を持ち、それぞれの理由でこのプラットフォームを選択しています。例えば、草津温泉で派遣社員として働く人、正社員の仕事が見つからず、しょうがなく派遣で働く人、農業など今まで夢だった職種を試したい人などいます。スポット労働を望む、小さな子供を育てながら生活している人、農業として本業に踏み出せずにいる人、仕事の減少で収入が減っていた方などがいます。

ここからは、働く人の住む場所なんですが、スポット労働では、労働者の住んでいる場所が意外と、伊勢崎、高崎、前橋、東京など様々でした。住んでいる方は、住んでいる場所から遠く離れた地域での仕事をする方がほとんどです。実際に仕事に来る時間よりも、移動に要する時間のほうが長いという方も多くいらっしゃいました。

労働市場の課題とデジタルマッチングアプリの役割ですが、ハローワークなどの従来の就労支援サービスでは、働き手と雇用主のマッチングは容易ではありません。働きたい人は多いものの、適切な仕事を見つけることができないという問題があります。一方で、人手を必要としている雇用主も、適切な労働力を見つけることが困難です。このギャップを埋めるために、タイミーのようなデジタルマッチングプラットフォームが有効であり、体験的に働くことから始め、その後、定期的な雇用につながる可能性があります。スポットワークで実現する新たな働き方の形です。企業誘致には働き手の確保が何より不可欠だと考えます。

以降は自席から質問させていただきます、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、渡議員の質問にお答えをいたします。

1点目のタイミーの認識についてでございますが、タイミーはCMやテレビ番組などでも、時々取り上げられております。このスマホアプリは、隙間バイトを簡単に探し出せることから、新しい働き方を提案するビジネスモデルとして、特に若者の間で広く活用されているものと認識しております。

2点目のタイミーを介する多様な事業についてでございますが、この需要が高まっている要因として、現代社会の多様化するライフスタイルと働き方の変化が深く関係していると思

います。この理由として、若者世代を中心とした価値観の変化や、DX推進による産業構造の変化、少子高齢化による人口動態の変化などが挙げられます。これらが、個人が自分の生活状況や価値観に合わせて仕事を選ぶことを促しております。多様な働き方が求められる時代になってきたものと捉えております。

3点目のAIによる働き方の急速な変化についてでございますが、AIが高度な作業を行えるようになったことで、業務効率化の面では様々な場面でプラスの効果も出ております。一方でAIの導入により、一部の職種が減少していく可能性も否定はできません。これからの時代には、AIによる技術の進化を受け入れつつ、これらに適応した新しい労働環境を築いていくことも必要な課題であると捉えております。

4点目の今までとは異なる働き方の提案についてでございますが、タイミーなどのプラットフォームを活用した新しい働き方は、多くの方が働きやすい環境を創り出す有効なツールであります。最近では、観光旅行の合間にタイミーを利用し、隙間バイトを行いながら旅行を続ける若者もいます。

このようなスポットワークの体験が、豊かな自然環境の中でのワークスタイルを求め、移住定住を希望する人が出てくるきっかけになるかもしれませんし、企業が目を向ける可能性もございます。活用の仕方次第では、事業者、労働者双方の需要をマッチングさせるだけではなく、農業や観光とも組み合わせた新しい働き方を提案することも可能だと思っております。

しかしながら、現在の吾妻郡内でのタイミーの利用状況を見ますと、一部の温泉旅館やホームセンターなどで求人があるものの、まだあまり利用されていないのが現状であります。今後の周知の仕方にもよりますが、公的機関である町が、一事業者が提供するツールを直接推進することは難しい面もございます。この点も踏まえ、商工会などの地域経済を支援する団体と協力して、タイミーのようなアプリの存在や利用方法を周知していくことが有効ではないかと考えております。

5点目の時代や働き方、考え方の変化への対応についてでございますが、確かに私たちは時代の変化の中で生きており、働き方、考え方、そして社会そのものが変化を続けております。現代社会が直面する課題に効果的に対応していくためには、これまでの枠組みにとらわれない柔軟な思考と行動が必要でございます。この点において、行政、議会、事業者、町民それぞれが時代の変化を理解し、これに対応できるよう努めていくことが重要と思っております。

今回ご質問の内容につきましても、各立場における共通の認識として捉え、若い働き方の確保に向けた戦略の一つとして考え、今後も持続可能な地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 再質問ありますか。

4番、渡議員。

○4番（渡 一美君） ご回答ありがとうございました。

このテーマとすると、若い働き手の確保へという内容にしたんですが、実際働いている方が、びっくりしたのが50代の方とか40代の方が意外と多いというのが、すごく意外だったんですが、やはり大学に行ってお金がかかるとか、ふだん働いているけどもう少しちょっとお小遣いが欲しいみたいな人が実際すごく多くて、何より短時間で働いてもらうというのが1時間だったりとか、2時間だったりとか、普通のパートさんを雇うとなるとやはりこう6時間ぐらいいは働いてもらえないと申し訳ないかなと思うんですが、1時間くらい働いてそのスポットで働いてくれるとすごく助かるんだけどなというときに、この吾妻でも意外と働く人が見つかるので、意外と若い事業主の人は使っている方が私も知り合いでかなりいるんですが、年配になるとなかなか手が出ないという方が多くて、今回私が質問させていただくのはこういった、今回はタイミーだったんですけども、タイミーじゃなくてもいろいろなアプリがあるので、そういうものを少しでも知ってもらって、緊急的にすごくちょっと忙しいというときに、手を助けてもらえると、今後事業を続けていくのにやはり不安が少しなくなるのかなと思って今回質問させていただきました。

行政として、民間がやっていくことに対しての後押しをしていただけるような形をつくっていただけたらなと思うんですけども、主体は事業主なので、行政が直接的に何かというよりはこういったものがありますよというような、商工会という形でというふうにおっしゃっていただいたんですけども、そういったところでちょっとこういう働き方があるので募集かけてみたらどうですかなんてやってみると、すごく助かるかなと思うんですけども、CMで見ますなんていうのもおっしゃっていただいたんですけども、本当にちょっと大変というときに2分くらいで募集がかけられるので、今週の例えば土曜日とか金曜日とか今出しても全然見つかるので、商工会でちょっと声をかけていただけたらなと思います。

お願いします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町が、一般のこういったアプリ、ツールを直接指定して推進するということは難しいものがございますので、先ほども申し上げましたように、商工会や観光協会などの団体と協力して事業主がこのアプリをですね、迅速に簡単に利用できるような方法を周知していくことが有効ではないかというふうに思っております。議員のご紹介もいただいて、今後人手不足対策の一つにはなろうかと思っておりますので、そのような考えでいきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤聡一君） 4番、渡議員。

○4番（渡 一美君） 今の時期にこの質問させていただいたのも、昨年10月に群馬県の最低賃金が上がりました。特に、今まで時給で働いていた方というよりは、時給で稼げるんだなというふうに思っている方が最近すごく多いなと思っているのと、あとは、これから2024年問題という労働者の働き方の問題が来月の4月1日から始まるので、これから世の中が急速に変わるという節目でもあるので、こういった情報を少しでも伝えていただけたらなと思いました。

資格を持っているけどふだん使っていないとか、そういう方も意外といて、この資格があるんだけど本職では使っていないとか、資格者を募集するのに私は使っていたりとかもするので、特に今いわびつ荘も、人を探すのがすごく大変とか、給食センターもすごく大変であったりとか、民間に今度給食センターが募集を考えていますなんて話もあったので、行政で直接使うということはなかなか難しいんでしょうけれども、民間でだんだんこれから使う人が物すごく増えてくるので、今は700万人ぐらいは使っているので、情報をちょっと行政の中でこの頭の片隅に入れといてもらおうと、何かこう困った人が出てきたときに、特に保健福祉課とかもそうですけれども、低所得者の方がすごく多いので、ひきこもりの人がちょっと使っていたりとか実際はするので、税金が払えないような人にも、例えばこういうものでちょっとバイトしてみようというので払っている人も実際、私の周りではいますので、頭の片隅にちょっと入れてもらえればなと思います。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員おっしゃるとおりでございます。今後の働き方の問題の中で、一つの大きな活用できるものというふうに考えております。町の中でも、農業等でもこういったアプリですね、主導していただくことも可能かと思っておりますので、今後も皆様のご意見等もいただきながら、また、情報も積極的に知らしめながら東吾妻町の産業がさらに発展していくための一つの大きな方策と捉えて推進をしてみたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 4番、渡議員。

○4番（渡 一美君） 今回の商工事業者が少しでも、新たな事業を踏み出すきっかけとなってくれたらなと思っています。毎日、事業継続していく上で将来の不安、労働者がいなくなっ
て働く人がいなくなったらどうしようと毎日思いながら、高齢の事業主とか農業の方が毎日
不安を抱えながら働いていると思うので、その少しでもこういうものの手助けがあればな
という、ちょっと心の支えになってくれればいいなと私は思っていますので、質問は以上と
させていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の返答はいいですか。

○町長（中澤恒喜君） 大変、今回はよい質問をお出しいただきましてありがとうございます
た。今後も町の産業のためにですね、事業者の皆様、商工会の皆様と情報交換など交わしな
がら進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤聡一君） 以上で、渡一美議員の質問を終わります。

◇ 里 見 武 男 君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、8番、里見武男議員。

（8番 里見武男君 登壇）

○8番（里見武男君） それでは、佐藤議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして
一般質問をさせていただきます。

質問の項目として、群馬原町駅南側地区まちづくり計画について、アガッタン号の運行看
板の設置について、旧東村ふれあいの家周辺の環境整備について、上信自動車道の開通関連
についての4点について質問いたします。

1点目の群馬原町駅南側地区まちづくり計画についてですが、令和5年3月に策定された
群馬原町駅南側地区まちづくり計画について質問いたします。計画では、群馬原町駅南側地
区の良い市街地環境の創出とにぎわい交流の活性化に向けて、町民、事業者、行政が将来
像を共有し、実現の方策を示すことを目的としているが、その中で令和5年度以降に、個別
計画の策定、整備、取組の実施が掲げられています。

東吾妻町の玄関口でありますJR群馬原町駅の駅前アーケードつき商店街は、多くの店舗
が閉まっている状況です。私は24歳のときに、この東吾妻町に転入してまいりました。当時

は、肉屋さん、八百屋さん、食堂、喫茶店、家具屋さん、パチンコ店、また、夏にはやぐらを組んだ盆踊り会場でにぎわっていました。それが、駅北の国道バイパスの開通や大型商業施設の整備で駅南地区は徐々に衰退し、現在に至っております。

そのような中、群馬原町駅南側地区まちづくり計画が策定されて、地元の方々も協力を惜しまないとの声があります。5つのゾーニングの中で特に、原町駅前の「賑わい交流整備ゾーン」を重点整備地区として地元の意向を踏まえながら、短期的な事業の着手に向け検討を進めると計画されています。

地元のアンケート調査や意見交換会等なされていますが、その先が足踏み状態でなかなか前に進まず、地元の方や町民から問合せがあります。町として今後の取組をお聞きしたいと思います。

次に、吾妻峡レールバイク「アガッタン」の乗車率100%を目指す運行看板の設置についてお聞きします。

アガッタンは、マスコミ等の媒体で取り上げられて利用者が伸びてきており、今後に期待しております。私の孫たちも年に1回遠くから帰ってくると、アガッタンのファンで、ネットで直近の予約状況を確認して電話にて予約し利用しています。通告書のデータは令和4年度ですが、令和5年度の曜日ごとのアガッタンの乗車率は、月曜日63.6%、火曜日56.1%、金曜日59.5%、土曜日82.9%、日曜日87.5%、祝日93%で、平日では最終前後に予約枠に余裕があります。

乗車率100%を目指すために、ネットや電話予約だけでなく、吾妻溪谷入り口の信号の先のエントランスパークの駐車場に予約状況の看板を立て、信号待ちの観光客にアピールし、乗車率の向上を目指してはいかがでしょうか。

次に、旧東村ふれあいの家は、昨年、監査委員の報告や議員からの質疑がありましたが、榛名湖の美しい湖畔を見ながら湖を1周すると、ふれあい家の前に来ると急にやぶになり、景観が損なわれています。山あいには立っていればそれほど目立たないが、湖畔側は非常にきれいな状態になっており、やぶが非常に目立ちます。榛名湖周辺の事業者には迷惑をかけないためにも、建物は先の問題として、ふれあい家周辺の環境整備については早急に行う必要があると思いますが、町長の考えをお聞きします。

最後に、上信自動車道の西バイパス7キロメートルがいよいよ3月20日午後3時に開通の運びとなります。遺跡の発掘や様々な困難に巡り会いながらの開通で、関係者の皆様の喜びもひとしおだと思います。

さて、上信自動車道の東バイパスと東バイパス2期の2工区の完成が2029年度に延期されることが決まり、残念ではありますが、当初計画より国道145号線（1日の車両通行量が約1万700台）と群馬原町駅南側を通る県道28号線（1日の車両通行量が約3,800台）が大幅に減少することが懸念されています。5年後の2工区完成までに、今までいろいろな方から意見がありましたが、川戸・原町インターからのアクセス道路の整備や、商工業の維持をもう一度考えていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞きします。

以上4つの質問の答弁をお願いいたします。関連質問は自席にて行います。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、里見議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の群馬原町駅南側地区まちづくり計画についてでのにぎわい交流ゾーン整備でございますが、駅南まちづくり連絡会や日頃からまちづくりに携わっている皆様と意見交換会を行い、広く住民の意見を伺いながら住民との協働のまちづくりを進めてまいります。

また、群馬県都市計画化及び官民連携プロジェクトチームを招き、現地視察の後、地元住民を交えて意見交換を行いました。実際に利用する中で、意見収集を行いながらまちづくりを進めることの必要性を確認し、新たなプレーヤーを見つけてまいりたいと考えております。

プレーヤーを見つけるに当たり、地元団体と協力し、昨年12月に群馬原町駅南側地区まちづくり計画に係る旧庁舎跡地利活用イベント・クリスマスマルシェを開催したところ、多くの方のご来場をいただきました。参加者からは音楽イベント、子供向けイベント、キッチンカーによる出店など今後も行ってほしいとの意見が多数寄せられました。

これらを踏まえて、来年度はトライアル・サウンディングを実施する計画であります。トライアル・サウンディングとは、希望者に旧庁舎跡地を暫定的に使用してもらい、希望者の提案事業を試験的に実施する機会を提供するものであります。その成果を検証し、東吾妻町の交流の玄関口である群馬原町駅南地区の望ましい将来像について、検討してまいりたいと考えております。

2点目のアガッタン乗車率向上のための看板設置についてでございますが、アガッタンの令和5年度実績におきましては、県内外から2万4,000人を超える多くの皆様にご利用いただき、令和3年度から本格運用を開始して以来初の黒字化となる見込みでございます。休日の利用につきましては、前年度に比較してさらに向上し、特に祝日の乗車率は93%まで伸

びております。一方で里見議員ご指摘のように、平日の利用率は60%台となっており、まだ伸長の余地があると捉えております。

ご提案の、案内看板による観光客に対する直接的なアピール方法は、非常に有効な手段であると考えられます。今後の通行車両へのアピールをさらに強化するため、群馬県八ッ場ダム水源地域対策事務所の協力により、このたび吾妻溪谷入り口信号付近にアガッタン案内看板を設置していただけることになりました。この看板を活用し、観光客の目に留まり、平日の乗車率向上に結びつけるための方策を、現在担当課で検討しているところでございます。

また令和6年度におきましては、平日の運行日数を20日程度増やし、利用者のさらなる増加と地域活性化につながる取組を前進させてまいりたいと考えております。

3点目のふれあいの家周辺環境整備についてでございますが、ふれあいの家は平成3年4月に旧東村の時代に建設をされ、既に32年が経過をしております。里見議員ご指摘のとおり、これまでに監査委員さんや議員の皆様からご意見をいただいておりますが、今後は榛名湖畔全体の景観を損なわないよう、樹木の伐採などを行って環境に配慮してまいりたいと考えております。

また、昨年12月には、映画制作会社から依頼がありまして、サスペンス系の映画舞台として撮影が行われました。今年の秋には映画が公開される予定でありますので、今後映画の人気にあやかり、このふれあいの家に付加価値がつくことを期待しております。

4点目の上信自動車道の開通関連でございますが、川戸・原町インターからアクセス道路整備や上信自動車道へのアクセス向上により、企業誘致の支援など地域活性化や産業競争力の向上に寄与する路線として重要でございます。その路線計画については、委員会等でお示ししている金井・川戸線を含め、4路線延長約3,730メートルを予定しております。この路線の道路設計は終了し、現在用地補償調査や補償交渉を進めておりまして、上信自動車道の開通までに群馬県と連携し整備を完了する予定でございます。

上信自動車道及びアクセス道の整備により、地域内の交通環境が向上することは、町内の様々な産業の維持発展にとって大きなチャンスになると捉えております。町外からの大規模企業誘致の可能性に目が向けられがちですが、これにとらわれず企業立地促進条例に基づく奨励金制度などを活用し、中小企業のスタートアップにも焦点を当てた、地域内の雇用創出と経済活動の活性化を推進してまいります。また、交通利便性の向上は町内の既存企業や各事業者にとっても新たなビジネスチャンスを生み出す機会につながるものと考えております。

完成までの期間を、東吾妻町のよりよい未来に向けた貴重な時間であると捉え、様々な創

造的なアプローチを検討しながら町内産業の維持発展のために施策を引き続き推進してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 再質問ありますか。

8番、里見議員。

○8番（里見武男君） 町長には丁寧な答弁ありがとうございました。

最初に、原町駅前のアーケード店舗の一番北側ですか、旧ふたば食堂のなんですが、その関係者は現在沖縄在住と聞きました。それで見ますと、家の中に木が生えて、つるも伸びて、そのつるが電線、駅前の道路を横断するような感じでつるが生えております。これから青く目立つようなつるになります。このつるを切るようなことはできないかどうかお聞きします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私も毎朝毎晩あそこを通っているので、状況はよく分かっていて、いろいろ言っているんですけども、沖縄に今所有者がお住まいだということでございますので、なかなか連絡も取れないということでもあります。勝手に切ってしまうと、これは大きな問題になりますので、町としてもなかなか手が出せないということでございます。今後は沖縄在住の所有者と連絡を取りながら、早急に、いわゆるやぶですね、やぶをきれいにしなきゃならないというふうには考えております。

○議長（佐藤聡一君） 8番、里見議員。

○8番（里見武男君） そのところなんですが、また、近所の人のお話ですが、その家にタヌキが何かすみついてですね、それでそういう話を聞きます。夜、タヌキが徘徊しているようなことを言っていました。先ほども申したんですが、家の中から木がどんどん生えてですね、外見もう特定空き家じゃないかと思うぐらいの家になっていますが、一度調査をしていただくことはできますでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、以前から問題視してですね、いろいろな、所有者との連絡等も取るように努力をしております。今後も、しっかり早急に、何しろ駅目の前ですからね、非常に目立つところでございますので、早急に処理をしてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 8番、里見議員。

○8番（里見武男君） ありがとうございます。

それとですね、群馬原町駅南側地区まちづくり計画の56ページにですね、このにぎわい交流整備ゾーンを最重点地区に設定して、短期的な事業の着手に向け検討を進めるとうたっているんですね。この短期的というのはどのような意味をしておりますか、お聞きします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員ご指摘のように、あの商店もですね、いわゆる全滅状況になっておりますので、ここを何とかしてまいりたいと思います。町のメインの、群馬原町駅前でありますので、これについては所有者の意向というもの、把握をしているところでございまして、できれば本当に短い時間に一気に整備をしたいという願望はありますけれども、国の事業の活用、県の事業の活用等の問題もありますので、その点を踏まえて、いわゆる国が示すまちづくりの都市計画ですね、計画も策定しながら進めないとなかなか資金的な面で、財政的な面で問題も出てくるわけでございますので、そういう面を克服しながら今後早急に進めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 8番、里見議員。

○8番（里見武男君） 答弁ありがとうございます。

続きまして、アガッタン看板の件なんですが、エントランスパークの道路側の空き地に吾妻峡の看板が一つ大きなものが立っております。その看板の下に小さくアガッタンと書いてあるんですが、その周辺ですか、結構看板を立てるスペースが広く空いているんですね。あそこはおそらく、町営駐車場だとは思いますが、その周辺に道の駅のドッグランやこれから始まる指定管理者ハルルによる様々なイベントがこれから催されると思うんですが、そういった意味でですね、先ほど町長のほうから答弁いただいたんですが、看板を設置するようなお話ですが、そういった看板もぜひつけていただいでですね、町の活性化になればいいなと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねのアガッタン看板がありますけれども、その下に「水仙ちゃん」の絵があるんですけれども、そのところをカットして、そこに本日の運行状況、例えば空車ありとか、満車とか。そういう情報が入るようなスペースとして利用してまいりたいと思います。また、アガッタンの事務所前が道の駅あがつま峡からよく見通せるようになっておまして、そのいわゆるフェンスのところ、横断的に看板をつけて、あるいは横断幕でもいいんですけれども、本日空車あり、1便、3便、5便とか。そういう情報を入れて

ですね、平日のいわゆる一種の飛び込み乗車ですかね、そういうものもできるような状況ができればなということで考えておるところでございます。今後も議員の皆様のお知恵なども拝借しながら、平日の乗車率の向上に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 8番、里見議員。

○8番（里見武男君） 看板の設置、ありがとうございます。

それとですね、アガッタンは片道運行のために、運行については観光客のほとんどが車で移動のためにですね、私の場合は、例えば孫たちがきてやった場合は、雁ヶ沢で降ろして、それで八ッ場の駐車場、ダムの上の駐車場ですか、あそこで待っていて、それで子供を乗せてどこか遊びに行くというふうなパターンなんですけど、吾妻峡の散策時間が取れない人が、復路の予約が取れない場合って結構あると思うんですね。

そういった場合に、帰りは歩かなきゃいけないと。時間に余裕がある方はいいんですが、ない人はですね、シーズンにはバスが出ると思うんですが、ない場合は歩いて行かなきゃいけないということで、例えば、領域間にですね、普通の自転車ですか、レンタサイクルというほどではない自転車ですか、置いておけば、帰りは自転車で戻れるというようなことにもなるかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ありがとうございます。

私も、アガッタンは孫と一緒に5回ぐらい乗っていますけど、やっぱり楽しいからですね、また乗りたいというふうなことで、かなり聞きます。私の場合には、行きを吾妻溪谷沿いに散策しながら歩いて行ったり、帰りを歩いてきたりというふうなことで楽しんでおることとでございます。そういう方もかなりいるようでございます。また、議員おっしゃるとおり、降りて、ダムのエレベーターを使って上に行って、駐車場で待ち合わせというふうな方策も取っている人も多いかと思えます。

レンタサイクルというふうな話が出ております。始発の事務所にはレンタサイクルが何台か置いてあって、行きは利用できると思いますけれども、まだダム下の駅にはですね、レンタサイクルが配置していないという状況でございますので、そういう点も今後は十分に配慮しながら皆さんがですね、いろんな方法で、いろんなコースで楽しんでいただけるような方策を考えてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 質問の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時15分といたします。

(午前 11 時 03 分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

○議長（佐藤聡一君） 続いて、8 番、里見議員。

○8 番（里見武男君） 先ほど看板の話、大変ありがとうございました。

あと八ッ場ダムの上流ですね。あそこは皆さんよく見学するんですが、あそこから下をのぞくとダム下が見えるわけなんです、当然アガッタン八ッ場駅も見えるわけなんですけれども、先ほど予約状況の確認なんです、上から見て予約状況を見られればですね、空いているなということで乗ってみるかもしれません。そういったこともですね、そのような検討もぜひお願いしたいんですがいかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ダム上のところから見通せるし、ダムのエレベーターで降りてきてあそこに、アガッタン空車ありなんていうのを見れば乗ってくれる人もいますので、その点についてもですね、設置できるようであれば設置をしてみたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 8 番、里見議員。

○8 番（里見武男君） あとですね、今看板の話が出たんですが、東吾妻町側にはトンネルの手前に八ッ場ダムという看板は一個もないと思うんですが、下流側ですからないのかもしれませんが、そういったことも必要かななんて思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 八ッ場ダム、この奥八ッ場ダムとかそういう話ですかね。乗車なさる方については、八ッ場ダムの存在というものはご存じかというふうには思いますけれども、これからあと何メートルで、何キロで八ッ場ダム、というふうな看板もあってもいいかなとは思っております。

○議長（佐藤聡一君） 8 番、里見議員。

○8番（里見武男君） あとですね、上信自動車道が厚田まで開通する予定なんですけど、長野原方面から厚田インターを下りたときにちょうどTの字になるんですけど、運転手さんが迷うのは、渋川方面へ行くときに、左へ回れば国道で行けますけど、知っている人は右に回ったほうが車も少なくていいかなということで、右に曲がって、で次の信号を左に曲がるとちょうど下郷と金井の町道があるわけなんですけど、ふるさと大橋の先ですね、一時停止なんですけど、あそこでお巡りさんに捕まっている方が結構いるんですね。

そういった場合、今後ですね、2029年に全線開通になるんですね。まだ5年ぐらいあるわけなんですけど、その間に下郷と金井線のちょうど車の通行量が非常に多くなると思うんです。そういった中であそこが一時停止ということなんですけど、結構皆町民の方は皆さん知っているから、パトカーがいるなということで分かるんですけど、一般の人が通るとあそこ結構一時停止しないで、両方見通しがいいもんですから、一時停止しないで真っすぐ行くようなことが結構これから見受けられるんじゃないかと思います。そんなことでちょうどがいいですね、もう少し一時停止するようなアピールですか、できるような看板等の検討もお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 厚田インターを現状の段階で下りて、右へ行くか左へ行くかの問題ですけれども、最近ナビを使って皆さん運転しているんで、果たしてナビがどっちを案内するのかということでしょうけれども、そこになるべく国道へ回るような案内があれば、ある程度いいのかなというような気がいたします。また、リンテックの橋の入り口のところでですね、一時停止のところもですね。これも土木事務所との相談でございますけれども、一時停止あるよというふうな分かりやすい看板も作るということが必要かなと思っています。厚田の左右の国道へ誘導するような看板も土木事務所と相談をしてつけられればいいのかなというふうなことで交渉してまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 8番、里見議員。

○8番（里見武男君） ありがとうございます。

最後に1点なんですけど、今、雁ヶ沢の先に行きますとですね、ハッ場ダムの下流には行けなくて通行止めになっているんですけど、横谷駐車場の先で駐車場のゲートがあるんですけど、今後見通しとしてですね、あの先はこれからずっと行けないのか、いつか通行ができるのか、それをお聞きしたいんですが、これ最後の問題といたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） あのゲートはですね、当分の間あのままで一般車は入れないということにしております。

○8番（里見武男君） 最後に1点なんです、ダム下に企業局の発電所があるんですが、私も一応一回視察でですね、発電所を見せていただきました。そしたら、発電状況をマッピングでこうやってよく分かるようになっているんですが、それに対して案内とか看板とかほとんどないわけですね。企業局としてはあまり人が来てほしくないのかどうかその辺はよく分からないんですが、そういった看板も、町とは関係ないかもしれませんが、人を呼び寄せるにはそういったこともアピールしてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 県企業局のダムでございますので、町で看板を設定するというわけにはいかないと思います。国に指定名称を、吾妻峡でありますので、看板類のその設置につきましても、文化庁なりの許可がいるようになるということになりますので、非常に思ったように看板類が設置できないという状況にはあろうかと思えます。特にダムにつきましては、町の意向ですぐ看板というわけにはまいりません。今後そのような状況になれば、企業局に提案なり要望が必要かというふうに思います。

○議長（佐藤聡一君） 8番、里見議員。

○8番（里見武男君） いろいろ質問して答弁ありがとうございました。

アガッタン号、また東村のふれあいの家周辺の整備ということでやっていただけたということなんで、大変ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（佐藤聡一君） 以上で、里見武男議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和6年第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会をされました今期定例会におきましては、人事案件1件、条例関係23件、予算関係14件、その他5件、合わせて43件を提案させていただき、全て原案のとおりご議決をいただきまして、本日、閉会の運びとなりました。

今回の審議の中で多岐にわたるご意見や具申をいただきましたが、これらの内容を真摯に受け止めまして、今後、町政を執行する中で生かしていく所存でございます。

また、議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しまして感謝を申し上げます。

議員各位におかれましては公私ともご多忙な日々が続くと存じますが、健康には十分ご留意の上、町勢発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願い

申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

令和6年第1回定例会は、3月4日から本日まで15日間にわたり開催され、人事案件1件、条例関係23件、令和6年度当初予算8件、令和5年度補正予算6件、その他5件の執行部提案に加え、議員提出議案1件等、始終熱心にご審議いただきました。また、町政一般質問には5人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また、諸般にわたりご協力いただきました執行部の皆様に心よりお礼を申し上げます。

会議中の発言には町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思ひます。事務執行に当たり、それらが十分生かされてくることを期待しております。

結びに、今定例会につきましても、インフルエンザやコロナウイルス対策として手指の消毒などの感染対策をお願いいたしましたが、皆様のご協力により無事ここに閉会を迎えられることを感謝申し上げます。

今後につきましても、皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍を期待申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 以上をもって、令和6年第1回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時28分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 佐藤 聡 一

署名議員 小林 光 一

署名議員 重野 能 之

署名議員 竹 淵 博 行